



日本史の法哲学(人の巻)

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法學雑誌, 68(3):103-220

(Issue Date)

2018-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010635>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010635>



神戸法学雑誌第六十八巻第三号二〇一八年十二月

日本史の法哲学（人の巻）

蓮 沼 啓 介

目次

第7章 神国思想の展開	104
第1節 伏見の殿様	104
第2節 禁裏教団の成立	113
第3節 守護権力の伸長と荘園領主の没落	120
第4節 武家領主の支配と地侍の登場	128
第5節 春秋戦国の時代	134
第6節 戦国国家の可能性	144
第8章 皇国思想の成立と展開	150
第1節 天下人の時代	150
第2節 改元権力の回復	159
第3節 皇国思想の成立	161
第4節 記紀神学の成立	164
第5節 皇国思想の展開	166
第6節 皇国思想は延命する	167
第9章 西洋の挑戦と近代日本の誕生	170
第1節 天皇将軍制の根本矛盾	170

第2節	皇国思想の粘着力	175
第3節	皇国思想の社会的効用	178
第4節	日本国憲法の成立と八月革命説	179
第5節	ノモス主権論争の歴史的意義	181
第10章	未解決の諸問題	182
第1節	残された問題（その一） 日本国憲法誕生の法理	182
第2節	残された問題（その二） 皇室典範の違憲性	184
第3節	残された問題（その三） 日本国憲法体制の構造欠陥	191
第4節	政治的リーダーシップの消失とその回復	194
第5節	政教分離への途	197
補論	1～5	201

第7章 神国思想の展開

第1節 伏見の殿様

更に足利義教の政権により天皇職が再編される。武家政権の内部に位置する教団の首長これが北朝の天皇の確保した新たな地位であった。武家政権による寺社一円領の保護がその経済的かつ社会的な基盤であったことは明白である。北朝の天皇は武家政権の内部に取り込まれ、その教会部門に再編されたということである。こうして全国政権としての公方権力が崩壊した後に天ツ皇つまり只の祭主へと発展する道が敷かれる。やがて全国政権としての武家政権が瓦解し、また長講堂領の飛散により、皇族財産が散逸しても、禁裏教団へと発展する組織の骨格が形成することとなった。制度の面で教団形成の用意が調えられたということである。足利義教の政権において天皇は禁裏御所の首長という新しい地位に据えられ、新たな飛躍を開始する体勢が用意されたということであ

る。足利義教は公方になる前は天台座主義円であった。理事無擬を説く天台の教義に照らして全ての神々や宗門を束ねる試みは簡単に行い得たと推定される。寺社勢力にしても寺社の荘園を保護する公方権力には協力的であり得たわけである。

こうした帝王から祭主への言い換えれば天皇から天ツ皇への変身を生活面で用意し精神面から支えたのが伏見殿の暮らしぶりであった。

伏見殿は山荘と周りの寺院群を中心とする荘園である。室町後期には伏見九郷に広がる規模の荘園であった。本所職はわずかであるが、領家職や預所職はそれなりの石高であった筈である。伏見宮家は皇族の出身にしては珍しく早くから在地領主となったわけである。

伏見山と巨椋池の間という交通の要所に位置していた。

伏見という小国の様子を窺って置こう。伏見庄には常備兵はいなかったが、民兵の組織があった。民兵動員の記録が残っている。

永享六（1434）年の十月に山門騒乱が生じ、室町の政府は比叡山の僧兵による嗾訴に直面した。山名時熙の主導の下、武家方は厳戒態勢を取った。内裏には斯波と細川の軍勢を配し、室町の御所には管領であった細川持之と一色を配備し、また前線である洛北の松崎には山名、中賀茂には赤松と小笠原、藪里には畠山の軍勢を配置して、神輿の入洛を阻止する態勢を取った。神輿を担ぐ僧兵を全員包囲して打ち取るという強硬策が敷かれたからである。それだけでなく、更に背後に当たる醍醐や山科や伏見の辺りの「土民」や「地下人」に対しても動員が掛けられている。それぞれの領主を通して落ち武者になった僧兵たちを捕まえて「具足」つまり武具や鎧兜を剥ぎ取る様に要請したわけである。特に「伏見地下人」には総出で僧兵の退路を断つようにという要請が出されている。この要請に対して伏見庄は次の様な形で対応した。三木（ソウギ）村の即成院の早鐘を鳴らし地下の侍衆と村人達を召集している。今の消防隊の様なやり方である。

三木五郎馳参、神輿已奉下山上之由、有風聞、地下人急々可参之由申、而地下輩緩々無用意之間、為召集、即成院早鐘鳴、晚景御香宮集会、付着到、（禪啓猶子） 小河五郎左衛門尉（浄喜子） 同新左衛門尉（禪理子） 三木五郎（御所侍） 内本助六（禪啓子庭田青侍） 藤兵衛尉（禪啓子正栄猶子） 岡勘解由亮（俊阿猶子） 芝左衛門五郎侍七人下人五十人
舟津村六十人 三木村百人
山村三十人 森村十五人
石井村十人 野中村十人
已上三百余人
半具足之輩集⁽¹⁾

300人余りの軍勢が集結している。これが民兵組織である。出動の費用は室町の政府が山門の年貢を差し押さえてその一部を充てている模様である。ただ働きではなくて日当が払われるということである。

伏見九郷の中でも、やや遠方の大亀谷に位置する法安寺村や北内村や北尾村からは村人は集まって来ていない。伏見殿に近い郷から人が召集される組織が出来上がっていた模様である。

伏見宮家は皇族の出身にしては珍しく早くから在地領主となった。伏見の殿様であったといってもいい。後花園天皇が伏見宮家から本家の天皇家に入ってから、代々親王宣下を受ける家となった。親王宣下というのは実際には天皇の皇子である親王ではないものの、親王と同格の地位を認められるということである。親王と同格にしておけば、いざと言う時に養子に迎え入れることが簡単にできる仕組みである。血の繋がりだけでは養子に取るには条件が足りな

(1) 藤木久志『村と領主の戦国世界』東大出版会、1997。173頁参照。
（括弧）は筆者が付したものである。

い。伏見宮家の子供達は親王の子供達である諸王と同格になるので、天皇の孫と横並びになり、養子に取りやすいわけである。

伏見宮はいわば伏見という小国の国王であった。

伏見宮家の財政基盤に目を向けて置こう。⁽²⁾(表12)

(表12)

御領目録 (裏書アリ)
人給付之、

一、伏見御領 依旱水損年貢不定、

五个加納

深草 寶嚴院御寄進、 炭山 冷泉三位 水基卿、御恩、

榎嶋 田向三位 長寛卿、御恩、 下三栖 有俊御恩、

小芹河 郷秋御恩、

一、播磨國衙 貳萬陸千疋、 本年貢三萬五千疋、 奉行得分百貫云々、

一、尾張熱田領 四百五十貫、 別納藪郷 萬餘疋、

一、近江山前南庄・同七里 號橋爪、 田向御恩、・八里村 奉行院廳、 定直五分一得分、

參百五十餘石 六條殿兩社神供、正・五・九月 三百疋宛之、

同北庄役 四十貫、

一、昆布・干鮭月捧 五百餘貫、 毎月四十二貫沙汰、

一、若狹松永庄 一圓百餘貫、

半濟定直奉行、半濟淨喜奉行、

一、近江鹽津庄・同今西庄 兩庄年貢卅五貫、 加増分三百疋、

一、日向大嶋保 貳千五百疋、

一、筑前住吉社 參千五百疋、大内代官安富如元執沙汰、三千疋 請申、

(2) 『皇室制度史料』皇族四、S61、吉川弘文館。

なお播磨國衙別納に「石見郷 七千餘貫 大通院御寄進」とあるが、一貫は千文であり、七千貫は数が大きすぎるのでここは七十貫の誤りではなかろうかと推量される。大通院は栄仁親王の称号つまり戒名である。栄仁親王の没後の菩提を弔うために大光明寺に寄進が行われたものである。

- 一、丹波草野・同戸野谷 廿餘名、三木善理奉行、
- 一、播磨飾摩津別府 千餘疋、華恩院課役分 五百疋
致沙汰、
- 一、同國平野五名半分 千疋、
- 一、一條東洞院敷地 參千疋、炭・御油料所 御乳人奉行、
- 一、播州佐保社郷 三百疋、曇華院御喝食進之、
播磨國衙別納十个所
- 一、石見郷 七千餘貫、大通院御寄進、一、比地御祈 卅貫、南御方知行、
- 一、伊和西 貳千餘疋、一、市余田 貳千參百疋、春日殿
- 一、玉造保 二千五百疋、庭田大納言 一、佐土余部 四千五百疋、加増千
五百疋、以上六千疋、隆富朝臣
- 一、粟賀加納 三百餘疋、田向三位一
己上七个所 殘三个所不知行、
永享十二年八月廿八日當知行分記之、
御判（後崇光院）

一疋は十文のことである。百疋で千文になり、千文は一貫文に当たる。三千疋ならば三貫文になる。二萬陸千疋ならば二百六十貫になる。

室町院領に属する荘園と水運により結び付いている。例えば越前の磯部庄からは「昆布」と「干鮭」が毎月収められている。磯部庄の所在は不明である。おそらくは敦賀半島の水島辺りの漁村であったと推察される。琵琶湖の北部にも同じ室町院領に属する塩津庄や今西庄があるので、敦賀から塩津街道を通過して山越えて塩津に運んで、琵琶湖を渡り瀬田川に入り途中で名が変わる宇治川を下って伏見まで荷物を運んだのであろうと推定される。若狭の松永庄は小浜にあったが、小浜からは若狭街道を通過して近江今津まで陸路を進み、今津から舟で荷物を運んだのであろう。これに対して尾張の熱田領や播磨の国衙領からは年貢の米を現地で売却した代金が錢で納められたものと推察される。近江山前庄は神崎郡にあったので、ここからは米俵を愛知（えち）川を下って琵琶湖を通り宇治川を伏見まで下ったものと推定される。

伏見宮家の財政基盤は地味かつ堅実である。特に琵琶湖の浦人たちとの結び

付きが強かったのではないかと推察される。

伏見宮家に支えられて天皇家は名門の祭主という新しい神聖な権威を確保する。

更に応仁文明の大乱により室町殿の権威と権力はすっかり衰微することとなるし、また応仁文明の大乱により長講堂領が散逸してしまう。こうし禁裏御所の困窮の時代が始まる。

かつて王権を支えた経済基盤は消失し、天皇は帝王から祭主である天ツ皇へと変身を遂げて行く。後の花園天皇の時に移行が完了した。天日嗣とは天皇家の嫡子が継承する祭司の地位のことである。天皇家の嫡子は宗教家としてまた聖職者としての新しい権威を獲得した。天ツ皇と呼ぶにふさわしい祭主の誕生である。

天皇家の確立と伏見宮家という親王家の分立は政教分離の新しい発展を意味する出来事であった。儀礼の水準における政治と宗教の分離独立が進展したからである。帝王としてかつての天皇の有していた権能のうち、政治の実権は公方御所へ移転し、祭司としての権威は純化される形で禁裏御所に引き継がれたが、祭司王すなわち儀礼的な君主としての権威は親王家が引き継ぐこととなったからである。親王家は伏見といういわば小国家に当たる地域において伏見殿という小君主の立場に立ち、もともとは畠山氏の内紛に発する応仁文明の戦乱や南山城の国一揆をくぐり抜けることができた。宗教儀礼は天皇家が引き継ぎ、君主としての儀礼は親王家が引き継ぐという体勢が取られ、天皇家と親王家が車の両輪として皇統の存続を図る工夫が実現したからである。万一戦乱の時代に天皇家が断絶したとしても、親王家から養子を送り込む体勢が調っていたということである。親王家の分立は天皇家の存続を支える要のひとつであった。

北畠親房の『神皇正統記』を信じて持明院統が正統であることを立証しようとして、五世代後の子孫を天皇に即位させることを辛抱強く目指して栄仁親王や貞成親王は別家が続けたものと推察される。京都の町を離れて伏見殿に居住することにより、戦乱を避け身の安全と生活の拠点を確保したということであろう。不安は的中して後光厳院の皇統は断絶したが、後花園天皇を送り込むこ

とにより持明院統の皇統を持続させることとなった。

それと並んで生活面や精神面での地ならしが伏見殿で進んでいたわけである。

後花園天皇により、伏見殿における堅実な生活ぶりが禁裏御所に持ち込まれる運びとなり、帝王から祭主への変身を生活面と精神面の双方から支えることとなる。

栄光の座から奈落への転落を経て、辛抱強く新たな生活基盤を確立する。栄仁親王と貞成親王の二代を通じて、こうしたかつての帝王の時代には思いも寄らない様な細やかな生活の知恵と簡単には物事を諦めない精神の強さを体得していく。これが後々儀礼の家を支える精神になるわけである。神仏を深く信じる者には神仏の御加護が与えられるという信念がその核心に置かれていることは明白である。

更に明応二（1493）年に起きた細川政元のクーデターにより室町將軍は地域権力に縮小しやがて流れ公方という名ばかりの武将にまで転落する。こうして全国政権としての公方権力は不在となる。室町の政権は完全に空洞化し、王権としての公方職は消滅してしまう。

こうして長期にわたり繰り返される戦乱の時代が訪れる。

九条政基の日野根莊への下向は細川政元のクーデターにより開かれた新しい歴史情勢に敏速に対応する動きであった。⁽³⁾和泉国日野根莊は現在の大阪府泉佐野市の山寄りの和歌山県との境にあった農山村である。文亀元（1501）年三月廿八日に前の関白であった九条政基は日野根莊に向け京都を立った。明くる廿九日に堺に寄り夕刻には以前には政所が置かれていた日野根村の無辺光院に着いた。翌々日の四月一日には平野部の日野根村から山間部の入山田村の長福寺に居所を移した。守護方との争いが予想され用心のためである。

永正元（1504）年の末に京都に戻るまでの四年間、九条政基はこの地に滞在

(3) 水藤真『戦国の村の日々』東京堂出版、1999。参照。

した。莊園領主は本所ないし領家といって京都に滞在したまま上納される年貢を受け取るのが普通である。九条政基のごとく現地に出向くのは例外であった。九条政基は公方権力の消滅という新しい歴史の発展に伴う可能性に賭けたのである。全国政権としての公方権力は消滅した。

とすれば公方権力により押し付けられた半済により守護方に奪われた日野根莊の西方を回復することができるかも知れない。また未進の年貢の一部を取り立てることも実現するかも知れない。時代の権力状況の変化に九条政基は敏感であった。

だが武家法の浸透というもうひとつの歴史の発展には九条政基の認識は及んではいなかった模様である。日野根莊はもともと九条家が開発した莊園であり、領主として一円支配する正当な資格を有しているし、それを証明する文書も備わっている。これが九条政基の論理であった。だが守護方は地頭として当知行を続けているという反論を有していたのである。二十年間当知行を続けていればその領地に対する支配権を擁護できる。これが武家法であった。当知行とは実際にその地域を見張り年貢を収納していたという実績のことである。日野根莊は日野根村の西方七カ村と東方三カ村と入山田村四カ村からなっていたが、西方七カ村は半済により地頭方に奪われてしまっていたわけである。九条家が当知行していたのは領家分の東方だけであり、地頭分の西方は守護方が当知行していたので、守護方は、もし裁判になれば当知行を証明するだけで勝訴することができる、自信を抱いていたわけである。九条政基に理解できなかったこと、それは公家法は既に武家法に吸収されて辛うじて生き残っていただけであるから、武家法の論理を覆すことなどあり得ないという歴史の現実であった。公方奉行人の沙汰は当知行の範囲で一円支配を認定しているのであるから、開発領主であっても当知行がない地域に対しては所領回復は実力行使によってしか実行できないことになる。これが武家法であった。

こうして日野根莊は根来寺という武装寺院に借金返済の形に引き渡されることとなる。

日野根莊の代官職を根来寺に与え、年貢は借金の返済に充て、返済が終わっ

た時点からは年貢のうち領家の取り分は九条家に納付する。これが九条政基が現地に赴き四年間の悪戦苦闘の日々を経て獲得した成果であった。領地を回復するために寺社勢力も次第に武装に向かうのである。

領家と地頭が激しく領地を争えば二重成=フタヘナシという年貢の二重取り立てが発生する。全国政権としての公方権力が不在になるとこうした事態が限界的に発生することは避けがたい。当知行の論理の行き着く先であった。乱世の民衆の寄る辺のなさはここに極まることになる。

武家領主の階級支配はもはや歴史の必然であった。こうして戦乱の時代が訪れる。

天ツ皇は迫りくる戦乱の時代に向かって貧しくも華やかに飛び立って行くのである。

こうした発展の背後には時代の変化が進行していた。

その背景には荘園制の衰滅と荘園領主層の寺社勢力への転身という歴史の激動があった。

公方権力が神仏を保護した結果として神仏の法が成立する。こうして荘園領主であった本所の領主職と在地領主や地侍の名主職と農耕を行う作人職とが互いに自己を主張する三すくみの時代が訪れ、混乱の時代がやってくる。分捕りや買い取りによる一職への移行が徐々に進展する。武家の実力が全体としては伸張し、その圧力が強まる時代となる。神仏の法の成立により、寺社の境内支配の在り方が大きく変化していく。武家の所領支配に似た排他的な境内支配へと移行していく。こうしてそれまで寺社の門前に広がっていた公界という開放された公共空間が縮小消滅に向かい、遍歴職人や旅芸能者の活躍する場所が狭められてしまうことになる。更にそれに続いて武家による神社の勧請や菩提寺の建立が盛んになり、そうした傾向は決定的となる。

公界は以前には憂き世のしがらみから逃げ出せる別天地であった。この公界という別天地は長期にわたる戦乱のうちに寺社の門前に広がる商業の別天地へと転回する。徳政免除の特権を禁裏御所の権威を介して徐々に認められるに至るからである。営業権の保証とは当知行の論理がまず漁業権の成立を促し、更

に商業の実績の保証へと発展する道であった。一所懸命から商売繁盛への発展はこうした道筋に沿って進んで行くのである。例えば伏見稲荷は江戸時代には商業神つまり商売の神さんになって行く。神仏の御加護が商売繁盛に結実する天下太平の世が遠い未来にやってくる。そうした土壤がこの時代に徐々に用意されていくわけである。一生懸命に商売に打ち込む時代が到来するのである。

第2節 禁裏教団の成立

こうしてお伽草子の時代がやってくる。

特に後花園天皇こと禁裏彦仁による正戦の論旨が旋回点となる。太陽神の祭り主であった天皇が日本国の中心として、合戦の正邪を判定する審判の立場に立つことになったからである。関東公方である足利持氏の反乱に手を焼いた足利義教が要求したのが始まりであるが、やがて管領やら諸国の守護（のちに大名）やらが武力行使の正当性を天皇の判定に求めることになって行く。乱世の天皇は政治的にまた軍事的に無力であればあるほど、中立的な判定者としての資格を備えていると見なされるに至ったからである。

お伽草子の世界とは一体何なのか。

禁裏とか天朝とかいう天っ皇の地位は宗教秩序において頂点に立つ祭司の地位であり、政治とは独立した教団の内部秩序を形成することとなった。ここに日本政府とは区別される、それとは別の日本社会の原型が認められる。日本的な社会の雛型がここにある。箱に収められた内裏雛とは、こうした宗教秩序の内実を示す模型図である。雛祭りの雛壇と全国の神社や寺院で執り行われる儀式や祭礼の席次には、こうした宗教秩序が具現されている。

宗教秩序における位階とは神仏の恩寵が得られる予測値ないし期待値と考えられる。神仏の加護や強運に恵まれる者は位階が高い者である。こうした神仏の果報を告げる物語が制作され、流布するに至る。神仏の本地物を本とする縁起の草子の到来である。

後に御伽草子と呼ばれる挿絵入りの短い物語が制作される。

一口に言って芸能者の文学である。町衆の文学といっても、商人（あきんど）の文学ではない。没落した荘園領主の一部は芸能者としてあるいは聖職者として乱世を生き延びた。芸能者は専門人の先駆形態である。

応仁文明の大乱を通して、全国政権としての公方国家が瓦解して、京都は焼け野原となってしまう。戦後復興に向けて祭主に変身した天ツ皇を扇の金目つまり中心に据えて宮廷文化を普及する団体が結成される。これが禁裏教団の成立である。禁裏御所と国衙に出入りする官人たちのネットワークが禁裏教団の活動を支える素地となった模様である。

禁裏教団を結成する中心になったのは飛鳥井家であった模様である。南都における寺院経済の疲弊により顧客を失った奈良絵本の匠たちを使って、仏画に変わる挿絵入りの御伽草子を考案し、没落し流転する貴公子や姫君つまりかつての荘園領主の末裔たちに生き抜く知恵を授ける一方で、神仏の恩寵を説いて、神仏の加護を求める民衆の内に宮廷文化に対する憧れの心を広める工夫としたわけである。

武家は上客であった。特に蹴鞠などは人気が高かった。詩歌管弦も京の文化に通じた雅な人たちに接近するのに役に立つ趣味として案外流行した。

御伽草子は神仏の修業時代の物語である。神仏の加護を例証する物語でもある。官位すなわち官職や位階が神仏の恩寵を示す序列の物差しになっている。お伽草子は宮廷文化の魅力を宣伝する書物である。笛を吹けば鬼すらおとなしくなる。詩歌をそらんじれば都の女たちの心を引き付ける事だってできる。お伽草子は公家町であった上京の文学であって、商人町であった下京の文学ではない。没落公家と遁世者の文学である。神仏の果報を説き神社仏閣を宣伝するための物語が中心である。神仏の修行時代の物語である。これに貴種零落譚が加わる。没落の寸前の地点からかろうじて転生して芸能者になった都市門閥の文学ではある。芸能者とは一芸一能に秀でた者のことである。今の芸能人よりも広い概念である。芸が身を助けるという庶民の抱く生活の知恵の源である。「詩歌管弦の道」が大事である。詩歌の呪術化と言ってもいい。詩歌や管弦は

洗練された呪術としての儀礼の一部であった。⁽⁴⁾

お伽草子はなぜ通俗的なのか。実生活における濃やかな感情や思いに残る体験を活写するのではなく、宗教的な信念を描写し表出する物語であるからである。因習と通念に溢れている。人々の心理の奥底を捉えている。無力であるにも拘わらず金襴緞子や金銀財宝に示される栄耀栄華に憧れる人々の心情を吐露している。神威や仏報が世俗の出世を操るという信念が広まり、神仏の果報が信仰の対象となる。縁談における縁結びや子宝の授かりに神仏の加護が発揮される。あるいは呪術の力や幸運が示される。とはいえ何もかも呪術により解決するわけではない。呪術の有効な領域が縮小しているところが肝心である。合戦や商いは神仏の加護の典型的な対象領域ではもはやない。箱庭とか盆栽とか雛壇とかと同様の発展である。呪術が小さく纏まって行く。洗練されていく。貴公子や姫君にふさわしい世界である。

神仏の加護を受ける恩寵のカリスマを持つ高貴な血筋の物語が発展し普及する。これは格式社会の前奏曲である。宗教秩序を編成する工具として位階や官職が活用される。祭礼や儀式の序列に宗教秩序が表明される。世俗の日常の実生活の秩序とは別物である。

天朝様とはこうした宗教秩序を編成する動力の名称であった。天朝様とは天上の朝廷の首長という意味であり、地上の朝廷である政府とは別物である。御伽噺を読み聞く者には自然に神仏の果報が染み込んで行く。日本国が神仏の恩寵に恵まれた神の国であると感じてしまう。神仏の加護のある国であることに納得してしまう。これは神仏習合の思想から派生した物語である。修行の階梯

(4) やがて天下太平の世になると商家の婦女を楽しませる独立した御伽話になる。例えば「御曹子島渡り」は波瀾万丈で荒唐無稽であるが、恩寵や強運により試練や危機を突破するといった意外な筋の展開が驚きとスリルつまり緊張感とをもたらししてくれる。退屈凌ぎの慰めにちょうど良い作品になる。「物臭太郎」や「浦島太郎」は元々は「ホダカの本地」や「丹後の明神の本地」といった縁起物であろう。

に応じて仏や菩薩の境地に近づいていく。宗教者として完成者へと上昇して行く段階を御伽話に作り変えたものである。神仏を信じて神仏の加護を頼む者には神仏の恩寵が与えられるという信念がその中心に置かれている。

全体として宮廷文化への憧れを語る物語である。宮廷文化を身に付けると神仏の恩寵に恵まれやすくなる。神仏の加護を願うものには宮廷文化が良く似合う。宮廷文化こそあまたの御利益を介して、かくて人生に幸運と幸福をもたらす力を秘めた素晴らしい宝物であることをこれらの物語は語り続けているのである。

民衆の抱く不安感や無力感に応える物語である。寺社勢力の活動は全体として不安感や無力感を強く抱く民衆の願いや祈りに応えるものであり、神仏の加護や弥陀の本願を信じる人々に安心感を与えるものであった。乱世の民衆の心を深く捉える力を発揮した。ここに乱世における宗教勢力の持つ底力の源があったわけである。

神国思想は更に発展する。禁裏教団の要に天ツ皇が位置した結果、天ツ皇は宇宙の中心とされるに至る。唯一神道の成立である。

日本書紀の編纂と唯一神道の成立する様子を窺って置こう。

吉田兼俱とその子息のひとりである清原宣賢とその息子である卜部兼右の三人は応仁文明の大乱の残した知識の廃墟を越えて進む戦後復興の立役者たちである。神国思想は自国優越の思想という特質を有する。前期的な国民概念の登場であり、やがて皇国という概念を産み落とす。

日本書紀が神聖な書物つまり神典となる。⁽⁵⁾天照大神が日本国の守護神になった結果、日本国全体が他の地域に比べて価値的に優越した地域に上昇する。その

(5) 日本書紀の写本について。卜部家伝来本を三条西実隆が永正10/11（1513/14）年に書写している。ところが卜部家本は大永五（1525）年三月に紛失してしまう。以後は実隆書写本が写本の親本とされて今日に至っている。卜部兼右は享祿二（1529）年に実隆本を書写している。これが卜部兼右本であるが、神代紀二巻を除く28巻が現存している。

優位性を論証する論法が成立する。唯一神道の登場である。唯一神道は神道が儒教や仏教その他の諸々の教義の唯一の源と位置づけるお国自慢の思想である。

日本書紀の伝える神代の先行性という教義がその中軸をなす。神話の時代は孔子や釈迦の時代に比べ遙かな昔である。古事記や日本書紀の神話が伝える神道は太古の真実を伝える世にも優れた教えである。こうして本地垂迹説の逆転が可能となる。仏が本地であり神が垂迹であるとする教説に代わり、神が本地であり仏が垂迹であるとする新たな学説が登場する。本地と垂迹が入れ替わると、神聖な祭り主として天皇の地位が高揚する。全宇宙の中心に天皇が位置することになるからである。天皇の玉座は全宇宙の中心に位置する。

唯一神道の教理により、禁裏御所を扇の要に据えた神仏の階統秩序が設計される。唯一神道は禁裏教団の教義書の位置を占めることになる。乱世の天皇は無力ではあれ、その権威は極めて高い。⁽⁶⁾

こうして天ツ皇家は宗教儀礼を専門に受け継ぐ名門の祭主の家として存続し発展を開始するわけである。ここから太陽神天照らすの正統な末裔であるとする貴い血筋の神話が発生する。宗教家であり聖職者であるから、その地位を説明する神話が生じるのは極く自然のことである。清浄にやや偏した価値観を内容とする祭儀の体系であった。現世における無力に対応している。悪や穢れを払い退ける力に乏しいしそれに欠ける無力な宗教家であった。太陽神の祭り主であった。

神の国の二つの指標として日嗣の現在と神仏の加護の物語が挙げられる。宗教的なカリスマが序列化され、位階制と官職制とが応用された。不動の中心は天子様である。天朝様ともいう。天空の朝廷における貴人とは宗教秩序の中心であり頂点であることを示す。

(6) 後に例えば織田信長の用いた軍勢の威圧にも屈せず、断固とした態度で撥ね付けることかできた精神の力の源がここにある。また豊臣秀吉は禁裏御所の権威を活用して政権の正統性を確保しようとした。但し律令国家の帝王として天皇がかかって保持した権威と禁裏御所の権威の違いが分からなかった。

乱世における民衆の寄る辺のなさに祭主としての神聖な権威を天皇が新たに確保しえた根本の基盤があった。栄耀栄華に憧れ一獲千金を夢見ながら、生活の不安と身の危険に日々迫られ晒された乱世の民衆は神仏の加護や弥陀の慈悲を心底から希求し願望した。こうした大衆の祈願に応える動きとして禁裏教団や本願寺教団の拡大発展が生じた。

こうした空位時代に政治統合の代わりに日本を統合したのが神国思想という宗教思想であり、その中心である都にいた乱世の天皇たちであった。北畠親房のいう「正統」に所属していることを深く深く信じ続けた持明院統の崇光流と呼ばれる光厳の直系の皇子たちは後花園こと禁裏彦仁の世代によりやくその「正統」であることを実証することが出来たが、以後後水尾こと禁裏政仁まで直系相続が続いていく。こうして乱世を通じて、北畠親房の唱えた神国思想は禁裏御所とその周囲に浸透し、更に全国に広まっていくのである。

ところで禁裏教団の経済基盤はどこに求められるのか。

徳政免除の特権が禁裏教団との結縁を介して広く寺社に認められる。こうした機会が広がることとなった。寺社の門前に広がる縁日に今なおそのよすがが伝えられている。取引の安全がこうして確保され、商業の発展を支えるに至る。やがて例えば伏見稻荷はもともとは稻魂であり農耕神であったが、江戸時代に入ると商業神に神格を変身させるに至る。

門前町が商業発展の基地になる理由がここにある。門前町が各地域の商業のセンターとなり、更に寺社の本末の系列に沿って全国的な商業のネットワークを結ぶに至る。尊王思想の勃興する経済的な土壌がここに見いだせる。

乱世の天皇とはいわば在地領主の争いに勝敗の判定を下す行司であった。その衰微が、新たな権威の源泉でもあったのはまことに皮肉の限りであった。在地領主の争いが続く限り、乱世の天皇には出番があったということである。天皇は天ツ皇として新たな権威を生成し始めていたということである。

出番の意味は次の如くである。大名たちはあちこちで諸国惣追捕使の権力を割譲する要求を掲げていた。しかし公方権力は不在であり、割譲要求に応ずる

相手が見当たらなかった。その代わりに禁裏御所にそれを求めた。だが、先例がないために、権力割譲を認める代わりに要求をそのまま容認することが試みられた。それが大名領国にはほぼ当たる地域の国司などの朝廷官職の授受の意味であった。実入りのいい贈答品が貰えるので、台所が不如意の禁裏御所にも都合が良かった。

政治秩序における権力の不在を補う工夫として、宗教秩序において代わりになる対応する位階や官職を付与するという回り道が実行されたということである。官職は全くの名目だけの地位であった。しかしながら宗教秩序の中ではそれは破格の上昇であり、神仏に認められたという格好になる。かくて神仏の恩寵が保証される。古い身分秩序が融解し、政治秩序が混乱の最中にある限り、宗教秩序における位置保証は一定の意義を持ち得たわけである。ここに乱世の天皇に出番があった理由が認められる。

国衙の官人を被官にする際に有力な手立てとなるという側面があったことも見逃せない。

禁裏御所へ大名が接近する動きが目立つようになるが、その背景には禁裏御所より官位ほかのお墨付きをもらうと、国衙の官人に対しても権威が生じて被官にしやすくなるという事情があった模様である。

やがて春秋戦国の時代に至り、国衙の官人たちが守護大名の被官となり、領国大名が一円支配する大名領国の形成が促されて行く。伊勢長氏や斎藤道三の登場である。

織田信長が勤皇家であるといった伝説は、宮廷文化に関心を示す領国大名の動向を伝えるエピソードに過ぎない。禁裏御所の権威は国衙の官人や都に残った地下の官人たちの協力を確保する方便としては有用であり、織田信長のごとき現実家は、宗教的な権威を有する祭主などにはたいして関心は無かったが、ともあれ自己の政治力を増大するのに使えそうなものなら何でも使おうとしたまでの話である。

乱世の天皇は祭主に転身することを介して新たに神聖な権威を確保できた。戦乱の都に止まり続けられたのは何故か。皇族には本家の天皇家の外に別家と

して親王家が成立していたからであろう。親王家である伏見宮家は伏見殿に定住し、戦乱の京都に代わって商業のネットワークの臨時の中心として機能し得た。結局栄仁（よしひと）親王の苦勞が実ったということである。

伏見宮家⁽⁷⁾に支えられて天皇家は名門の祭主という新しい神聖な権威を確保しえたわけである。天皇から天ツ皇への変身がこうして完了するのである。

第3節 守護権力の伸長と荘園領主の没落

守護権力の伸長にはその歴史的な前提として荘園領主の没落が生じた。

従来 of 学説である守護領国制の虚妄と真実を確認して置く。永原慶二が取り上げた長尾庄の事例を再点検しよう（表13）。長尾庄の東半分では地頭の土居や給地が広く見られるが、それはなぜなのか。それが半済の結果であることは見やすい。延文二（1367）年の半済令により、寺社本所領の半分をその雑掌に返付させ、残りは応安元（1368）年の令により、半済給人に渡すというものであった。要するに長尾庄の事例は守護の被官である寒川氏が地頭として小名になったことを示す史料である。守護である細川氏も小名の中でやや大きいだけである。守護には給人の補任権がある。但し、名主百姓は存続している。領家職の一部が本所である三宝院から寒川氏という武家領主に移転するだけで、名主職も一部しか移転しないし、作職は耕作人の手にあり作職の移動はない。

(7) 後日談を見て置く。更に正親町院まで皇統が続くの見届けた後には、以後は親王家として代々世継ぎを重ねて行き、皇統から出て別家を育て天皇家に次ぐ名門となった。尤も禁中の席次は関白や左右の大臣よりは低く禁中並公家諸法度には「三公の下親王」（第二条）と定まっていた。関白や左右の大臣は近衛、九条、二条、一条、鷹司の五摂家から出る慣例であった。後陽成院や東山院の子孫が養子に入っているの、摂家は天皇家に血がつながる格式の高い公家であった。内大臣だけは摂家に継ぐ公家である精華家からもなれた。

石高は公家筆頭の近衛家が2860石であり、五摂家しんがりの鷹司家が1500石であるが、伏見宮家は約千石であった。禁裏御料という天皇家の石高は三万石であり、上皇や公家の石高を合わせた禁中の総高は約十万石である。

万世一系、皇統二流の時代がこうして続いて行くわけである。

守護は地域を支配する領域の支配者ではない。自己の所領や給地を支配するだけの小名に過ぎない。

(表13)

注	進	
		讃岐国東長尾御庄地頭沙汰人号除田地事
一拾漆町陸段大拾歩		地頭土居
一貳拾五町五段小		地頭給
一貳町壹段三十歩		地頭号山新田間事
一捌町陸段小三十歩		公文土居
一貳町玖段		公文号折紙免間事
一肆町捌断三百五十歩		田所土居
一貳町肆段六十歩		田所号折紙免間事
一貳町		田所給
一壹町玖段大		地頭号折紙免間事
一參町		下司給
一貳町		公文給

己上漆拾三町壹段小

一 地頭土居百姓、号致_レ守護役、不_レ隨_二領家方_一事、
 一 領家方御百姓三十六頭内三分一、号_二地頭進退_一、不_レ勤_二公事_一不審、
 一 領家方山守護代官石河并地頭相共、他領之寺令_二寄進_一間之事、
 一 百姓三十六頭之前、下地米九十余石、雖_レ致_二其沙汰_一、先代官石河方時、半分免
 許候了、殘四十余石致_二催促_一之处、自_二去年_一号_二御免_一事、無_二其謂_一歟、
 一 寺社本寄進之上、重先代官石河并地頭、令_二新寄進_一間之事、
 一 本屋敷之外、号_二新屋敷_一、御公事年貢等、不_レ致_二沙汰_一間之事、
 右条々地頭沙汰人等、色々掠_二申下地并御公事御年貢等_一間、為_二庄主_一難_レ致_二其沙
 汰_一候、依_二上意_一之趣、可_レ致_二其沙汰_一候、

応永四年十二月 日 庄主昌緯⁽⁸⁾

(8) 永原慶二 『日本封建制成立過程の研究』 S36、岩波書店。

守護や大名が領国を支配するに至るのはずっと後の応仁文明の大乱より後の出来事である。

永原説では室町時代の発展が短縮されてしまい、歴史の短絡が発生している。播磨国を例に取り鶴荘の実際を調べるとこのことが判明する。

播磨国鶴荘の实例に目を向けよう。播磨国鶴荘では文明年間に入って在地寺院である斑鳩寺の受け取り分が劇的に減少する。

寺務方年貢の推移は次の通りである。法隆寺の年貢高は推計値である。⁽⁹⁾

	斑鳩寺	法隆寺
宝徳二（1450）年から文明三（1471）年まで	100貫文	460石
文明九（1477）年十（1478）年	50貫文	230石
文明十一（1479）年から天文六（1537）年まで	35貫文	160石
天文九（1540）年から永禄元（1558）年まで	17貫500文	80石

斑鳩寺の受け取り分が劇的に減少する背景として、文明年間における法隆寺の受け取る年貢の減少が推算される。守護による半済が実行されたに違いない。

また逆に応仁文明の大乱より前には法隆寺の荘園経営は割に安定していることも判明する。建武年中か遅くとも康永（1344）三年までに100貫文の年貢請け負いを契約している。

それまでは法隆寺が400石で斑鳩寺が100石の年貢を別々に収納していた。これを纏めて460石にした。康永二年より百余年の間、斑鳩寺や法隆寺の年貢高は安定している。経営安定の理由は明白である。弘安三（1280）年の平方実検目録によれば領家の年貢は反別で三斗である。鶴荘の年貢は割合に安い。佃は寺の直営田であろう。

点定名についても請け負い高は反別1石1斗ないし1石と推計される。

(9) 水藤一真2000『片隅の中世---播磨国鶴荘の日々』吉川弘文館、170頁。

点定名が増大している。点定とは差し押さえのことであるが、点定名は直営地である。

領家職だけでなく名主職や作職をも寺が確保している一色田である。従って、点定名分の年貢は手数料を除く全額が鵜寺に入る。領家的な一色化の進行により下作人の発生が認められる。こうして見れば応仁文明の大乱より前には法隆寺の荘園経営は割に安定していることは明白である。

寺社一円領に対する公方政権の庇護は厚かったのである。こうした公方権力による寺社への手厚い庇護は応仁文明の大乱により全国政権としての公方権力が崩壊するのに伴い消滅せざるを得ない。

守護による半済の様子を確認しよう。

播磨国の守護は嘉吉の乱により赤松氏が没落して山名氏に交替している。後南朝から長祿二（1458）年に神璽を取り戻した功績が認められ赤松政則は加賀国の半国守護にかろうじて任じられたが、応仁元（1467）年に赤松政則が東軍の細川方に参戦し、播磨を回復し、播磨の国の守護に返り咲く。やがて播磨備前美作の三国守護⁽¹⁰⁾に復権する。

赤松政則はこうして播磨国を掌握して、半済を実行したと推定される。文明八／九年の出来事である。文明九（1477）年には斑鳩寺の得点が半減している。半済により守護が大名に上昇していくわけである。

(10) 応仁文明の乱では播磨の国において赤松氏の支流である春日部家の家督と所領を巡る争いが続く。春日部家は円心入道赤松則村の子である赤松貞範に始まる庶流である。丹波国水上郡春日部荘を根本所領とする。貞範は美作国守護に任じられており、美作に多くの所領を持つが、（現在の神戸市西区にあった）伊川荘の代官職を請け負っており、春日部家の内紛は播磨国に飛び火する性質のものであった。赤松貞祐とその子息である赤松元祐は細川方の東軍に属したのに対して、貞祐の兄である赤松教貞の子である千代寿丸こと赤松範行は西軍に属して激しく戦っている。教貞の所領は一旦は千代寿丸に譲られながら、後に一転して貞祐に与えられるという経緯があった。

要するに家督争いであり、所領争いである。武家領主の一族争いの一例である。伊川荘の代官職は文明年間には赤松範行が保持している。後に和解が成り立ったものであろう。

内憂の次には外患が迫る。

第一次山名戦争が勃発する。武家領主の不満と反逆の事例である。

文明十五（1483）年十二月未明、山名軍が播磨の国と但馬の国の国境付近の真弓峠で赤松軍を打ち破り、播磨の国に攻め込んで来た。大敗を喫した赤松政則は家臣とともに姫路に向かって退却したが、途中で行方知れずになった。赤松政則の行方に関しては堺に逃げたなど様々な風聞が流れた。この敗報を聞いて激怒したのが有力な被官であった浦上則宗である。浦上則宗は赤松政則の三カ国守護を廃し、守護の交替を画策している。

今度国之儀、依政則成敗相違候。諸侍并国民以下背候之間没落候。⁽¹¹⁾

「諸侍」が武家領主であり、「国民」が名主百姓（つまり地侍百姓）に当たるわけである。赤松政則の「成敗」采配が「相違」見込み違いに終わって負けたので、その双方に見放されどここに「没落」してしまった。だから守護の交替を認めてほしいという願い出である。この反乱はしかしながら不首尾に終わった。別所則治が赤松政則を支援し、巻き返しを図ったからである。

山名軍の駐留の間に例えば文明十八（1486）年に大光明寺の住職が上野元治を伊川荘の代官に補任している。山名戦争の混乱を利用して代官職の補任権を回復することを狙ったものの如くである。

長享二（1488）年に山名氏が播磨国を撤退する。その直後の三月に守護赤松政則は守護代であった別所則治に命じて赤松範行を大光明寺領伊川荘の代官に任命している。別所則治は又代官に明石良観を補任している。浦上則宗と別所則治の勢力争いは別所則治に有利に傾いたわけである。こうして赤松政則は外患をも克服して、播磨の国に平穩を回復したわけである。赤松政則は明応五（1496）年に没している。

赤松政則の死後は後妻の洞松院尼つまり赤松めし殿が女大名として養子の赤

(11) 『大日本史料』第八編之十六、文明十六年二月五日。

松義村を補佐して寺社領の安堵を行っている。これは半済を確定し財源を確保する作業でもあった模様である。鶴庄の事例を用いて推計すると、年貢460石の三分の二は守護方の得分になる。300石に当たる。法隆寺側には160石が残る計算になる。名主百姓の得分は安定しているし、幾分か増加している。半済は領主の間で取り分を変更するものである。

莊園領主と名主百姓の階級闘争の実際についても説明を加えて置こう。対立の極限においては逃散という闘争形態が実行されている。鶴庄引付の文書としての性格を確認して置く。在庄と呼ばれた現地の莊官クラスの残した記録である。寺務の参考として先例を記録した書き付けである。在庄の僧侶は中間管理職であるから、莊園領主と地侍百姓との階級闘争を中間的な立場から観察して記録することになる。法隆寺の「預所」の定員は六名であるが、うち二人が交替で現地の政所に派遣された。法隆寺に於いて莊園領主に当たるのは講衆評定と呼ばれる定員二十名の僧侶会議である。

二回の逃散の実例が認められる。応永二十五(1418)年の例と永正十四(1517)年の例である。

逃散といっても、他所に逃げ出すのではなくて、家に籠もるといふ闘争方法である。家の周りを篠や柴で囲いその中に閉じこもっている。要するに職場放棄という闘争形態である。野良仕事を一切行わないというやり方である。法隆寺側には直営田があるので、百姓に野良から逃散されると稲刈りもできないから実際に困る。

応永の逃散の時には名主百姓の方は三項目の要求を掲げたものの、うち一項目しか獲得できなかった。永正の逃散の時には名主百姓の方は首尾よく要求を実現している。法隆寺側は借金返済のために二か所の名田を平井助九郎という外部の者に売却したが、結局買い戻しに追い込まれている。作職つまり耕作権を無視しようとした法隆寺側が敗北したわけである。

莊園領主の力が確実に衰えていることは明白である。莊園領主はもはや支配階級ではない。中間階級に過ぎない。従って階級闘争は原状回復という穏やか

な結末に落ち着く。

こうして荘園領主の力が衰えるに連れて荘民の生活は平穏となり中世の秋が訪れる。

橋本公夏の播磨在庄の事例を見ておこう。⁽¹²⁾

橋本公夏は清水谷実久の子で橋本公国の養子となった人である。清水谷家も橋本家も西園寺家の支流である。清水谷家は始め一条家を名乗っていた。弘山庄は清水谷家が伝領した荘園である。橋本公夏の父から公夏を経てその息子である清水谷公博に伝領されている。公博は祖父の養子となり清水谷家を相続している。弘山庄絵図は天明八（1788）年という後世の書写であるが、裏書きに永徳二（1382）年壬戌八月六日、庄内田畠御実検之目録とあり、原図の忠実な模写と推定される。弘山庄は言い伝えによれば、鎌倉時代の一条実有以来一条家の所領であるが、足利義政の御教書の写しがあつて文明四（1472）年に安堵されていることが判明する。清水谷実久が伝領したことは確実である。実父の清水谷実久は明応七（1498）年に剃髪した後に同年中に67歳で没している。橋本公夏は文明14（1482）年に29歳で参議正四位下に任じ、長享三（1489）年に権中納言従三位に任じ、更に正三位になった翌年の延徳四（1492）年に39歳で権中納言を辞している。位階は正三位のままである。永正七（1520）年には67歳で滞在中の播磨において剃髪して友阿と号し、天文七（1538）年に没している。享年85歳という計算になる。

永正四（1507）年の記録には「公夏卿已十余年在国」（『宣胤卿記』5月1日条）とある。

延徳四（1492）年に権中納言を辞して以来、播磨に下り時折上京するのみで普段は弘山庄に在庄していたものと推定される。赤松政則が播磨を回復してから、その没後に赤松めしと養子の赤松義村が播磨の国を治めていた時代にほぼ該当する時節である。尼子詮久が播磨に侵入した年に没している。橋本公夏の

(12) 岩井忠彦2004「弘山庄の橋本公夏」『播磨の光芒--古代中世史論集1』。

弘山庄在住は当時播磨の国が穏やかな中世の秋を迎えていたことを示す史実である。

橋本公夏の家から後には播磨の国も次第に戦乱に巻き込まれて行く。

武家領主の逆襲が生じる。第二次山名戦争が勃発し、武家領主の不満と反逆は高揚する。

永正十四（1516）年に国役の免除が実行されているが、これは武家領主の利益を損なう処分であった。赤松義村と浦上村宗との不和はやがて合戦に及び、終には隠居後に赤松義村は幽閉され謀殺されるに至る。大永元（1521）年の出来事である。武家領主は相互に相争うことを運命づけられた階級なのである。

赤松義村の暗殺により公方権力の回復は不可能となり、春秋戦国という戦乱の時代が幕を開ける。

大永二（1522）年に山名軍の侵入が開始される。赤松の軍勢は全て退却し、山名軍の播磨支配が始まる。馬場則家や赤松村景などは「山名殿ト同心」山名方に味方したという。鶴庄も山名方に没収され、山名政豊により山名の被官である田結庄（タイノショウ）左馬之助に恩賞として給付された。法隆寺の由緒を説明して武家の所領にされたことはかってないという嘆願の結果、領家分は法隆寺に還付されたが、赤松側に加勢して合戦に及んだ名主や寺庵の名主職は没収の上、山名方の給人に頒給された。還付も一旦所領とした鶴庄を再び法隆寺に寄進するという段取りが取られ、手継ぎ証文も作成された。

武家領主の力が鶴庄の内部に深く浸透し始めるのである。⁽¹³⁾

こうして播磨には守護のいない一時期が訪れる。守護代である浦上村宗が事実上播磨を治める時代である。守護と武家領主の戦いはひとまず武家領主の勝利に帰したわけである。

(13) この段階における武家領主と地侍百姓の階級闘争は武家が主人で地侍がその家来であるという形態を取る。荘園領主に対する共闘という側面があるし、また他国の武家領主との闘争には自国の武家とも連携するという戦術的な共闘の側面もあるからである。

享禄四（1531）年に赤松政村が大物崩れといわれる尼崎の合戦で浦上村宗を討伐するまでこうした武家領主の支配する時代が十年ほど続くことになる。

第4節 武家領主の支配と地侍の登場

守護権力の伸長の歴史的な前提の一である荘園領主の没落について説明した。続いてその二である武家領主の支配と地侍の勃興について説明する。

応安二（1369）年には矢野荘では名主百姓が十三日講を結んでいる。「当荘百姓の法例」という慣習法の主張が見られる。「惣荘一揆」。守護の勢力を排除することや年貢の銭納を要求している。前年には応安の半済令が出され、東寺が領家である矢野荘は安定した。

播磨の土一揆では「土民ラ侍ヲ国中ニ在ラシムベカラザル所」とある。正長元（1428）年の徳政一揆の記事であるが、ここで「侍」とは武家領主のことであるし、「土民」とは名主百姓のことである。これは地侍百姓の連合と武家領主の階級闘争の始まりを告げる記事である。

武家領主と地侍の経済力を比較対照して見る。

播磨国鶴荘の実例。永正十三（1516）年に鶴寺の修復が行われた。奉加料の比較を行って見よう。

15石	会米	法隆寺より下行
10貫文	赤松兵部少輔殿	義村
10貫文	赤松下野守殿	村秀
10貫文	浦上掃部助	村宗
50貫文	当荘宿村	円山新兵衛尉

「当荘宿村円山新兵衛尉」は土豪の典型である。⁽¹⁴⁾

(14) 土豪とは有徳人となった地侍のことであるが、桂川島にあった草嶋南荘の下司であった草嶋家の事例が分かりやすい。

財貨を確保する競争は階級闘争の一形態である。武家領主と地侍との対抗関係は次第に地侍の優位に傾き始めて行くのである。対抗関係にはあるものの、どちらも守護の被官となる。守護や戦国大名は階級闘争の調停役として台頭するのである。

守護の権能には火付け盗み人殺しという重罪を指す大犯三箇条に対する追捕権のほか、段銭の賦課がある。段銭は臨時の課税であるが、やがて一部は恒久化して守護の大名化を促し押し進めることとなる。

嫡子単独相続制へ移行する時期に一族内部の跡目争いが熾烈になる。こうして守護が次第に大名になって行く。守護はまず武家領主と地侍百姓の階級闘争から距離を保ち、双方の戦いに乗じて双方を支配することを企てる。赤松氏はもともと武家領主の出身であるが、嘉吉の変により牢人の生活を潜っているため、地侍百姓に近い生活感覚を有するに至り、武家領主と地侍百姓の双方から距離を保ちやすい一族となっていたと推定される。

赤松政則は子供の時分は能楽の上手であり守護になってからも素人ながら刀鍛冶でもあった。赤松政則は応仁の乱の開始に際して播磨に外部から浸透している。

応仁文明の大乱により歴史に新しい発展が生じる。すなわち全国政権としての公方権力が消滅する。これが守護権力の拡大する機縁となる。大乱のさなかに守護限りの半済が各地で実行されていく。守護ばかりではない。南山城の国一揆や西岡の郡一揆では半済が実行され領家取り分が半減する。

こうして守護の大名化が加速する。段銭が恒常化すると入部地域の田畑のうち領家職の一部が確保され、所領に近づく。総収穫高が増大すると、守護の取り分が増加することになる。

階級闘争の実際に目を向けて置こう。

段銭と守護役の賦課のたびに値下げ交渉が繰り返される。定時の段銭には見合いの御礼が行われるし、臨時の段銭や人夫役の賦課に対しては免除交渉が伴

うこととなる。⁽¹⁵⁾

武家領主同士の合戦の際には名主百姓はどう対処したのか、その様子を窺って置こう。

永正十八（1521）年二月、播磨の守護である赤松義村と家来の浦上村宗の合戦の際には、鶴庄では「当庄名主寺庵百姓其外隣郷隣庄ヨリ、縁々ニ、堀之内ニ少屋ヲ懸、構ヲ仕、在之」という行動を取っている。庄内の名主百姓ばかりか、隣郷つまり石見郷や隣庄おそらくは弘山庄からも縁を頼って集まり、政所の堀の内側に小屋掛けをして避難し、防御の構えを周囲にめぐらせている。現地僧も合戦が庄内に入らぬように斡旋に奔走している。

- (15) 兵庫島の島掘人夫役の賦課の一件を見て置く。「永享五年五月晦日三百六十人ノ配符」。割り当てがあった。延願房と西方の公文である内山が七月十一日に守護方の居城である坂本に赴いたが相手の都合が付かず、次の日に内山が一人で出直しまず嘆願を行い負担を半分の百八十人に減らしてもらい、更にもう十人分減らして、百七十人を人夫として出すことに定まった。七月十七日に東方の公文である実報寺が奉行として百十九人の「地下ノ現夫寺庵名主」を引き連れて出向き、閏七月五日まで居たが、その夜に退屈なので逃げだしてしまった。残ったのは十四人だけだったので、別に人を雇って堀を仕上げ七日に帰ってきている。兵庫島の工事の奉行であった上原氏に嘆願して、百八十人分の請け取りを貰うことができた。日数は不明であるが、おそらくは二十日間の賦課であったと推計される。ところが、国衙の官人であり守護の被官でもあった小河殿が五十一人の「未進」不足人数を出すように催促してきたので、実報寺が出向いて事情を説明したところ沙汰無しで済んだ。

人夫を雇った費用や食費は「地下段銭」荘民が負担することとなり、西方は五十九文、平方は四十七文、東保は五十二文つづ負担した。負担の規準を推計すると次の様になる。

西方 19人×3文=57文 +2文

平方 15人×3文=45文 +2文

東保 17人×3文=51文 +1文

欠員一人につき三文出し、その外に利子分の五文を分けたものであろうか。

寺庵、名主、百姓たちの闘争形態は公文による嘆願であり、人夫の人数を減らして貰うことに狙いが置かれている様子である。

武家領主同士の合戦には距離を保ち争いに巻き込まれることを極力防ぐ。どちら側にも立たずどちらも応援しないことが階級闘争である。武家領主は合戦を行う階級であるのに対して、地侍百姓は自分たちの身を守る階級であり、耕地や作物を作り売り買いする階級であるからである。⁽¹⁶⁾

南北朝の動乱期から応仁文明の大乱を経て春秋戦国の乱世に向かう14世紀から16世紀にかけての日本の社会は、荘園領主と武家領主という封建日本の二大支配階級が没落を開始した支配階級の停滞期に当たっている。支配階級の停滞期には生産様式を巡る階級闘争が活発になる。荘園領主に向けられた窮民の刹那的な暴動である土一揆が頻発する。また武家領主の階級に向けられた地侍と百姓の闘争である播磨国の土一揆や加賀国の一向一揆や南山城の国一揆が勃発して、荘園とか所領といったこれまでの生産の単位を底から揺さぶり根底から変革しようとする地元の力が結集されるに至る。こうした生産様式を巡り階級闘争が戦われる時代には、階級闘争は長引き何世代にも互って戦乱と和平が交互に訪れる不安と焦燥の時代が続くことになる。戦乱の時代は一獲千金の機会に恵まれた時代でもあった。建物が焼失しては再建される時代であり、疫病や飢饉により大量死が発生する時代でもあった。こうした時代に暮らす人々の多くは現世の栄耀栄華に憧れながら来世の極楽往生をも願う庶民であり、神仏の加護や弥陀の慈悲を本気で真剣に求める人々であったということである。

御伽草子は没落する荘園領主層の文学であった。荘園領主の階層は神仏の加護を得て辛うじて寺社勢力へと転生しえたのである。

乱世の天皇は名門の祭主として寺社勢力という宗教勢力の要に位置していた。その纏め役を果たすことを通じて、乱世を生き抜く民衆の祈念に深く深く応える神聖な権威を確立していったわけである。乱世の天皇が無力であればあるほど調停者としての役割を円滑に果たせた歴史的な背景には、和平を願う求めるこうした民衆の広範な支持があったことを見落すことはできないであろう。

(16) 藤木久志『村と領主の戦国世界』198頁参照。

荘園制という生産関係が再編成される道筋を確認して置こう。生産様式の再編される道筋といってもいい。

荘園制は領家職と名主職と作職の三層構造から成立している。

こうした階層的な権利関係を整序して単純化することを一色化（ないしは一職化）と呼んだ。一色化への道筋には二つの道があった。

まず没収による一色化の道である。敵方の武家の持つ領家職と名主職とを合戦に勝った武家が没収する。これは武家領主の道であり、太閤検地の拠って立つ論理はその極限に位置していた。

次は買い得による一色化である。領家職や名主職や作職を買い取り、あるいは担保流れにする。買い取りや質流れを介すると、職という物権が抽象化する。具体的な土地に対する具体的な支配である収穫物の収納という事実と区別される土地に対する権利根拠が明確な形で発生する。買い取り証文を出せば、職の持ち主であることが確認される仕組みができあがってくる。商業の発展した地域ではこうした道筋を取る。祭主としての天皇とは抽象的な権利根拠に対応する天皇の新しい地位であった。

移行期間には徳政が発生する。始まりは私の徳政であり、土一揆が土倉という金貸しの質屋へ押しかけて債権の破棄つまり債務免除を力づくで求め、質物を取り返す集団行動であった。武家政権はこうした徳政を追認する立場にあった。債権の確認を行わないという対応を取ると、債務破棄の結果となる。本領安堵の権能を所領ではなくて、債権に対して応用したものである。御家人の所領は安堵するが、他の武家の所領は安堵するとは限らないのと同じ理屈である。課税に応ずる商人には、債権の確認を行い、そうでなければ、債権の確認をしない。

もともとは永仁の徳政令により御家人の所領を返還させたことが徳政の始まりである。

徳政とはそもそも何か。倍返し法の一括適用ではないかと推量される。

日本の中世法には倍返し法があった。借金は元利合計で元本の倍額まで返

せばそれで消滅するという決まりである。倍返しの法は公家法から武家法が借用した法であり、したがって日本全国に適用される法であった。借金だけならそれが消滅しても法律関係は単純である。だが質物を取っている場合には、質物の処分が問題となる。債務が消滅すれば質物はもともとの持ち主つまり債務者の側に返還されることとなる。これが原則であるが、既に質流れになっていると、もはや質物は預かり主の手にはなく、買い受け人の手元に移ってしまう。従って借金が消え去っても質入れ品がもともとの持ち主のところに戻ることはない。

複雑なのは土地が質物の場合である。土地は耕作人や管理人や収益人が変更するだけで、一定の場所にあり続ける。御家人の所領であった土地を元の持ち主である御家人に返還させる目的で永仁の徳政令は発布された。もう既に倍額の返済を行ったと一括して見なしてしまったと推量される。年々の収穫物を金銭に換算すると元本の倍額に相当する金額に当たるかそれを越えているという推計が可能となる。金貸し側は質入れ地から収穫物を得ているので、そうした年々の収穫物を金額に換算すれば元本の倍に当たる金額を既に受け取っている計算になり、倍返しの法を当てはめれば、もともとの借金は消滅しているという結論に至るからである。

だが売却した土地にまで徳政が及ぶかが問題となる。徳政が売却にまで及ぶとすれば、取引の安全が全面的に覆えされてしまう。

「沽却」つまり売却した土地には徳政は及ばない。これが室町の武家政権が打ち立てた原則である。土地取引の安全はこうして確保される。ただし質流れの土地を買い取った場合には不透明な事態が発生する。もともとの持ち主から直接に買い取ったものではないからである。また売却の外見を装った質の場合にも不透明な事態が発生する。実態が質物であれば債務の消滅に伴い質物である土地はもともとの持ち主に返還されることになるはずであるからである。

こうした複雑な事態に対応するには、徳政と徳政免除を組み合わせる実行するのが混乱を避けるやり方である。こうして後には分一金を納めれば、徳政免除を認める。言い換えれば、債権の確認を行うという分一金徳政禁制も実行され

た。分一金とは債権額や債務額の一割を政府に納めることである。一割納めた方の言い分を聞く。これが室町の政権が到達した現金としか言いようのない地平である。

全面的な徳政免除は商人にとっては特権であり、免除特権の賦与により取引の安定が初めて完全に守られるに至る。こうした徳政免除の特権は寺領や社領の特権であった。応仁文明の大乱の後には自治団体や自治都市は寺社の神人の資格を介してこうした徳政免除特権を取得していく。永正十七年に「大山崎惣中」という地侍の団体が徳政免除特権を付与されている⁽¹⁷⁾。もともと大山崎は神領ではない。足利義満が油座の自治特権を追認している。

神領としての徳政免除は禁裏御所の付与する特権として始めて確立する。祭主としての天ツ皇は宗教勢力の中心として商いの安全を保証する新しい権威を獲得していく。これが禁裏教団の発展を支えた経済的な背景であった。

徳政免除が認められて初めて取引の安全が歴史的に確立する。神仏の法は徳政免除の特権を介して近世都市の自由を生成していく原動力となる。その中心に乱世の天ツ皇が位置していた。天ツ皇家と親王家と分立した乱世の皇族方は、商業のネットワークの中心に位置していたわけである。

こうした近世の商業を支える寺社の底力があればこそ無力な宗教家である祭主としての天ツ皇が高次の仲裁役を務めることも出来たわけである。

天下人が登場して課税を受け入れることを条件に徳政免除を一般原則にまで高めて、取引の安全を保証する日までは、商取引の安全を保証する祭主としての天ツ皇の出番は続くのである。

第5節 春秋戦国の時代

中世的世界の変容していく有り様を概観して置こう。かつて律令国家の頂点に立つ帝王であり、後には律令国家の後身である王朝国家の帝王であった天皇

(17) 脇田晴子1985『室町時代』118頁。岩清水八幡宮の神人身分を持っていて、「神領」を口実としている。

の地位は様変わりして、名門の祭り主へと変身していき、やがて応仁文明の大乱の後には天皇は天ツ皇と呼ぶにふさわしい禁裏教団の首長の地位に収まることとなる。新たに日本国王として公方が登場するものの、全国政権としての武家政権は瓦解し、公方は名門の武将として京都とその周辺を治めるにすぎない地域領主となる。その社会的な背景には、半済により荘園領主が没落し、寺社勢力に変身していくという時代の趨勢があった。武家領主は荘園の押領を続け、領地を巡って互いに相争い戦闘を繰り返す戦乱の世が到来する。こうした戦乱を縫って新たに地侍百姓という社会階級が歴史の桧舞台に登場し始めるのである。

中世的世界の変容は見方を変えれば近世の胎動ということもできる。武家政権が徳政を止めることがなかったのに対して、新たに発展した禁裏教団は徳政免除を普及し、取引の安全を確立していく。商業の時代である近世の幕開けにおいて、取引の安全を守ればこそ、禁裏教団は新しい時代の先頭に立つ社会勢力となることができた。政治秩序が崩壊して政治統合が消失した乱世にあって、禁裏教団は日本全国に互る社会統合の要の位置に立つ新しい社会勢力に発展していくわけである。

この時代は公共性の衰弱を示す歴史の過程である。それは同時に公共性の再編への道でもある。公方権力の衰滅と再編。これが公共性の衰弱と再編の道筋であった。公共財としての秩序の提供。無秩序の日常は死と隣り合わせの日々になる。公共財としての安寧の提供。災害や疫病からの自由の提供がその中心となる。平穏な生活が欲しいという願いに応じることが公共性である。

新しい公共性を担う生産の単位は村である。荘園や所領に代わって村が生産拠点として歴史に登場する。

公共性の衰微と再編は東国から始まる。応仁文明の大乱に先行する享徳の乱(1455)がその始まりである。関東公方であった足利成氏が上杉房顕と分倍河原において合戦に及び、更に室町公方の下知を受けた今川範忠との合戦に敗れて足利成氏は古河へ敗走する。足利義政は弟の政知を伊豆の堀越に派遣し新しい関東公方とするが、足利成氏はそのまま関東公方として古河に居城するに至る。

武家領主と地侍との歴史的な階級戦争がこうして幕を開ける。武家領主の側に立つ古河公方と地侍の側に立つ堀越公方の対立がじりじりと激化するに至る。

もともと関東は利根川を挟んで北側は武家領主の本拠地であったのに対して、南側では地侍の拠点が広がることとなった。利根川の南に当たる武蔵の地では鎌倉時代には北条得宗家の勢力拡大により有力な武家領主が追放されてしまい、その結果として後に武蔵七党と呼ばれた中小の武士団が勢力を伸ばすことになったからである。やがて室町時代になるとこうした中小の武士団の離合集散による一揆が頻発し、地侍という新しい階級の発生と成長を促すこととなる。一揆とは契約のことである。対等の立場に立って社会団体を結成する。それが一揆である。家々を束ねたお家がピラミッド型の社会構造であるのとは異なって一揆は水平な社会構造である。お家と一揆は対照的な社会構造である。武家領主がお家の形成に走るのとは対照的に地侍は一揆に走る。

関東公方の並立はこうした歴史の趨勢を反映する事件であった。それは端的に公方権力の衰微と分解を示す出来事であった。

時代に先駆するのは歌人である。太田資清（スケキヨ）と資長の親子はとりわけ地侍の側に立つ武将である。太田資長（スケナガ）は江戸城を築城した人物であるが、普通は道灌という僧名で知られている。この親子は武将でありながら歌人でもあった。太田資清は宗祇や心敬といった時代の歌人を招き河越城において河越百句を詠んでいる位である。

太田資長は江戸城を拠点に各地を転戦し、足軽隊という機動部隊を編成したが、志半ばにおいて主である上杉定正に謀られ暗殺されてしまう。文明十八（1486）年の事である。

江戸城の築城は莊園領主や武家領主といった封建貴族の支配する中世という時代と地侍の中から豪農や豪商といった新興勢力が登場する近世という時代を分かち最初の分水嶺であった。近世は武家領主と地侍という二つの階級が戦う階級闘争の時代である。新しい地侍という階級を導く政治家は武将であり歌人でもあった太田資長である。太田資長は江戸城を古河公方の勢力に対する前線

基地として築城したが、江戸城の周りには数多くの村が点在していた。江戸城の北には平塚城や志村城や練馬城や石神井城といった城塞が並び、そうした城塞の周りには複数の村が連なっている。村々には地侍が有力者として居住し、村人たちを束ねている。村とはいわば永続する一揆であった。足軽隊はこうした村々の兵士からなる足早に移動する部隊であった。時には小舟を操って移動したものと推量される。

江戸城は海岸線に突き出した岬の上に築かれた城である。⁽¹⁸⁾

江戸城には吉祥庵という禅庵が置かれた。この禅庵は後に江戸時代になって水道橋の向かいに移転し、更に駒込に移り、門前の百姓たちは寺とは別に武蔵野の吉祥寺に引っ越して今日に及んでいる。

吉祥寺はお家とは異なる一揆という水平の社会関係の拠点であり新しい時代のシンボルなのである。

実際には応仁文明の大乱の後に次のプロセスが進んで行く。

まず王政が衰微する。言い換えれば全国王権としての公方権力の崩壊が進行

(18) 長禄江戸絵図と永禄年中江戸古絵図が伝わっている。どちらも江戸時代も末になってから書かれた後世の復元図であるが、古絵図の模写を基本としていると推定される。古絵図を復元することにより、長禄年間や永禄年中の江戸の地形や村々の位置を再現することが出来る。この村々の位置を正保や寛政や天保の国絵図と対照すると、村々が町に発展する様子を窺うことができる。但し、新編武蔵風土記稿に掲載されている正保の郡絵図は正保の国絵図の原本の模写ではなくて、江戸中期に作られた略本の模写であることには注意が必要である。例えば正保の豊島郡絵図には小石川という川が描かれているが、略本の制作段階において既に神田上水と取り違えられていたと見え、神田川から分水して水道橋の先で外堀に流れ込む水路とされている。寛政の豊島郡絵図には小石川という川は書き込まれていない。古絵図によれば小石川は水路を通して石神井川の水を引くその分水であり神田川の河口近くに広がる平川と呼ばれる大池に流れ込む川筋ばかりではなくて、忍ばずの池にも流れ込む水路であったことが判明する。後に石神井川の流れを引く石神井用水が掘削されてから、小石川の水量が激減したものと推量される。二十三村からなる石神井用水組合の結成の纏め役になったのはおそらく板橋氏であろう。用水組合こそ村という一揆を更に束ねる最大の一揆なのである。

する。王政の衰微は天皇の葬儀費用や即位費用を調達できないという形で露呈する。武家政権に徴税の力がなくなってしまうため、こうした儀式的費用を賄えなくなるわけである。王政にいう王とは武家政権の首長としての公方のことであり、祭り主としての天ツ皇のことではない。衰微したのは公方の権力である。天ツ皇はもともと無力であり、権力の衰微などありえない。むしろ禁裏教団の首長としての権威は高まっている。式微論は儀式的の衰えを天皇の力量の衰退と誤解した議論である。

日本社会の底辺では作人の下作人への転落が歯止めなく進む。作職の差し押さえもあるが、大部分は実は武家領主による作職の押領である。

こうした武家領主の台頭に連れて守護や守護代が地域領主化する。赤松氏の事例を見て置く。赤松めし殿と養子の赤松義村はその典型である。播磨の国では文明九年から半済が確立している。寺社領への支配が貫徹する。これは公方権力の外部に立ち公方権力には依拠しない地域権力の行使である。更に相手方の同意に基づく課税権の掌握により初めて地域領主化する。

もともと守護には公方権力の代行者という側面と地域の支配者である領主という別の側面がある。段銭の賦課は公方権力の代行者としての権力の行使である。これに対して段銭を免除するのは、公方権力の消滅を認める行為であり、礼銭を受け取るのは地域領主としての権力の行使である。

王政の衰微した後に霸王の登場する時代が訪れる。戦国乱世の到来である。

古代中国における時代区分の名称に倣って、春秋戦国時代と名付けることとする。

春秋時代。大永、享禄、天文（テンブン）年間。

1521年から1555年まで。

戦国時代。弘治、永禄、元亀、天正、文禄年間と慶長五年まで。

1555年から1600年の関ヶ原の合戦まで

戦国時代という言葉は広狭二重の意味に用いることとする。広くは春秋戦国の乱世全体を指す。狭くは春秋戦国時代のうち後半に当たる戦国時代を指す。

王政の衰微した後に霸王の登場する時代が春秋戦国時代である。霸王とは地域領主のことであり、別の言葉で言えば領国大名のことである。やがて天下を武力を用いて平定する霸王である天下人が登場する。春秋の五覇と戦国の七雄を選んで置く。

春秋の五覇。今川氏親。北条氏綱。武田晴信。長尾景虎。三好長慶。

戦国の七雄。北条氏康。今川義元。武田信玄。

上杉輝虎。斎藤道三。毛利元就。島津義弘。

春秋の五覇は地域の強力な支配者であるし、戦国の七雄は織田信長による天下布武の前に立ちはだかった有力大名たちである。うち武田晴信と長尾景虎の二人は両方に名を連ねる。武田晴信は後の武田信玄であるし、長尾景虎は後の上杉輝虎である。

春秋と戦国を分かつ分水嶺は川中島の合戦であり、巖島の合戦である。弘治元（1555）年には二回目の川中島の合戦が戦われ、また陶晴賢の二万余の軍勢を四千の軍勢を率いた毛利元就が打ち破った巖島の合戦があった年である。二回目の川中島の合戦では犀川を挟んで布陣した武田勢と越後勢の五日間に互る睨み合いが行われている。

こうして軍勢の兵力も一万を越える規模の合戦が普通となる。

春秋時代には地域には礼銭の時代が訪れる。守護が出陣すると地域の寺院は礼銭を差し出す。段銭を免除して貰うと、代わりに礼銭を支払う。要するに公務については在地の寺院が費用を負担するということである。権力の微分と積分ともいうべき局所的な権力の行使である。慣行が重なって行く。中間や小者といった若侍のふるまいが過剰になるとたかりに近づく。これが礼銭の秩序の内実である。公方権力には依存しない地域権力の生成の時代である。公共性の再編の只中であっては権力の過剰と濫用は避けがたい。

春秋時代は実力者の時代である。守護を押しつけて守護代が実力者として地域を支配する。守護よりも守護代の方が地域を支配しやすい。守護代の支配と

は言葉を変えて言えば武家領主出身の武将が武力で地域を支配する時代である。

権力の世俗化に続いて新しい公共性の産出が始まる。信玄家法には領主も拘束される。

守護や守護代による領国支配。領地に対して一円支配を貫徹するには被官にならぬ勢力を武力で押し潰すことが必要となる。租税を払わぬものは討ち滅ぼす。守護代の方がこうした実力行使を実行しやすい。公方の裁判所の判決を簡単に無視できるからである。

武家領主の強大化が進行する。浦上村宗。武田信虎。尼子常久。

武田信虎は軍事的なりアリズムの体現者である。尼子常久も同じ武将であり軍事的なりアリズムの体現者である。善悪の分別を越えた道德の彼岸へ向かい権力の世俗化が完了する。

武田信虎の場合はやや例外的であった。守護でありながら武断的な領主となる。東国の後進性のなせるわざである。⁽¹⁹⁾

武田家において嫡子単独制の相続が開始されると父権と嫡子の両方の権力が武田信虎に集中する。嫡男であった武田晴信にとっても父親の権力が強大であり過ぎるため廢嫡の危機が常態化する。全ての家臣団や領民にとっても不安と畏怖が常態となる。信虎の追放が領民の全体にとって利益となる。身分制社会で起きた市民革命の先駆というべき守護の追放劇が発生する。守護であった父

(19) 東国は総領制の本拠地であり強力な父権が残存している。関東管領が地域領主になれなかったのもそのためである。一揆は付和雷同する。一族の内部に様々の意見や利害が錯綜しているため、ともかく勝ち残ることが至上命令になる。そのためには離合集散が絶えない。誰も地域の全体を支配できない。

とはいえ関東平定の可能性がなかったわけではない。

もし永禄四（1561）年に戦われた第三回目の川中島の合戦の折に、千曲川に濃霧が立ち込めなかったとすれば、上杉輝虎の軍略におびき出された武田信玄は越後軍の予期しない突然の登場に狼狽して、逃げ場を失って討ち死にした可能性は高い。この場合、甲斐軍を打ち破った上杉輝虎が関東管領としてやがて関東甲信越を平定した公算が高い。

そうすれば、戦国国家を樹立するという足利義輝の企てもまた成就したことであろう。

親に代わって嫡男が実力者として領地を支配する。この場合には正統性に断絶が発生する。正統性の断絶を補うのは全ての家臣団や領民にとって共通の利益である。それはいわば甲斐一国において戦われた国一揆なのである。

善悪に縛られない武断権力とは宗教教団から完全に独立した世俗権力の生成である。

地域領主である領国大名は互いに戦争状態に立つ。戦乱の世の到来である。

絶えざる戦闘の時代になる。乱世が到来する。武断権力の発展。武力のみによる統治が始まり続く。各地では守護に代わって守護代が実権を握り、中央では公方に代わって管領が実権を掌握する時代である。覇王の時代とは正統な支配者に代わり、実力者が支配する時代である。

春秋時代には京の都では洛中洛外図屏風の時代が訪れる。春秋時代には足利義晴と足利義輝の二人が公方であった。

室町時代に制作された洛中洛外図屏風が四点残っている。(うち一点は模本である)。

「上杉本」は足利義輝が上杉謙信の上洛を願って描かせた作品である。

最古の洛中洛外図屏風である「歴博甲本」は、最近の研究によれば、細川高国が息子の種国に家督を譲った年である大永五（1525）年に父子の栄華を誇って描かせた作品と推定されている。これに対して、「東博模本」は細川高国から政治の実権を奪った細川晴元がその権勢を誇示するために描かせた作品であると推定される。また「歴博乙本」は政治色が薄く、江戸時代に量産される名所案内の風俗画としての色合いの濃い洛中洛外図屏風の源流である。こうした名所案内と風俗宣伝の洛中洛外図は、実は、禁裏教団の活動実績を広く京都内外に周知させ宣伝する作品であると推量される。⁽²⁰⁾

細川高国と細川晴元はどちらも時代の実力者であった。公方よりも管領の方が実力がある。管領が公方に成り代わって実権を振っているわけである。春秋

(20) 毎日新聞2007年9月6日参照。

時代は政権分裂の時代であり、流れ公方の時代であり、それに伴い細川管領家の分裂が続いた時代でもあった。それゆえに実力者の登場しやすい歴史的な環境の整った時代でもある。京都の町とその周辺を支配する地域権力に公方権力は縮小してしまっていたわけである。

流れ公方の典型は足利義視の子息である足利義材（ヨシキ）のち義尹（ヨシタダ）のち義植（ヨシタネ）である。明応二（1493）年に起きた細川政元のクーデターにより公方の地位を追われ、大内義興の食客となり再起を期していた。細川政元の死後、細川高国や大内義興に擁立されて細川政元の擁立した伊豆で生まれ育った足利義澄を打ち破り、公方の地位に返り咲いたが、後に細川高国と対立して、阿波に逃亡して客死した。

春秋戦国時代の前史を確認して置こう。

まず明応二（1493）年のクーデターによる京兆権力の成立がある。細川政元が地域領主となる。全国政権としての公方権力が完全に崩壊する。

更に細川政元の暗殺により細川家内部に家督争いが発生する。細川政元の死後、養子の間で対立が発生し、管領家が分裂するに至る。まず細川澄之と細川澄元が相争う。これが前史である。

いよいよ細川高国が登場する。細川高国は大内義興に擁立された足利義尹の公方復帰を支えて管領の座に就く。後に足利義植を追放して足利義晴を擁立して京兆権力を確保する。

管領の優位の確立。これが春秋時代の始まりである。

細川高国は管領という地位により地域領主の権力を確保している。権力の直接の基盤は六国守護の地位に基づくが、管領になることにより細川家内部の家督を確保できるのであり、守護の地位は管領としての地位により保証される仕組みである。荘園領主に代わり登場した寺社勢力の中から武装する寺院が登場するに及んで、武家領主の力は伸び悩みに陥る。この調停を果たすのが管領である。これが細川高国の政権の基盤である。やがてもう一人の管領である細川

晴元が登場する。堺公方の登場である。武装寺院の保護に傾く管領と武家領主の保護に傾く管領とが対立する可能性が発生する。管領分裂の時代の始まりである。

こうした管領分裂の時代にあって、公方の地位を死守して政治的な権威の確立に生涯を費やしたのが足利義晴である。足利義晴は足利義澄の子である。足利義澄が敗走した折に辛うじて逃亡した身重の夫人が播磨の国に落ち延びて生んだ子である。幼名を亀王丸という。守護であった赤松義村に育てられ都に送り出された後に、細川高国に擁立されて公方になる。大永元（1421）年の事である。この年には赤松義村は幽閉され謀殺されている。

大永七（1427）年二月、柳本賢治や三好元長らとの桂川の合戦に敗れて細川高国や足利義晴は一時近江に落ち延びていたが、一旦京都に復帰し、今度は細川澄元の子である細川晴元が勢力を伸ばして細川高国を大物崩れに下した後、足利義晴は再び近江に落ち延びていたが、やがて細川晴元と和議が成立して、天文元（1532）年には京都に復帰している。

細川晴元の登場により、堺公方が成立する。細川晴元は一時堺にもう一人の公方として足利義維（ヨシツナ）を擁立していたが、これはお飾りの公方に過ぎない。細川晴元は独自に六国守護の地位を確保している。もはや管領の地位は無くとも済む。但し、細川家内部の家督争いは継続している。従って公方である足利義晴と和睦を結んで管領の地位を確保した方が確実である。結局足利義維（ヨシツナ）を擁立しても本来の公方である足利義晴に取って変わることはできず、細川晴元は足利義晴と和睦して足利義晴を公方として認めることとなった。これにより初めて京兆権力は確立する。細川晴元はまずもって地域領主であり、地域領主としての支配力により管領の地位をも手中に収めたわけである。細川高国の確保した京兆権力はまず管領としての権力であったが、これに対して細川晴元の確保した京兆権力はまず六国守護という地域領主としての

権力であり、京兆権力の基盤に変化が発生していることは見逃せない。守護は公方の代行としての側面と地域領主としての側面の二面性を持つが、細川晴元の政権にあっては地域領主としての側面が全面に出てくるわけである。武家領主と荘園領主との権力闘争が武家領主の勝利に向かった結果であることは明白である。公方権力はもともと荘園領主と武家領主の権力均衡の上に成立する権力であったが、荘園領主の衰退は全国政権としての公方権力を衰微し消滅させ、更には守護権力の性質を公方権力の代行から地域領主へと一変して行くのである。そうした歴史のプロセスにおいて武装寺院と武家領主の勢力均衡の上に成立したのが京兆権力であった。

細川高国が一族の栄華を誇った洛中洛外図屏風にも足利義晴が登場し、その政敵であった細川晴元が一族の栄華を誇った洛中洛外図屏風にも足利義晴が登場するが、これは足利義晴が公方の持つ政治的な権威を正確に認識しその確保に務めたことの成果であったことが判明する。公方の有する守護地頭の補任権といっても室町時代も半ばになるとすっかり形骸化し、単に守護や地頭の世襲を再確認するだけの権能に変わっていたが、管領にせよ守護にせよその地位を巡る争いが進行している限り、実力者は公方による地位の再確認を必要とすることになる。この間隙を埋めるメカニズムとして政治的な権威が発生するわけである。足利義晴には弁えがあった。足利義晴にはこの政治的な権威の意味が十分に分かっていた模様である。武力や政治権力はなくても政治的な権威が一定の影響力を発揮する。細川高国にせよ細川晴元にせよ管領の地位を巡る競争が細川一門の中で繰り返されている限り、公方による管領の地位の確認を求めることになるからである。公方と管領は相互に補佐し合う関係に置かれていたのである。

第6節 戦国国家の可能性

公方権力が一時的に回復する可能性が発生する。領国大名を公方が束ねる戦国国家の成立する可能性があった。足利義晴の事例がある。晴れの一字を与え

るという形により旗頭を掲げる試みが行われている。尼子晴久。武田晴信。赤松晴政。晴れて天下を束ねる。地域領主を公方が束ねるという可能性を探る企てである。だが利による統合には限界が付きまとう。広範な地域に及ぶ利害の一致はなかなか成立しにくいからである。全国平定はまだまだ先のことである。もし足利義晴が織田信長の時代に公方であったとすれば、公方と実力者織田信長との見事な協力関係が実現したに違いない。足利義昭は器量が小さくしかも政治的な權威の何たるかを十分には弁えていなかったため、父親である足利義晴の跡を追うのではなくて、流れ公方であった足利義材の跡を追ってしまったわけである。

三好長慶の登場が時代を画する事件となる。三好長慶は在地領主として、細川管領家が保持した京兆権力を奪取する。京兆権力とは右京亮という役名を用いて細川家が実行した京都支配の権力の別名である。三好長慶による京兆権力の奪取は公方権力の外部に立つ新しい武家権力の創出である。

まず天文十八（1549）年から天文二十一（1552）年にかけては混乱期が訪れる。町組による自検断が実行されている。一揆と町衆の時代が訪れ、盆踊りの源流である風流踊りが盛んに行なわれる。風流とは熱狂のことである。春秋時代の末期現象である。禁裏教団が活動を盛んにしていく。お町内とは禁裏教団の分会なのである。祇園祭は禁裏教団の最大の祝祭である。混乱と混沌の一時期は近世社会を産み落とす激流の時代であった。禁裏御所を扇の要とする京都町衆の歴史の晴れ舞台への登場である。いわゆるお目見えである。

天文二十二（1553）年から永禄元（1558）年までの五年間は三好長慶が畿内を支配する。こうして群雄割拠の時代が訪れる。

鉄砲の伝来と南蛮流の浸透が状況を一変する。こうした軍事技術の飛躍的な発展が春秋から戦国への移行を引き起こした技術的な要因である。

細川晴元の政権において公方が交替し足利義輝が登場する。足利義晴は息子に将来を託した。三好長慶の支配した時代には坂本や朽木に潜伏する。潜伏中も政治権力を失っただけであり、政治的な權威はしっかりと確保している。足

利義晴や足利義輝は流れ公方ではない。

川中島の合戦の歴史的な意味を確認して置こう。武家領主と地侍百姓との階級闘争における調停者が領国大名であった。川中島の合戦は利益による調停と正義に基づく調停との対立と和解の歴史である。

第二回目の川中島の合戦が両軍の睨み合いに終わったのは、武田晴信も長尾景虎も武家領主と地侍百姓との階級闘争における調停者として有力であり、その力量が拮抗していたからである。調停者でありながら対立するのは、調停の流儀や作法に違いがあるためである。武田晴信は利益による統合をその手法としている。父親を追放した武田晴信の統治には伝統的な正統性に欠落が発生し、世俗的な利益による政治統合を手法とするしか方便がない。これに対して長尾景虎は正義つまり既得権の擁護による政治統合をその手法とした。

その結果、調停には時間がかかり、越後統合になかなかとり着けなかったが、その政治統合は強力でありかつ持続力や浮揚力を備えていた。

両軍の調停は可能であり、今川義元が実際に調停の労を取った。だが、桶狭間の合戦において今川義元が討ち死にした結果、越後勢と甲斐勢との調停は崩壊し、激突は必死となった。両勢力には調停の流儀に違いがあり、有力な仲介者なしには、お互いだけでは和解は困難な関係にあったからである。

その背後には足利義輝がいた。京都では足利義輝が三好長慶と和議を結び、群雄の調停を開始していた。ここに足利義輝の出番があった。

足利義輝の登場を再び確認して置こう。細川晴元政権において公方の交替が生じる。

三好長慶の支配した時代には坂本や朽木に潜伏する。

三好長慶との和睦による公方権力の回復に成功する。戦国国家の可能性がこうして発生する。朽ち木潜伏の意味であるが、六角定頼と三好長慶の地域支配の境界領域に身を置く。

比叡山がこの間に存するので、境界には簡単には三好長慶の武力も及ばな

い。政治的な権威は確保したままである。公方なしの地域権力には限界が発生する。他の地域権力とは戦争状態に置かれたままであるからである。これが戦国時代の意味である。群雄割拠。これが戦国時代の特質である。ここに戦国国家の成立する可能性があった。こうした可能性を的確に認識してまず洛中洛外に対する地域権力を回復し、更に公方に備わる政治的な権威を活用して地域権力の統合を企てる試みに足利義輝は向かって行く。

領国大名を公方が束ねる戦国国家の成立する大きな可能性があった。今川義元が桶狭間の合戦に敗れても、織田信長で代わりが勤まる。各地に割拠する有力大名を束ねれば、天下は安定する。上杉輝虎と武田信玄と織田信長と三好長慶と毛利元就と大友宗麟と島津義久とを束ねれば、公方国家が再現される可能性は十分にあった。

「上杉本」の洛中洛外図屏風は足利義輝が上杉輝虎の上洛を願って描かせた作品である。関東管領であった上杉輝虎が管領に代わって公方を支えれば、公方中心の政治秩序が回復する寸前であることをこの屏風は伝えているのである。公方である足利義輝が上杉輝虎に贈るために永徳斎こと狩野源四郎貞信に描かせた傑作である。上杉輝虎に上洛を促し、公方の片腕として新しい戦国国家の構築に当たるというメッセージを込めた贈り物であった。「上杉本」の洛中洛外図屏風には天文十八（1549）年の頃の京都の風景と永禄八（1565）年中の京都の町並みが二重写しに描かれている。これは狩野源四郎貞信が初めて足利義輝に面会した天文二十一（1552）年の町並みと足利義輝の注文に応じて屏風の作成に当たった永禄八年の町並みを重ね移しに描いた作品である。祖父である狩野元信はおそらくはその天分を見抜いてまだ十歳であった孫の貞信を跡継ぎと心に決め、亡命先の近江朽木から戻ったばかりの公方に謁見を求めた模様である。要するに上杉本は歴史を描いている作品である。洛中洛外という時空を描く作品である。場所だけでなく春夏秋冬という季節の循環に沿った年中行事の繰り返しや時代の変化や回復という歴史の流れをも描く作品なのである。

翌年である天文二十二（1553）年は三好長慶が京都に進出して畿内支配を確

立した年であるが、足利義輝は辛うじて近江に逃走して政治的な権威だけは確保して生きながらえている。五年後の永禄元（1558）年になって漸く三好長慶との和睦が成立して、洛中洛外を支配する地域領主の地位に復帰することができた。

「上杉本」の洛中洛外図屏風には亡命先の近江から京都に復帰して公方権力を回復した喜びが描かれているわけである。絵師である狩野家にとっても祖父狩野元信の跡を引き継ぎ御用絵師としての威信を回復したことの宣言を意味する作品であった。

足利義輝は政治的な権威と地域権力の双方を駆使する有能な公方であった。洛中洛外に対する支配権を保持しつつ、守護地頭の補任権からなる公方としての地位をも合わせ活用して戦国国家を樹立する寸前まで進んだわけである。

もう一步であった。武家領主の反逆が足利義輝の理想を打ち砕いた。一万余の軍勢に攻め込まれ、三時間に及ぶ抵抗の末に、剣術の達人であった流石の公方も逃げ場を失い、自害に追い込まれ一命を落とす。もはやこれまでであった。

足利義輝の暗殺により、戦国国家の可能性は最終的に消失する。

戦国国家の可能性が消滅して、織田信長の天下取りが始まる。天下に武を布く。武力で実力者であった地域領主を全て打倒し、日本全国を統一する企てが本気で実行される。言い換えれば各地の武家領主を武力で全て平定する天下人の時代が到来する。

歴史の発展を阻むものを確認して置こう。それは日本書紀の伝える政敵の暗殺により歴史が発展するという歪んだ歴史観である。唯一神道の成立は日本書紀の普及を進める出来事であり、暗殺の悪しき伝統の登場を再び促す出来事であった。太田資長や赤松義村や足利義輝や織田信長といった歴史の先陣に立ち、歴史の激流に立ち向かい、歴史の可能性を切り開く武人たちが暗殺により葬り去られる。その企ては途中で座礁してしまう。

こうして日本は世界史の先頭集団から脱落を開始するわけである。

こうした悪しき伝統に決別するには、どうすればいいのか。

それは簡単かつ明白である。日本書紀に対して根本批判を敢行すればいい。こうした悪しき伝統に決別するには日本書紀に対する根本批判を敢行することが必要でありかつ不可欠なのである。

(間奏曲ヒーローインタビュー) 上杉輝虎の場合。

人生において自分が一番輝いていたのはいつのことですか。

何と言っても第三回目の川中島の合戦の時だよ。千曲川を夜渡って武田信玄の軍勢と睨み合い、すんでのところ武田信玄の首を打ち取る寸前にまでいったのだから。あのとき千曲川に濃霧が立ち込めなかったなら、晴信めを打ち取ることが間違はなく出来た。越後勢の圧勝に終わっていたことは確実である。

もともと武田晴信は用心深い男で、合戦に臨んでも、自陣を堅く固め、なかなか打っては出ない類いの武者なのだ。第二回目の川中島の合戦では犀川を挟んで武田勢と越後勢とが五日間睨み合ったまま戦いは終わってしまった。動いた方が負けという布陣であったから、止むを得ない結末ではあった。

そこで今回の出陣では何としても武田晴信をおびき出して打ち取る手立てを考え、武田勢の立て籠もった梅津城を見下ろせる妻女山に陣を布き、いつ動くとも知れぬ構えを見せることにした。こうすれば武田晴信はやがてしびれを切らし、動き出すに違いないと踏んだからだ。武田晴信には山本勘助という軍師が付いていて、晴信は必ずや山本勘助に妻女山の我が軍勢を攻める攻略を尋ねるであろうし、山本勘助はまず間違いないと啄木鳥の陣を選ぶと読んだ。この読みは見事に当たり、武田の軍勢を本隊と先発隊の二隊に狙いどおり切り離すことができた。先発隊の出陣に際しては必ずや兵糧の用意が欠かせない。必ず煮炊きの煙が上がる。この煙をしかと見届けた上で、軍勢が城から出陣する動きを見張れば、敵軍が妻女山の裏手に打ちかかる時刻もほぼ計算できる。晴信は啄木鳥の陣を布き、越後勢を背後から攻撃すれば越後勢は妻女山を下るに違いないと見込んで、千曲川の向かい岸に本陣を置き、越後勢を前後から挟み撃ちにする計略に出るに違いない。そこで我が軍勢は武田の先発隊が妻女山の裏手に回って攻撃を仕掛けるより数刻前に、物音を立てずに一気に山を下って夜中に千曲川を渡り、夜明けとともに越後勢を待ち構えている武田晴

信の本陣に攻め掛かる。こうすれば武田勢は勢力が半分減っているのだから、我が軍勢の勢いに圧倒され、散り散りに敗走することとなろう。

あのとき千曲川に濃霧が立ち込めなかったなら、晴信めを打ち取ることが間違いなく出来た。越後勢の圧勝に終わっていたことは確実である。だが立ち込めた濃霧のために、敵味方ともほとんど目隠しされた様な具合のまま、夜明けとともに合いまみゆることとなり、合戦場は混乱を極めることとなった。相手がどこにいるのかわからない戦はやりにくい。なかなか攻めもはかどらない。そのうちに合戦のとどろき聞き付けた武田の先発隊が山を降りて来たために、合戦は相打ちに向かうこととなった。返す返すも惜しい機会を逃した。

思うに死んだ由布姫の願いに諏訪明神が応えたに違いない。神明が武田方に味方したのでは、いかに屈強な越後の軍勢たりとも武田晴信めを打ち取ることにはできない。

それにしても武田晴信めをまんまとおびき出した時には、自分がヒーローになった気がした。してやったり。われこそは毘沙門天なり。武田勢の裏をかいて妻女山を下った時には毘沙門天の化身になったと心底から感じた。あんなに自分が輝いていた時はない。

第8章 皇国思想の成立と展開

第1節 天下人の時代

天下人が到来する。天下人である織田上総介信長が歴史に登場する。「天下布武」。武力により天下を一統する。信長の統治の特質はその権利擁護の姿勢に見られる。織田信長は権利意識の固まりのような人であった模様である。

信長の検地の論理は安治（あわじ）村の実例に見られる「散り懸かり」⁽¹⁾に明らかである。給人の取り分と作人の負担とが一対一に対応させられている。ここには明らかに名主職を軸に権利関係を整理整頓し、再編する方針が窺われる。領主職への配慮も認められる。遠方に位置する領主職を京都の周辺の土地

(1) 脇田修『織田政権の基礎構造』245頁

と交換する。これは領主職を名主職へと再編する試みであると思われる。領主職を消滅させ、名主職を強化して一職所有を実現する道筋を切り開くものであるに違いない。

名主的・一色化の道は買い得、つまり買い取りによる一色化という流れである。

織田信長はこうした買い取りによる一色化という趨勢に乗りながら、蔵入地りつまり直轄領からの得分については、特別扱いを開始していることは見逃せない。佐久間信盛が改易された天正八（1580）年には佐久間家中が領内の村々に貸し付けていた借錢や借米はすべて棄破するという指示が出されている。お蔵の借り米や未進分については棄捐は一切認めないという立場である。この指示により織田信長の政権では私領を私人の私有地として扱い、これに対して蔵入り地を公領つまり今で言う公有地として扱い始めていることが判明する。⁽²⁾

徳政に例外を付し、蔵入り地の得分は徳政免除の対象になるという処分がこの時に発されていることは見やすい。こうした蔵入り分の徳政免除の取り扱いには既に小田原の北条氏康が永禄三（1560）年二月に隠居して北条氏政に代替わりした直後に発された徳政令に見られるものであるが、これは税金を特別扱いする端緒となる出来事である。蔵入り地からの収益を公金として特別に扱う。これが公金としての歳入の始まりである。

こうして見れば織田信長の政権における一職所有と一円支配への傾斜は明白である。私領の私有地への発展が加速される。こうして、知行からの収益を貯めて、名主職を購入するという道が開かれることになる。退職の後には領地に戻って農場主として老後を送ることが出来るようになる。⁽³⁾

(2) 藤木久志『村と領主の戦国世界』262～265頁。

(3) 日本における右翼勢力の悲劇は、復古国学に惑わされて帝王であった天皇が天ツ皇という祭り主に変身したことに気づかないため、天ツ皇を言葉巧みに利用した豊臣秀吉の地平を越えて織田信長や更には上杉輝虎の地点にまで戻ることができないという点にある。「流れ流れて落ち行く先は北はシベリア、南はジャバよ」と歌う馬賊の歌には「果て無き海の波の中なる島にでもよし永住の地ほし」という終の住み処にどうしてもたどり着けない切ないまでの悲哀が込められているが、織田信長や上杉輝虎の政治構想に一旦立ち戻ることにする

信長暗殺が歴史の分かれ道となった。人類史の常道から離れて日本列島の歴史が枝道に迷い込むことがこの時に始まったわけである。

信長の狙いはどこにあったのか。息子の織田信忠を征夷大將軍にして、自分はその親としてその上位に君臨する。また猶子であった誠（さね）仁親王を天ツ皇の地位に就けて、自分はその養親としてその上位に君臨するつもりであったに違いない。政府と教団の双方の頂点に立ち政教の全権を掌握する絶対王になるつもりであったということである。安土城の復元図を見ると、夢殿を連想させる八角堂の上に、金閣寺を連想させる金色堂を乗せた作りとなっている。これは、聖徳太子の生まれ変わりだと信じられた後醍醐こと鳳凰尊治やその後継よりも、室町公方を隠退して、金閣寺にいた足利義満の方が、上位の権力者であったという史実に倣って、自分が天朝様や公方様よりも偉いことを全世界に示す建築物であったに違いない。

天下人信長が天下を統一していたら、天ツ皇家はただ天下人を授任することを家職とする世襲の宗教家へと変身していったものと思われる。明智光秀軍が天王山の戦いで羽柴秀吉軍を打ち破ったとすれば、おそらくは、光秀が公方職を受け継いで、徳川家康を副將軍つまり関東管領とする明智政府を開いたのではなかったか。少なくともそうした密約があった公算が大きいといえよう。この場合にも天ツ皇家は公方を授任することを家職とする世襲の宗教家へと発展していったものと推測される。

だが、明智光秀は秀吉に破れ、光秀の天下は三日で潰えてしまう。明智光秀は僅か三日間だけ公方の地位にあった。世に言う三日天下である。

次に豊臣政権の脆弱性の根はどこにあったのか。秀吉の政権の構造特性を分析して置く。

天王山の戦いに勝った秀吉は覇者として1585年（天正十三年）関白となった。

ば、地侍やその末裔たちは、諸国における活躍の後に出身地の田舎に農地を得て屋敷を構え、悠然とした隠居生活を送る道が開かれる。

かくてこうした問題に初めて解決の曙光が射すことは明白である。

この年は秀吉の軍勢が石山合戦に破れ和歌山に退却した一向一揆を壊滅に追い込んだ年であるが、秀吉は本願寺指導部を軸とする宗教勢力と政治的妥協を図り、これと軌を一にして、太田城に立て籠もった徹底抗戦派を降伏させている。首謀者を処刑し助命されたものを囲い者に落とし、近世差別の原型を作ったわけである。こうした妥協の一環として秀吉が近衛家の猶子となったことは明白である。宗教勢力に屈服を求める信長とは違って、秀吉には天ツ皇を安心させる何かがあり、かくて天ツ皇を中心とする宗教勢力は秀吉政権の内に提携相手を見いだしていく。

こうして擬古政権の時代がやって来る。初め禁裏方仁（のちに孫の禁裏和仁）が祭司王として豊臣秀吉が世俗王として、二人が二人三脚を組む臨時の王権が成立する。聚楽第行幸の折には大名たちは禁裏様に起請文（誓紙）を提出しているが、その文を見ると、次の一条が入っている。

一 関白殿仰せ聴かせらるるの趣、何篇に於ても、いささか違背申すべからざる事。(天正十六年四月十五日)⁽⁴⁾

要するに、天ツ皇が宗教家として持つ権威を、あたかも西洋における神の権威のように、約束を守るべしという道徳の守護者として利用していることが判明する。世俗の支配者である秀吉の権力に正当性を付与する源泉として天ツ皇を利用していると言うことである。

更に天正御前帳がある。1591年夏に検地の結果を集計した地図帳を「禁中」禁裏御所に提出保管することが試みられているが、ここで御前というのは秀吉の前であると同時に禁裏和仁の前という二重の意味をもっていると解することができる。秀吉は表の意味つまり建前では天ツ皇の御前に提出することを言いながら、裏の意味つまり本音では自分の御前に提出させるのであることを暗に示しているわけである。天ツ皇は既に虚器であると位置つけた上で、秀吉はその利用を図っているのである。しかし天ツ皇の方では自分が王であるという自覚を持つに至る。

(4) 今谷明『武家と天皇』85頁

天正御前帳の両義性に豊臣政権の脆弱性が集中していると言えよう。

豊臣秀吉の検地は歴史的な権限や根拠を欠いている暴力支配に過ぎない。全国の耕地や山野（資源）に対する剥き出しの支配権力の主張であり、正当性に欠ける支配であった。作人の作職を一応認めるものの、全収穫高は全国政権に所属し、その中から耕作労働への対価として一定の取り分を作人に分け与えるという考え方に立って、検地と高請けが行われている。この考え方を強圧的に作人に受け入れさせ、反乱を未然に防ぐために、刀狩りが平行して行われている。武力の独占こそ暴力支配を延命させる条件であった。

しかしあらわな暴力支配は長続きしない。そこで、王政復古の擬態をまとめたのである。古代の天皇の有して居た国土領有権を、秀吉が補佐して行使しているかの外形を作って見せた。しかし律令国家において天皇の有して居た強大な権力と権威はとっくの昔に消滅しており、これは見かけ倒しの偽装にほかならなかった。いわゆる虚仮威しに過ぎない。

実際には、天朝様は精々のところ祭司王でしかなかった。持明院統に属する天皇たちと似通った地位であるものの、もはや長講堂領の伝領は欠如していて、祭司王にふさわしい財力はすべて秀吉に委ねられていた。秀吉は天ツ皇の権威なしには日本全国を統治するだけの実力を備えてはいなかった半人前の国王であったと考えられる。秀吉には全国の金山銀山を直轄領として得られた巨大な経済力があり、この金銀の一部を巧みに用いて、聖職者として戦国乱世を生き延びていた天ツ皇に、王権の一翼を担うにふさわしい立派な御殿や装束を纏わせることが出来た。

豊臣秀吉は織田信長が構築した新時代の権力を横合いから奪い取った篡奪者つまり霸王であり僭主であった。正当な統治権限を持たない秀吉の権力はそれゆえ裸の暴力支配にほかならなかった。

しかも小牧長久手の合戦で、徳川家康に一敗地にまみれた秀吉には、暴力による全国支配の実力はもはやなかった。自ら皇帝になって、全国を統治することが秀吉にはかなうはずもなかった。

その後秀吉は一時、公方職に良く似た太閤という職に就き、自らが国王であ

ることを明確にするが、秀吉は世俗王にとどまる。祭司王としての天ツ皇の權威に寄りかからずには、政治支配は確立せず、結局、秀吉の政権は不安定なままに止まることになる。秀吉には天ツ皇を押しつけて、自ら皇帝の座に就くだけの実力が欠如していたからである。政権を安定させるためには、こうして、支配権力の根拠は神秘の帳の内に隠されざるを得ないこととなる。

太閤検地の論理を確認して置こう。

主観の論理すなわち秀吉の自己理解はこうである。豊臣秀吉は領主的な一色化の道をたどっている。領主的な一色化は没収や押領による一色化の道である。その極限に豊臣秀吉が位置する。全ての武家領主を滅ぼしてその所領の全てを没収すれば、豊臣秀吉は全国土の領主ということになる。山野河海という私領にならない地域に対しては別に実効支配の慣行による支配権を主張することになる。

豊臣秀吉は全ての名田や畑地の領主である。こうした秀吉の所領のうち、作職に当たる部分の収穫物については耕作人である百姓が年貢高を請け負うことを条件に高請け百姓に労務の報酬として支払う。これを免と呼ぶ。全収穫物は本来は全て領主である秀吉に納付するのが当然であるという前提に立った上で、全収穫物のうち耕作人の給料に相当する部分は領主である秀吉に納付しなくてもいい、つまり納付することを免じているという意味の用語である。

豊臣秀吉は日本全国を一手に所有する巨大地主である。

その上で自己の所領を高に分割して家来に付与する。大名家は秀吉の家来であり、その所領は秀吉から下賜されたものということになる。大名家では秀吉から下賜された領地の高を更に細分してその家中の家来衆つまり家臣団に給付する。こうした高の給付の見返りとして主従関係が結ばれる。これが豊臣秀吉の理解する太閤検地の論理である。

客観の論理すなわち時代の大勢となる認識は秀吉自身が抱いた主観の論理とは少々違っている。耕作人は、太閤検地により、作職を安堵されたと受け止めた。武家領主の圧迫により作職を押領されて下作人の地位にまで押し下げられていた耕作人にとってはそれは新しい夜明けを告げる朗報であった。高請けと

は何か。作職の安堵という御恩に報いて領家職や名主職に当たる部分の耕作を請け負いその分の収穫物を年貢として収めるといふ奉公を意味するものであった。こうして本百姓が成立する。本百姓の有する作職という耕作権はやがて土地所持という近世的な土地支配権へと発展していく。

それでは領家職や名主職はどうなったのか。禄高給付は数多くの大名にとっては本領安堵と新恩給付の複合として受け止められた。例えば徳川氏では関東入部は徳川一族の実力により実行されたのであって、関東に対する支配権は秀吉から給付されたものではなくて、徳川家の本領であることを秀吉の安堵により認めてもらったと受け止めたわけである。島津家の領地などはその典型であり、はるかに守護の時代に獲得した島津家の本領を秀吉に安堵して貰ったものであった。前田百万石も織田信長から給付された領地であって、徳川家康に前田家の本領として安堵して貰った領地ということになる。豊臣秀吉にすれば全国の領地は一旦全てが秀吉の支配地に入り、その一部をそれぞれの大名に分割して給付した積もりであったが、五大老クラスの有力者たちはそうは受け止めていなかったということである。

従って秀吉からみれば大名家の家来衆は、秀吉の領地を間接的な形で給付された陪臣ということになるが、大名家の家臣団から見れば、大名が殿様であって、秀吉は遠くにいる偉いさんに過ぎないことになる。豊臣秀吉は天分に恵まれた政治家であったから、その存命中は大名たちも一目を置いていて秀吉に柔順であったが、秀吉の死後はたちまち離反が発生するのは極く自然の成り行きである。豊臣家では全国の大名とその家来衆は豊臣家の家来であると認識していたのに対して、大名の家臣団の認識は全く別であった。例えば徳川家の家来衆は殿様である家康に御恩があるから奉公しているのであって、豊臣家には別に御恩はないので奉公する理由もないということになる。こうして豊臣家の支配はあっさりと瓦解してしまう。

問題は秀吉の作った検地帳がその後の検地帳の雛形になったところにある。検地帳には年貢高請人の百姓身分と名前が請け高と共に記載され、高請人に土地所持の権利のあることが公に証されることになっていくからである。検地帳

を見る限り、地頭である武士団の所領に対する権利がなんであるかは、一向に明白にならず、また大名やその家臣団と関白秀吉や禁裏との関係もはっきりしない。年貢とその高請けの国制に占める位置がまるで明らかになってはいないからである。逆に言えば、本百姓が国制のうちに占める地位が不透明であると言うことである。誰がどれだけの年貢を請けるのかを決定する原則がはっきりしないから、一切が不透明になってしまう。武士団にしても家禄の安堵と軍役との関係が一向に明らかにならない。何もかもが不透明のままである。

この点で関東の地侍だけはやや例外の道を歩んでいる。刀狩りと帰村により、村民身分に身を置きながらも、除地という年貢不課の田畑や屋敷地を徳川家康に認められ、村の内部において地侍の子孫としての経済的かつ社会的な地位を確保できたからである。関八州では有力村民と一般村民の二層からなる村の秩序が生成し安定する。徳川家がいわば占領軍として外部から関東に入部しながら、関東の経営を軌道に乗せることができたのも、こうした農村内部の有力者として生き延びた地侍の子孫の掌握に成功したからである。名主職に当たる部分⁽⁵⁾を既得権として徳川の政権により容認されたということである。徳川家康の政治的な手腕が見事に功を奏した実例である。家康の持ち味はその構想力にある。徳川家康は長期的な視野に立って政権の構想を一步一步実現して行く才能の持ち主であった。小田原北条氏の積み上げた政治秩序を豊臣秀吉の目指した兵農分離の方針に沿う形に換骨奪胎しながら、関東の地に新しい政治秩序をもたらすことに徳川家康は成功したわけである。江戸が天下の台所となり更にご一新の後に東京に発展する礎石がここに置かれていることは見やすい。

-
- (5) 板橋氏の事例が示唆的である。板橋氏は江戸の北にあたる中山道沿いの板橋宿に居住する豪族であるが、長男が旗本となり次男が屋敷を継ぎ村民となり、江戸時代には武家と村民に分かれている。幕末における草莽決起の歴史的な基盤はこうした形で形成され用意されたわけである。豊臣秀吉の刀狩りにより武装を解除され武家ではなくて村民に編入された地侍の末裔たちが、幕末に至り再び武器を手にして立ち上がる時、草莽決起の論理が歴史の内部において実現することとなる。新撰組や奇兵隊はその実例である。更に剣をペンに持ち変えたと自由民権の運動に発展することにもなるわけである。

豊臣秀吉の敗北点を総括して置く。太閤とは天下人即ち絶対王と公方との中間にある曖昧な地位であった。信長に倣って天下人に徹することが出来なかった秀吉に残された道はただ一つ。即ち親王将軍か足利将軍を担いで、自分は副将軍ないし管領として実権を握り、権勢をほしのままにすることであった。要するに、北条氏の歩んだ、執権として得宗専制への道を再び、しかも今度は全国政権として歩めば良かったのである。この場合、親王将軍にふさわしかったのは伏見宮ではなかったかと思われる。伏見宮家こそ親王将軍に打ってつけの家系であったからである。だが秀吉は天ツ皇の地位を篡奪することを密かに狙っていたため、こうした路線には進めなかった。しかも乱世における宗教勢力の力には侮りがたいものがあったので、天ツ皇に取って代わることなど出来る筈もない。所詮秀吉には天ツ皇に取って代わるだけの精神の権威も強固な権力も備わっていなかったということである。巨大な財力と政治力を有してはいるものの、秀吉は生涯太閤という中途半端な地位に止まるの外はなかった。結局、豊臣秀吉は明王朝の支配した中国の皇帝や朝鮮の国王の如き地位に憧れて、そうした地位を目指した絶対王の候補であった。だが、官僚の帝国と武家の国に見られる権力構造の違いは大きく、更に儒教の国と神仏の国の間に見られる精神構造の違いも余りに大きいものであった。しかもその差異の持つ意義を豊臣秀吉は十分に理解することもできず、いわんや克服することなど出来ない相談であった。豊臣秀吉は政治家としての天分には恵まれていたが、秀吉には歴史の知識も政権の構想力も欠如していたと言わざるを得ない。政権の構想力なしに政権に正統性を確保することは不可能ではないにしても至難の技である。秀吉には武力や財力を越えた正統性を調達することが全くできなかった。

秀吉に担がれた禁裏和仁はこうして栄光と屈辱の人生を送ることとなる。

秀吉の死後、太閤の地位はたちまち消え去り、結局、家康は江戸に政府を構え、室町の御所ないしは二条の城を引き継ぐことはなかった。かくて室町公方の後任である公方職は空席のまま、江戸に事実上の副公方職が置かれるという、二重権力状態が発生し、こうした異常事態がそのまま常態化してしまうのである。

ここで哀れを止どめたのは関白秀吉に見捨てられ、祭司王の地位を喪失した禁裏和仁であった。1598年（慶長三年）秀吉の死後、病いを口実に譲位の意向を漏らしたものの、家康に制止され、1600年（慶長五年一二月）に関ヶ原の戦いの後に譲位の意向を述べた時にもその意向は無視されてしまう。自分の意志で天ツ皇を止めることもできない操り人形の立場に押し込められてしまったのである。祭司王となれた感激を忘れられなかった禁裏和仁には不本意な屈辱と失意の日々であったに違いない。

こうして天下人の退場が始まる。

禁裏和仁の蒙った屈辱をけっして忘れずにいたのが、後水尾天皇こと禁裏政仁であった。寛永六（1629）年徳川政府の了解なしに女帝の擁立が試みられている。大御所秀忠の孫にあたる七歳の少女を天ツ皇にするという秘策が実行されたのである。結局、秀忠は禁裏政仁の意向を尊重し、天ツ皇は退位決定権を取り戻すことが出来た。江戸の政府は公方となって全国に君臨する道を避け、京都政府を空洞のままに放置することに決したわけである。

公方の空席は公家方による策謀の震源地となる。後陽成こと禁裏和仁の屈辱を晴らすという密かな企てが禁裏御所の内部深くで進行していく。皇子を摂関家に養子として送り込み、摂関家五家のうち二条家を除く四家は天皇家と直接に血の繋がった皇族の分家に変身していくのである。

第2節 改元権力の回復

武断主義から文治主義への転換と呼ばれる保科政之による徳川政府の基本方針の転換の意味を確認して置く。それまでの徳川政府は更なる合戦に備えていた。天下分け目の大いくさに勝ち抜いて、天下人として、日本全国を束ねる可能性が残っていた。外様大名を合戦で打ち負かし、その領地を奪い取ってしまう。公方の登場する機会が厳然としてあったということである。臨戦態勢にあったと言ってもいい。

こうした可能性と最終的に決別して、戦国時代の現状をそのまま凍結するという戦略に転換した。明暦の大火で本丸が焼失した後、天守閣は再建されず、

江戸城は天守閣なき城塞となった。公方の不在を象徴する城であった。こうして天下太平の世が到来する。徳川国家が既成事実の積み重ねの中から姿を現すことになっていく。徳川国家は急拵えの国家であり、俄訛えの国家つまり間に合わせの国家に過ぎなかった。礼樂が整備していない国家であった。本格国家への憧れが生まれ、宮廷への劣等感が生じてしまう。江戸城という場所はいわば田舎侍の集会室であった。新井白石は、本格国家へ向けて国家の改鑄を試みたものの、田舎侍に嫌がられ、煙たがられ、失敗に終わってしまう。荻生徂徠は、安普請はかえって徳川政府の寿命を縮めるだけだと白石の企てを揶揄して、何もしないで潰れるのを待つという「太平策」を唱えている。

臨戦態勢が日常化して空洞化を重ねて行くということである。

こうした時代を背景に辛酉革命や甲子革命の慣行が復活して、天ツ皇は改元の権力を取り戻すこととなった。神秘説に基づく辛酉革命や甲子革命の慣行はもともと宗教領域に属する慣行であり、それゆえに天ツ皇は全国的な規模に及ぶ宗教領域における頂点の位置を確保し、その地位に基づく権威を獲得することとなった。近世的な天皇制の成立である。

まず辛酉改元と甲子改元の実例を歴史を溯って確認しておこう。

最初は延喜（901）の辛酉年であるが、続いて表14の如くなる。

（表14）

辛酉改元	応和（961）	治安（1021）	永保（1081）	永治（1141）	建仁（1191）
	弘長（1261）	元亨（1321）	弘和（1381）	嘉吉（1441）	文龜（1501）
甲子改元	康保（964）	万寿（1024）	応徳（1084）	天養（1144）	元久（1204）
	文永（1264）	正中（1324）	元中（1384）	文安（1444）	永正（1504）

復活の後の実例は表15の通りである。

(表15)

辛酉改元 天和(1681) 寛保(1741) 享和(1801) 文久(1861)
甲子改元 貞享(1684) 延享(1744) 文化(1804) 元治(1864)

禁裏御所の組織を確認して置こう。五摂家から関白や左右大臣が出る。内大臣だけは清華家からも出ている。五摂家のうち近衛、一条、九条、鷹司の諸家は天皇の子孫が養子に入って、天皇の縁者になっている。うち近衛家と一条家には早く後陽成天皇こと禁裏和仁の子が入り、鷹司家には東山天皇の子である閑院宮の子が養子に入っている。九条家にはその鷹司家の子が入っている。こうして禁裏御所は乱世を生き延びながら名門の祭主という新しい神聖な権威を確立した天皇の尊貴な血筋を引く家々によって運営される教団組織へと発展して行ったわけである。禁裏教団の序階は次の通りである。

天皇 摂家 堂上公家 地下官人 その他供御人

要するに天ツ皇とは御代理様、つまり公方の代理人であった。禁裏御所とは京都政府の代理機関であった。

第3節 皇国思想の成立

要するに天ツ皇とは御代理様、つまり公方の代理人であった。禁裏御所とは京都政府の代理機関であった。例えば、陰陽道における土御門家の本所としての支配権が認められたのは、天和三(1683)年のことであるが、この時は將軍綱吉の朱印状と靈元天皇こと禁裏直仁の綸旨とが出されている。ここで天ツ皇は公方の代理として陰陽師の営業特権を再確認する京都政府の決定を担っているわけである。

江戸時代の禁裏御所つまり京都御所は太陽神を祭る神殿であった。太陽神の祭り主としていわば公家筆頭であった天ツ皇家の跡取りが、皇位と呼ばれた公方職の一部権能をも代理するという変則的な事態が固定化することとなった。

江戸時代の禁裏御所は京都政府の代理機関でもあった。かくて全国政府は京都と江戸に分裂したまま存在することになる。

これが公儀の実像であった。

職務や俸禄なき官位の授与や領地なき受領の付与は、宗教秩序における位階の序列を付与する宗教儀礼であったが、政治的にも一定の機能を発揮し、既に消滅してしまった律令国家の版図を年々再度確認する空虚な儀礼として機能する運びとなった。それはやがて天下太平の世が長引くに連れ、榮譽の授受として勲章の授受に良く似た社会的名誉を伴う褒章と序列の機能を発揮することにもなる。大平の世に武功によらずに名誉を得る道として、面目を重んずる武士団の関心を引き付けるだけの効果は持ちえたわけである。宮廷文化の魅力が太平の世に入って武家の関心を捉えて行くということである。

こうして天ツ皇家の跡取りは京都という宗教都市の中心に位置する禁裏御所の主として、宗教界の首長の座に祭り上げられて行くことになる。祭主としての地位が定着するのである。これは世俗権力への屈服を拒んだ宗教勢力にとって共通の利益に適った発展であった。

禁裏教団が宗教勢力の中心の位置を占めるに至ったということである。

こうして公方職と天ツ皇職の混同が発生する。

皇位とは祭主の権力のことでなく、政権の在所という意味での朝廷の権力のことであり、公方権力の別名であった。それは近世日本における王権の座であった。それは皇位ではなくて公位であった。足利義昭追放の後、完全に空席となった室町殿の公方職のことを後に間違っって皇位と呼ぶようになったと言えよう。皇位は実は公位であった。

公方職と天ツ皇職との混同が生じた原因には、二つの要因が考えられる。その一は天ツ皇による公方職の一部代理の慣行であり、その二は王朝儀礼の復興であった。この二つの要因が重なって、公位が皇位であるように見られる混同が産出されることとなる。三代目の公方であった徳川家光の江戸居城が確定し、京都には全国を束ねる公方が不在となった。

こうして分散的な秩序からなる徳川政治体制が確立する。

天ツ皇は教団の頂点であるばかりでなく政治権力の頂点にもあるかの外見が発生する。

改元の権力や官位付与の権力が世俗の権力であるかの錯視を生み出すからである。

王朝儀礼の復活により天ツ皇は律令国家の帝王の地位に戻ったかの見せかけが発生する。

日本国は皇位を戴く神の国であるという信念が広く人々の心に染み渉ることとなる。

改元権力を再び禁裏御所が回復したことがこうした混同を引き起こした最大の切っ掛けであった。辛酉革命説や甲子革命説に基づく改元の慣行は宗教領域の儀式であったが、一旦途絶えかけたこの慣行の復活はあたかも天朝様が地上の帝王の権能をほんの一部ではあれ回復したかの錯覚を惹き起こしやすい紛らわしい慣行であった。

公方職の授任職として延命した天ツ皇家の末裔であった禁裏方仁の抵抗の後に、秀吉と禁裏和仁とが二人三脚で祭司王と世俗王として公方職を代行したのが王朝儀礼復活への夢の始まりであった。

やがて徳川将軍が江戸に引き籠もり京都における公方権力の不在が日常と化してしまう。

これが天ツ皇家の跡取りが公方権力の一部を代行するという異例の事態が常態となる始まりである。こうして日本国は皇位を戴く神国であるという信念が発生する。

皇国思想は秘めやかに禁裏教団の奥の院とでも言うべき宮中の奥深くで武家政権への嫌悪を表向きはひた隠しに隠して来た寺社勢力の後継の心の内部に孕まれることになる。

天皇が公方の一部代理を勤めるとでも言うべき事態が生じた結果、公方代理職への就任儀礼として機能した即位儀礼と別に、日神の祭主である天皇資格を確認する儀礼を行う必要が発生し、かくて大嘗会および新嘗会の復活が望まれることになって行く。

かくてこの二つの要因が重なって、授任職と受任職の混同が生じ、皇帝即教皇であった古代の天皇が復活したかの外観が産出されることとなる。こうして北朝においてはほぼ完成していた俗権と教権との分離は頓挫し、俗権と教権とは癒着を起こすことになってしまうのである。

言葉を代えて言えば、「日嗣」即ち太陽神の祭り主である天ツ皇が、日本国王である公方の地位に代理として納まってしまったために、そこから歴史的な停滞が生じてしまい、今に至っていると云わざるを得ない。

その克服には公国思想の定立が有効である。日本国は室町時代から後は公位を頂く神の国であるとする。公位とは公方の地位のことである。皇国から公国への発展が生じた。その旋回点に立つのが北畠親房の策謀であり、それに対抗した苦肉の策である如在の儀であった。空の箱を拝むのは、近代への飛躍の第一歩であった。

第4節 記紀神学の成立

貞享四（1687）年には東山天皇こと禁裏朝仁の即位に際し、大嘗会が復活し、11月に行われている。後土御門天皇こと禁裏成仁の文正元（1466）年に大嘗会が行われて以来、廃絶されていた儀式の復活であった。だがこれは続かず、復活は先送りされてしまう。

桜町天皇の三年目に当たる元文三（1738）年に新嘗会復活への導火線として大嘗会が再興され、翌年から年々の新嘗会と神今食が復活されている。

ここから次のような倒錯が発生する。復活した復古儀礼に沿って古代を把握するという逆転した歴史認識が成立し、やがて一般化していくことになる。特に万葉集の解説と相前後するため、王朝国家の延長として古代国家を把握するという歪みと傾きが生じてくる。

これが、復古国学や復古神道の発生基盤となっていくわけである。

皇国観念が自覚され皇国思想が普及するプロセスを見直して置く。

本居宣長が『古事記』の解説に成功した結果、記紀神学が成立することになっ

(6)
た。

上古の言葉が生き生きとした本来の形のまに再現されるに至る。神話のなまなましい実像が回復される。言葉の響きが蘇ってくる。言霊が再生する。

太陽神が浮上し、国常立尊から産す日の神への主宰神の交替が生じる。こうして太陽女神である天照大神は日本国の守護神であるという信念が俄に思い出され再び強まってくる。

こうした主宰神の交替は、徳川家中心の政治秩序から離れて、天ツ皇家中心の政治秩序の構想を思想の世界において用意することになる発展であった。

こうして武門の棟梁が君主であるという見方から、太陽神の子孫が君主であるという見方に徐々に発想が転換していくこととなった。

王政復古の神学的基礎がここにあることはみやすい。

天ツ皇が天照大神の正統な子孫であることは記紀の神話が保証する神聖な伝統である。

しかも天照大神はモンゴル軍を撃退して以来日本国の守護神として尊信されて来た。

とすれば、日本国を外敵から防御する要に立つ君主は天ツ皇かそれとも征夷大將軍か、が問題として浮上することになる。

また漢文の古典である『日本書紀』から、和文の書物である『古事記』への

(6) 古事記偽書論の現段階に目を向けて置く。

本文偽書論の根拠は薄弱である。偽書論は成り立たない。上古の八母音の使い分けが古事記には残存している。平安初期には混用が目立ち、八母音の使い分けは殆ど消滅している。

序文偽書論はなお有力である。偽書論の根拠を点検して置く。曾富理神は平安新京の守護神として新羅から勧請した神ではないか。とすれば古事記の本文の成立時点は平安初期まで下る。反論もある。曾富理神は近江大津京の守護神として新羅から勧請した神であろう。古事記の本文がほぼ確定したのは大津京においてである。古事記の本文は松尾大社の創建を知っている。松尾大社の創建は大宝元(701)年の事である。古事記の本文は稲荷社の創建をまだ知らない。稲荷社の創建は和銅四(711)年のことである。古事記が撰定された一年前の出来事であり、まだ知れ渡っていない。序文と矛盾することは無い。

関心の移動が生じる。この動きは、武家中心の徳川社会から、商家や農家中心の家業社会への支配的な社会層の交替を、民衆の地平において準備するものであった。

漢字が並んだ古文書の解説といった、地味で、政治や社会の動きとは一見何の関連もないかに見える思考の操作が、実は、新たに到来する時代の有りようを思考の世界において早々と示す先駆的な営みであり、大胆な試みであったということである。

第5節 皇国思想の展開

貨幣経済の発展と共に、石高制は地盤沈下を起こし、武家は貧窮化していく。

大名家の生活は奢侈に走り、やがて借金はかさみ、石高の削減が武家の窮乏に追い打ちをかけることとなる。

全国の農商や寺社の関係者の中から草莽の志士が輩出する背景がこうして調うのである。

幕藩制という時代認識がやがて成立するに至る。

天明の大飢饉により徳川家のご威光は地に落ち、神国思想という宗教思想は社会危機に直面して皇国思想という政治思想へと変容発展して行くことになる。宗教秩序の内部で成立していた序列の尺度が世俗の領域にまで拡大適用され、禁裏御所は朝廷と見なされるに至り、朝廷が高く武家政権は低いという序列の観念が発生し定着する。幕府と藩といった武家を朝廷より下に見て蔑む視線が成立する。幕藩制への序曲である。こうしてこれまでは一部の知識人や寺社勢力の知見に過ぎなかった皇国思想がこれまでの神国思想に変わって日本社会に広く浸透して行くことになるわけである。禁裏教団の動向という宗教領域での変化が政治秩序の動向を左右しかねない時代がこうして訪れる

天保の改革により徳川政治体制は幕藩制へと移行を開始する。それに先行する近世天皇制の成長のプロセス。光格天皇から諡号が復活する。天皇譜は高天の原／兼（とも）仁／恵（あや）仁／統（をさ）仁／睦（むつ）仁と続く。天皇や皇族方は日神の子孫から日神の子孫の末裔へ変化した。この変化を見失う

と、皇統連綿といった時代錯誤に落ち込むことになる。村上天皇の後は天皇は出家して院となっており、〇〇院（ないしは〇〇院の天皇）という院号で呼ばれて来た。例えば、百人一首では陽成院とか崇徳院とか後鳥羽院とか順徳院といった院号が用いられている。

これが再び〇〇天皇と呼ばれるに至り、天皇譜が途中が抜けた形で復活することとなった。こうして皇国観念の自覚と皇国思想の普及が進んで行く。

更に水戸学の如く、尊王の伝統を取り入れた儒学が成立して、禁裏御所を朝廷と崇め、徳川政府を幕府と見下す視線が武家の間にも浸透することとなる。

とりわけ復活した辛酉改元や甲子改元の実例が禁裏御所を朝廷と見る見方を広めて行く。

文久元（1861）年の辛酉年は神武即位（前660）年の辛酉年から数えて一部つまり1260年ののちに当たる推古天皇の九（601）年から、更に1260年を経た年であった。

辛酉改元と甲子改元の慣行が幕末における尊王攘夷思想の高揚を決定的にしたことは確実である。文久元年の前年には桜田門外の変が発生し、翌年には坂下門外の変が発生して水戸浪士による幕閣暗殺が繰り返されている。また文久三年には八月十八日の政変により攘夷派が追われ八卿の都落ちが発生しているし、更に翌年である元治元（1864）年には蛤御門の変が生じて、更に第一次の長州征伐が実行されている。

文久と元治の改元が火ぶたを切る形で幕末の動乱に向かって一気に引き金が引かれたことが分かる。

宗教思想であった神国思想が社会危機の中で皇国思想という政治思想に変容発展して行く有り様はもはや明白であろう。

第6節 皇国思想は延命する

源頼朝による諸国総追捕使という役職の拝命は、王権の一部を割譲したものであった。

かくて鎌倉殿は守護地頭の補任権をその世襲の家職として確保した。

足利尊氏が求めたのは武門の棟梁としてこの権限を継承することであった。

徳川家は関ヶ原の合戦の後に外様大名との決戦を避け、事実上の公方である巨大大名の位置に納まることとなる。御威光と呼ばれた圧倒的な武力の優位があり徳川家の天下は安泰であったからである。

徳川吉宗は傍系の出身であり、とても公方とは呼べない。八代将軍吉宗に過ぎない。

やがて公儀のお膝下である江戸表でも打ち壊しが発生すると、徳川家の御威光は地に落ちてしまう。こうして武家政権を幕府と見下す視線が発生する。事実上の公方の位置から巨大ではあれもはや全国政権とは言えない有力大名への転落である。

禁裏御所が朝廷と見なされ、公方は朝廷の任命する官職の一つである将軍と見なされるに至る。尊王思想や勤王思想が勃興する素地が培われていく。

武家政権への委任の論理が登場する。大政奉還とそれに続く御沙汰書⁽⁷⁾によって委任の論理が援用され、歴史の誤認が公式の史論となった。水戸黄門と呼ばれる天下の副将軍、水戸光圀の物語は尊王思想を宣伝しかつ普及する政治宣伝のプロパガンダである。水戸黄門というのは水戸中納言のことであり、黄門は中納言の唐名である。徳川の御三家の一つである水戸家の主が副将軍であるのは徳川家の当主が将軍であることの証しである。徳川家の当主はもはや公方様ではなくて朝廷により任免される将軍様に過ぎない。

こうした歴史認識の歪みの結果として、南北朝の動乱より後の朝廷は王権ではなく教団であり、北朝の天皇は国王ではなく祭司であることが、見失われてしまった。

また徳川家の支配が大大名による大名領国の統括であるという国制史のかなめとなる史実が見損なわれてしまった。こうして皇国思想は延命し講座派史学の時代区分論と癒着を示すに至る訳である。

(7) 牧健二1935『日本封建制度成立史』はこうした歴史誤認を全面的に展開した著作である。

歴史誤認を訂正する必要がある。源頼朝の諸国総追捕使という役職の拝命は、朝廷の有する権限の委任なのではなく、王権の一部を割譲したものである。鎌倉殿は守護地頭の補任権をその世襲の家職として確保したのであり、足利尊氏が鳳凰尊治に求めたのはこの権限を継承することの確認であった。守護地頭の補任権を巡ってかっつての盟友であった足利尊氏と鳳凰尊治とは正面から激突を繰り返すことになっていく訳である。

鳳凰尊治の失敗を繰り返し確認して置く。足利尊氏に畿内を除く七道諸国の守護地頭の補任権を認め、自らは畿内を直轄地として理想の神聖帝国を建設すれば良かったのである。

豊臣秀吉の失敗にも触れて置こう。親王将軍を立てて自分は得宗専制の道を歩むことが出来た筈であった。ここに豊臣秀吉の失敗がある⁽⁸⁾。

幕末の政局は大政奉還の企てと王政復古の号令が激突する展開となった。

徳川慶喜は大政委任の法理を逆手に取って政局の主導権を確保しようと企てた。大政を奉還した後に閑白となり、政治の実権を握るために議題草案と呼ばれる憲法草案を密かに用意していたのである。王政復古の号令は空振りに終わり、朝廷方は孤立を深めていた。

だが、鳥羽伏見の戦いが朝廷方の大勝利に帰し、政局は一気に展開することとなった。

こうして大政委任の法理が公認される運びとなった。養老幻想に立つ復古国学が公認の史論とされたということである。

徳川慶喜の失敗をここで確認して置く。鳥羽伏見の戦場に全軍を直列縦隊に

(8) 大村益次郎の政治思想を伝える建軍構想が残されている。「河田大丞東京へ持参書面」という明治「二年十月日闕」の意見書に十津川郷士を集める農兵建軍の見取り図が描かれている(『法令全書』)。仁和寺宮を親王将軍に立て、自分は得宗専制の道を歩んでルイ十三世とリシュリユーヤルイ十四世とコルベールの如き対を組んで、絶対王政の樹立を目論んでいたことが鮮やかに示されている。詳しくは蓮沼啓介1989「土民革命」神戸法学雑誌39巻2号注(23)及び同2020「西周と法哲学の未来」(法務研究17投稿予定)を参照されたい。

送り出すという重臣の提案を覆せなかったところにある。徳川方は兵力で二倍以上に勝っていたので、敵方が戦わずして退却すると見込んでいたのが裏目に出たわけである。兵力をふた手に分けて主力軍が鳥羽伏見の戦場で薩長軍と睨み合いを続けている間に、別動隊を久世橋か桂橋を渡って京都市中に突入させれば、薩長方は挟み撃ちに合うのを恐れて、多分倒幕派の公卿を引き連れ、亀岡に退き更に山陰方面に退却したと推量される。

この場合薩長軍には薩摩や長州に戻り大割拠という作戦に出るしか戦略は見つからなかったと推算される。徳川慶喜は関白として禁裏御所に乗り込み、新憲法を定立して政体の改革を試み、政治の実権を掌握できたに違いない。更に第三次長州征伐が敢行され、長州は敗北し、藩侯は謹慎させられ藩はお取り潰しになった公算が高い。

山城一国を宗教家の聖地としてバチカン市国の如き地位に置くという憲法の構想が残されている。禁裏御所を宗教勢力と見据えた上で新しい政体を定める憲法制定の正統性を禁裏御所から得るという戦略が実現する見込みは結構高かった模様である。⁽⁹⁾

徳川慶喜が日本国王となった公算は高く、この場合には皇国思想という政治思想はやがて雲散霧消し、元の宗教思想としての神国思想に戻ったものと推量される。禁裏御所は宗教家の聖地として新たな発展軌道に乗った公算が高い。

第9章 西洋の挑戦と近代日本の誕生

第1節 天皇将軍制の根本矛盾

幕末開港の後には近代西欧から自然権の思想が流入してくる。人間は誰も生まれながらに自己保存の権利を有しているという基本的人権の思想である。生命・身体・自由への権利がその核心をなしていた。

こうした自然の権利は自然を創造したキリスト教の創造神が人間に賦与した

(9) 西周「議題草案」(『西周全集』第二卷、宗高書房。所収)

権利であるという説明が行われていた。こうした自然権の思想は翻訳されると天賦人権説となった。基督教の創造神の代わりに儒教の天の観念を置き、人格神として把握された天が人間に自然の権利を賦与したという構成が取られることとなった。だが、日本の儒教は学問としての儒学であり、知識の体系ではあっても、信仰の体系ではなかった。人々が信仰したのは八百万の神々と仏たちであった。こうして天賦人権説には人格神の不在という不透明な空白が発生することとなった。人格神の不在を補ったのは天皇とその政府であった。

こうして天賦人権説は天皇とその政府が人民に権利を賦与するという構成に傾くこととなる。その極限に欽定憲法が位置することとなる。

明治六（1873）年の地租改正を介して近代的な所有権の確立が実行された。近世的な土地支配権である土地所持の持ち主である土地所持人がそのまま土地所有者として認定された。土地所持と土地所有の間に存する差異が誤認されてしまったからである。⁽¹⁾

天皇の政府が人民に権利を付与した最大の事例である。

明るく明治七（1874）年には民撰議院設立の建白書が提出され、自由民権運動が盛んになるが、自由民権運動の働きかけにも拘わらず、民約憲法は制定されずに終わり、大日本帝国憲法が欽定された。民選議院は設立されたが、憲法は欽定された。天賦人権説は天皇が臣民に人権を賦与するという欽定憲法に帰着した。

親王將軍制という別の歴史的な可能性もあった。將軍の政府と日本国民の双方が遵守すべき基本権の体系を構築できた公算は高い。

この場合には天照大神の直系の子孫である天ツ皇が祭主の立場に留まって、日本国民に基本的な人権を賦与するという思想の構成が可能であった。

憲法は欽定ではなくて將軍の政府と日本国民の間で結ばれる民約の憲法となった筈であるし、基本権の体系を定める権利章典は、天ツ皇という神に並ぶ

(1) 蓮沼啓介 1987「所有と私有---講座派史学の陥穽」神戸法学雑誌37-2（9月号）
同 1990「明治維新の法哲学」同雑誌40-3（12月号）

貴人の定めた、憲法にも優位する高貴な規定となった筈である。

政治的な権威と宗教的な権威を統合した大日本帝国憲法に定める天皇の地位は集権国家の建設には適合して日本国の独立を確実にするには貢献するところの多い制度ではあった。だが、政治と宗教の分離が不徹底という欠陥を伴う制度でもあった。

この制度に内在する矛盾は神聖王と大元帥の距離という形で現象する。

与謝野晶子の反戦歌の意義を確認して置く。「すめらみことはみ戦に御自らは出でまさね」という一句は鋭利である。歌人の直感は鋭く、神聖王と大元帥の間に広がる越えがたい距離を人目を憚ることなくあらわに照らし出してしまうのである。

大元帥と神聖王の間には越えがたい壁が存在する。東宮の教育方針を巡って矛盾が拡大し始める。大正天皇は文人であり歌詠みであった。大正天皇こと高天の原嘉仁は宮中の女官によって育てられ、文人として育成された。宮中の女官たちは天皇の仕事は、伝統に照らせば、歌を作り国民を慈しむことであり、日本の文化の永続を示すことだと信じていた。それ故、皇太子は幼少のうちから歌人としての自覚を持ち、文人としての素質を發揮していった。

禁裏御所の内部で高御座に座る天子は天朝様であり、雲の上の貴人であった。政治や軍事は下々のもの（要するに武家）の仕事であり、天子の仕事は儀礼の遂行であるとする江戸末期の天子意識が神聖王の任務を規定していた。復古国学の熱狂と宮中の女官の伝統とは別個独立であった。

大正デモクラシーと文人の天子の登場は車の両輪であった。民本主義という吉野作造の政治思想は時宜に合ったものであった。

大正天皇こと高天の原嘉仁は帝王や大元帥には不向きであるという見方が、山県有朋などの維新の元勳の間に広がり、原敬などの政党の政治家もこの見方に同調し、大正天皇は押し込められることとなる。

自己の信念を貫徹ぬというストレスに圧迫され、天皇は神経症に陥り、皇太子が摂政に立つ運びとなった。大正天皇はこうして政権の中枢から排除されて

しまうのである。

昭和新体制の脆弱性はどこにあったのか。

昭和天皇の即位儀式である御大典は平安時代への復古調で実行された。昭和天皇は政治決断を担う武人として養育された。将来の天皇は乃木希典や川村純義のもとで厳しく武人として養育されねばならない。こう考えた明治天皇は孫を学習院では院長であった乃木希典に任せ、私生活では川村純義という海軍大将のもとで育てさせた。

要するに立憲君主としての帝王学を学ばせたのである。

昭和天皇は苛酷な国際政治の現実に振り回されながらも、必死に武人らしく耐え難きを耐えて君主の任務を遂行したが、世界恐慌に始まる昭和初年の世界情勢はとりわけて不透明であり、不透明な時局に立ち向かい指導力を発揮して欲しいという、スメラミコトの再登場を夢見る復古国学の熱狂的な信徒の発する過剰かつ過大な期待にとっても応じ切れるものではなかった。軍部の独走がこうして始まる。統帥権の独立という憲法慣行が確立しているので、天皇以外には軍部の独走に歯止めをかけられる地位にいる人物はいない。結局は事後承認や追認の山が残ることとなった。朝鮮計略から満州への侵略へと関東軍の進軍を追認するのほかに天皇には可能な選択肢は残されてはいなかったのである。政権中枢にナチス独逸に追従する勢力が形成されていて、昭和天皇の登場に合わせて、日本国の進路を英米協調から国際秩序の再編へと舵を切り返した結果であった。天皇は英米尊重の立場であったが、天皇一人の一存でこの進路を覆せるものではなかった。努力してやっとの思いで武人の勤めを果たしていたのであり、天皇はももとは祭り主としての素質を継いでいたわけである。日本や世界の平穏を心底から願いながら、政治に当たっていたが、それは宗教家の仕業であって、足利尊氏とか上杉輝虎とか織田信長の如き生粋の武将のやることとはもともと話が違うわけである。

天皇の側近を含む周辺の要人たちが世界の大勢を読み誤ったということである。こうした大局的な見方を覆すには、世界の近未来の情勢に関して武将とし

て抱く政治的な直感力と決断力が必要とされるが、こうした決断力を名門の聖職者に求めるのは酷というものである。正に無い物ねだりである。

結局、昭和天皇が自ら下した最大の決断はポツダム宣言の受諾であった。

日本国の名誉よりも日本国民の命の方が尊いという価値判断を下したということである。

広島と長崎に対する原爆の投下がスターリンに対日参戦を決意させ、日ソ協調派による戦争の終結の可能性を断ち切ってしまったため、選択肢は本土決戦か降伏かしかないところにまで日本政府は追い詰められてしまっていたのである。どちらをとるかは究極の価値判断の問題であり、信念の問題であった。それゆえに宗教者にこそふさわしい決断の場が訪れたわけである。日本国の名誉を捨ててでも人命と平和を選ぶ。敗戦の汚名を敢えて身に引き受ける。これが決断の中身であった。

敗戦の混乱の中で、天皇将軍制の構造欠陥に関する分析が深められることはなかった。

親王将軍制へ移行する又とない機会であったにも拘わらず、その機会はあると失われてしまった。大日本帝国憲法の下では天皇問題には学問の自由が未だ及んでいなかったため、議論の前提となる歴史の探求がほとんど行われることはなかった。歴史認識の着実な積み上げが準備されいなかった以上、新しい制度設計が出来なかったのも無理のないことであった。昭和天皇に対する崇拜が第2次世界大戦の後にも尽きることなく続いていたからである。

その後、六十年の歳月が無為に費やされました。これは驚くべきことです。私は1946年生まれですが、2006年には還暦を迎え2016年には古稀を迎えました。その私が今更の様に初めてこうした問題群を提出して論議の対象にするに至っているのです。これは学問の怠慢ではないのでしょうか。それとも日本国憲法の下でもつい近ごろまで天皇問題には実際には学問の自由が及んでいな

かったのでしょうか。天皇問題には学問の自由が及んでいなかったという事態が歴史の真実であったのでしょうか。もしそうだとすればそれは学問の無力の明かしてしかありません。結局講座派の歴史学とは昭和天皇崇拝を左翼用語を用いて語った代物であったことがなかなか自覚に登らなかったからでありましょう。

第2節 皇国思想の粘着力

ところで皇国思想の粘着力とは何のことか。

それは、日本は古来、皇位を頂く神国であったし、その後も一貫して天皇が王権の座にあったとする信念によって人々の思考を左右する力のことである。

神国とは太陽神の子孫が中心にいる特別な国という意味である。要するに自国民優越思想の一種であるが、南北朝の動乱を経て完全に瓦解し尽くした律令国家の後身である王朝国家の崩壊の後に、砕け散った政治秩序の代わりに国のまとまりを心理的に確保し形成した先駆的なナショナリズムの現れであった。

その神国思想が発展して皇国思想を生み落としたわけである。

なぜ、皇国思想の粘着力はそれほどに強力であったのか。

それは近世日本の国制がこれまで十分には解き明かされずに終わっていたからであったように思われる。後醍醐の登場に伴う律令国家の後身の崩壊とそれに続く公方権力による王権の篡奪と掌握という史実が、的確に把握される事なく今日に及んでいるため、公方職の空席といった重大な事態の認識が成立せず、その揚げ句に、天ツ皇職と公方職との混同が生じて、その関係が完全に見損なわれてしまったからである。混同の源泉は織田信長と豊臣秀吉の政権の特質を的確に認識できていないところにあると言えよう。

まず、織田信長の企図について再度確認して置く。織田信長は天ツ皇に取って代わり、天ツ皇の地位に就くつもりなど持ってはいなかった。信長は名門の祭司の地位などには関心がなく、ただ天ツ皇よりも上位の地位に立とうとしただけのことである。息子を征夷大將軍に任じ、自分はその親として大將軍よりも天ツ皇よりも上位の地位に就く。これが信長の狙いであった。

この点で豊臣秀吉の方は妥協の政治家であり、強大な権勢を誇ったものの、門閥勢力とは政治的な妥協を図り、天皇の伝統的な権威を利用して、その政治支配を安定させようとした。豊臣政権のもつ擬古的性格とその根源はここにあることは見やすい。本百姓を始とする人々に年貢その他の貢納を課したまでは良かったのだが、その根拠付けが薄弱であって、十分な理屈を編み出せないままに、天皇がかって有していた政治的な権威に寄りかかろうとしたわけである。しかし天皇のそんな権威はとっくの昔に失われており、それ故、「王政復古」の外観を整えることが必要であった。政権の正当性の根拠を神秘に求めざるを得なくなるのは、こうした事情があるからである。真実を明らかにすると「擬古政権」であることがあらわになってしまうの外は無い。

やがて本百姓の村落内部における地位が安定し、更に上昇するに連れて、その土地保有権を強化し確実にする、土地所持が確立することになっていく。

かくて土地所持の発生根拠である太閤検地の有効性を保証するために、天皇の神秘化を求める動きが進行していくこととなる。朝廷儀礼の復活を支えた社会基盤は、土地所持を堅持しようとする地主層へと上昇を続ける本百姓や都市商人の動向にあった。ここに幕末に尊王思想が勃興する源流があることはもはや明白である。

教権と俗権との調停者、それが禁裏御所であった。教権をその支配下に置くだけの意欲と実力を欠いていた秀吉や家康にとっても禁裏御所の調停は貴重であった。激しく抵抗を続ける一揆との戦いを有利にするために、秀吉は宗教勢力との取引に応じ、真宗を始めとする教団の調停役であった天皇を通じて、宗教勢力との妥協を図ったのであった。囲い者としての近世の差別身分の始まりはここにあると言えよう。禁裏御所は室町公方の在所であった御所の権威を代行することにより、初めて調停者としての十分な権能を手に入れることが出来たわけである。

さて近世日本において皇位と呼ばれた地位は、実は公方の職であった。公方が不在である間、太陽神の祭り主である天皇がその代理を行った神の国、それが日本であった。天ツ皇とは太陽神を祭る最高の祭司であり、天ツ皇職は世襲

の祭司職であった。ところが幕末に至って公方となることを誰もが囑望していた島津斉彬が急死した結果、公方の不在は決定的となり、結局、少年天皇がその代役を勤めるという異例の事態が生じることになった。

西郷隆盛を頭目とする鹿児島藩兵士にとっては、少年天皇がいわば代わりの殿様であった。維新の志士のうちから公方職が勤まりそうな人物を探して見ても、それに当てはまるのは高杉晋作ただ一人しかいなかったのではあるまいか。高杉晋作の病死により、維新政権は求心力を失うことになる。

こうして天ツ皇が將軍になるという大方の予想を越えた事態が進行し、徳川家に代わって、天ツ皇家が將軍を出す天皇將軍家の時代が始まることとなった。

この場合、皇国思想の発展とそれによる復古儀礼の展開とが古代国家の歪んだ幻影を生み出していたことが肝心である。この幻影の力により公方の代理職と公方職とが混同され、やがて政教癒着の原因になっていったからである。

さて、明治六（1873）年十月の政変をきっかけに青年天皇に、とてもその手に追えそうもない巨大な大権が付与されることになった。

更に大日本帝国憲法に至っては、神聖王にして大元帥という、皇帝即教皇というビザンチン帝国の皇帝か何かを思い起こさせるような時代錯誤の神聖な地位の高みにまで天皇を祭り上げてしまう。

別の言葉で言えば、皇国思想は実定化され、事実を越えた規範の領域に定立されたということである。これは神国思想という宗教的な信念を国の宗教と定めることを意味する発展であった。こうして皇位を頂く神国という観念を示すために、特に「国体」という概念が作られ、思想弾圧に猛威を振るうことになっていく。「国体」とは天皇を中心とする神聖な政治秩序のことである。

だが天皇將軍制は長続きはせず、高天の原睦仁・嘉仁・裕仁の三代で早くも崩壊してしまう。

第二次大戦後には象徴天皇制として天皇將軍制の再編が試みられたが、政教の分離が不徹底であるという構造欠陥を残したままに止まっている。皇国思想を思想として内在的に克服しない限り、この困難を克服して解決に至ることは出来ない。実定化された皇国思想に対する正式の批判は未だに遂行されてはい

ないということである。それは皇統譜の見直しという形をとって進められる思考の操作であるの外はない。国民国家における儀礼君主の先祖が歴史に登場する人物ではなくて宗教世界の神人であるとすれば、それは国家宗教を前提にした国民国家ということにならざるを得ない。これでは政教の分離が実現する以前の形態の国家でしかありえない。

日本国の歴史と伝統を踏まえながら、政治と宗教の分離を徹底して近代国家として日本国を完成させるには、どうすればいいのか。

筆者の答えは次の通り。すなわち天ツ皇家の皆さんに京都ないしは関西にお帰り頂き、親王將軍制を新たに採用することが一番分かりやすく簡単な方針であるというものである。

こうした結論には避けがたいものがある様に思われてならない。⁽²⁾

第3節 皇国思想の社会的効用

ところで文明開化以後もなお、皇国思想が粘着力を保ち続けたのは何ゆえか。皇帝即教皇といった時代錯誤が旧憲法に明文化されたのは何故なのか。

「近代」日本における天皇の社会的効用について簡単に説明を加えて置きたい。

それは地租改正に当たって、天皇が律令国家の帝王として大昔に持っていた権威を利用したからである。土地の所持人に土地の所有権を認めるという原則に立って、地租改正は実行されたが、この原則は歴史的に生成した原則ではなく、明治政府が天皇の権威を笠に着てかろうじて定立した、根拠の薄弱なものでしかなかった。もし天皇のメッキが剥げれば、この原則の根拠も崩れてしまうという仕掛けになっていたのである。逆に言えば、この原則により土地の所有権を保証された地主たちの既得権を防衛せんとする本能こそ、皇国思想を持続させた社会的な力であった。⁽³⁾

(2) 皇統譜の見直しについては補論1を参照されたい。

(3) 蓮沼啓介1989/90「土民革命あるいは近代日本における市民革命について」神戸法学雑誌39-2、39-4、40-1を参照されたい。

一言で言えば、太閤検地と地租改正とは同一の根拠に基づく土地支配を前提にした、その意味で連続的な路線であった。(違いは年貢を地租に変え、武士の支配を官僚の支配に変えたところにある)。この路線は、しかしながら、天皇の権威に寄り掛かってかろうじて成立したに過ぎない。その限りで、歴史的に見れば根拠付けの薄弱な、正統性に乏しいものであった。

明治政府は豊国神社を建立して豊臣秀吉を豊国大明神として祀っている。これは太閤検地を神聖なものとするための操作であった。しかしながら豊臣秀吉の権威だけでは足りない。かくて天皇の権威の根源は神秘化されざるを得ず、皇国思想が温存されざるを得なくなる。要するに、それは歴史の錯覚なしには維持できないひ弱な政治社会しか構成しえない路線であったということである。

思想や発言の自由を制約せざるを得ない社会がかくて産出されることになった。軍部の専横や特高すなわち特別高等警察による思想弾圧はその為にどうしても必要な装置であったし、天皇の権威への懐疑には特別の警戒が向けられることになった。久米邦憲とか津田左右吉のごとき王党派の良心的な学者の学説に、あれほどの弾圧を加えなければならなかったのも、学問の真理と発見に恐れとおのきを禁じえない、真実ではなく、神秘を抛り所とする政治秩序の宿命であった。

皇国思想は近世地主制を防衛するイデオロギーであった。政教の癒着はその神秘を守る特効薬ないし膏薬であった。

思想の自由と発言の自由とを政治社会の構成の基底に置く近代社会とこうした立場は、それ故、長くは共存しえないと言わねばならない。

第4節 日本国憲法の成立と八月革命説

宮沢俊義によれば、ポツダム宣言の受諾により、日本国の主権は天皇から国民へと移動したと認識される。これは根本規範の変更であり、法的な意味での革命である。

主権の定義。国家の政治のあり方を最終的に決める力。国家のあり方を最終的に決定する政治力の所在のことである。宮沢俊義はハンスケルゼンの唱えた

根本規範の概念を利用して、日本国憲法の成立は全く新しい憲法の制定であると主張した。

ハンスケルゼンと根本規範についてここで簡単な解説を加えよう。ケルゼンは法令の効力を説明するために法段階説を唱えている。

効力とはなんのことか。妥当性ともいう。ドイツ語の **Geltung** という単語の訳語である。例えば通貨や切手が通用している。有効であるということである。言葉を代えて言えば、本物のお金、本物の切手として通用しているという事態のことである。本物のお金とは偽札ではないし、その国で流通している貨幣のことである。外国のお金はこうは行かない。日本国内では韓国のウォン札は使えない。中国の人民元も使えない。つまり通用しないということである。お札が使えるということは、本物のお金としての価値があることを自分も認め、相手も認めているということである。切手が使えるということは、本物の切手としての価値があることを自分も認め、皆も認めているということである。効力のある法律とか有効な法律というのは、本物の法律のことである。法律として一定の価値が有ることを自分でも認め相手も認め外の皆も認めているということである。

こうした皆が価値ありと認めている事態を妥当とか有効とか言い、そうした皆が価値ありと認めているという法令の帯びる独自の特質を効力とか妥当性と呼ぶわけである。

ケルゼンは法令の効力は上位の法規に基づき下位の法規に付与されると説明する。例えば刑法が有効なのは憲法によって効力を付与されるからであると説明する。法規は効力を付与する連関に置かれている。政府の政令や各省庁の省令が効力を有するのは法律に基づくからである。法は段階構造を示す。静止的に見れば、法規の間には上下関係が認められるし、動態的に見れば、上位の法規に基づいて下位の法規が定立されるという法規成立の連関が認められる。最下位の規範は具体的な法規というべき判決や行政処分である。こうした妥当性の連関を考えると、最上位の規範である憲法や基本法の効力がどのようにもたらされるか説明が必要となる。ケルゼンはこの問題に対して根本規範という仮

説を立てて解答している。根本規範は実在はしない仮想の規範である。憲法の更に上位に根本規範を仮説すれば、根本規範に基づき憲法は効力を付与されるし、制定されると説明されることになる。

宮沢俊義はケルゼンの法段階説を用いて、大日本帝国憲法の拠って立つ天皇主権の原理という根本建前がポツダム宣言を受諾した効果として廃絶され、新たに国民主権の原理が根本建前として成立したという風に日本国憲法の効力根拠の説明を試みた。ポツダム宣言を受諾した八月十四日に憲法上の革命が発生し、国民主権の原理が確立したと説明した。従って、日本国憲法の制定は、帝国憲法の改正として行われるのではなくて、まったく新しい憲法の制定であるという結論を出している。これが八月革命説である。

ポツダム宣言の受諾により日本国の根本建前が変更になったと認識される。これが八月革命説の根幹部分である。

八月革命説によれば、大日本帝国憲法と日本国憲法の間には法的な連続はなく、法的には断絶していることになる。これが宮沢俊義の結論であった。

第5節 ノモス主権論争の歴史的意義

尾高朝雄は、日本国という法共同体の掲げる法理想であるノモスは不変であり、それ故、主権の内容は変化していないと説いた。主権者が何の制約もなしに一切を決定できるとする主権概念の変容を企て、理念による主権行使の制約を説いたわけである。

宮沢俊義と尾高朝雄の間で交わされたいわゆるノモス主権論争は一風変わった論争であった。蒟蒻問答に似たところがあったからである。論点がまるで噛み合っていないからである。

論争に於いて用いられた主権という概念の意味が異なっている。その結果、論争は立体交差に終わった。宮沢俊義の用いた主権の概念は決定権の所在を内容とするものであるが、尾高朝雄が用いた主権の概念は、権力を規制する至高の理念というものであった。

尾高朝雄の唱えたノモス主権論は大日本帝国憲法と日本国憲法の間存する

連続面に着目する学説であった。

国家の形を最終的に決定する政治力の所在という意味での主権は、天皇から、大日本帝国憲法の改正を経て日本国憲法が成立した段階で、国民へと移動した。このことは尾高朝雄も認識していた。

尾高朝雄が着目し強調したのは他の側面であった。

帝国陸海軍の無条件降伏と日本国政府の条件付き降伏を混同する誤謬に対し、ノモス主権論は日本国の同一性が米軍の占領の下にあっても維持された点を強調する学説であった。

南方や朝鮮半島の植民地や台湾は日本国領土から分離することが決まったが、これはポツダム宣言とそれに続く降伏文書に定める条件の一部であった。

帝国日本は解体したが、鎖国日本の領土は保全され、日本国はそのまま存続した。領土も領民もそして天皇を中心として結束する日本社会の伝統も保持された。

南千島にある択捉や国後、また、齒舞や色丹の諸島をほんの僅かの例外とただけで、日本列島は分割占領されることはなかった。

日本国は一体性を完全に保持し、独立国家として無きずであった。ノモス主権論は主権国家である日本国が無事生き永らえたことを格調高く讃える学説であった。

無条件に降伏したのは帝国陸海軍であり、日本国は条件付きで降伏したという歴史の事実を強調したわけである。

第10章 未解決の諸問題

第1節 残された問題（その一）：日本国憲法誕生の法理

八月革命説は大日本帝国憲法と日本国憲法の間に存する断絶を強調したが、その連続面を無視していることを指弾したノモス主権論の論点をも取り込んだ法理が必要である。

八月革命説の難点を確認して置こう。八月革命説には難点が三点ある。

難点の一。日本国憲法の上諭には「帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し」とある。もし八月革命説が正しいとすれば、上諭は真っ赤な嘘を語っていることになる。

難点の二。ポツダム宣言の受諾には日本国民は全く関与していない。国民の関与なしに国民主権の原理が確立する筈がない。もし主権者であった天皇が国民を新しい主権者に任命したのであれば、国民の受諾がどうしても必要な筈である。

難点の三。もし八月革命説が語る様に、ポツダム宣言を受諾した時に憲法上の革命が生じたとすれば、帝国憲法に基づいて成立した法令は一旦効力を失うことになる筈である。

ところが実際にはポツダム宣言を受諾した後も帝国憲法に基づいて成立した法令は効力を失うことなく存続していた。

して見ると、法的な意味の革命は、ポツダム宣言を受諾した1945年の八月にはなくて、日本国憲法が成立した1946年の十月に発生した筈である。

ノモス主権説にも難点がある。国際法上の主権概念に依拠して、日本国の独立を示す主権の存続を主張した点は適切であるが、国内法における主権の所在が不変であったのか、変更があったのかという論点に対する解答にはなっていない。

詰まるところ、国家の形を最終的に決定する政治力のありかという意味での主権は、天皇から、大日本帝国憲法の改正を経て日本国憲法が成立した段階で、国民へと移動したと解せざるを得ない。⁽¹⁾

ここでノモス主権論の意義を再確認して置こう。天皇主権から国民主権へと

(1) 蓮沼啓介「八月政変と十月革命---日本国憲法誕生の法理---」
神戸法学雑誌34-2(1984年9月号)参照。

主権の所在が移動したにも拘わらず、連続した側面もあった。例えば鎖国日本の領土はほぼそのまま存続している。（尤も琉球国だけは日本と清国に二重に所属していた独立国であったが）。

同時に日本国のあるべき姿についての理想も継続していた。尾高朝雄はこれを古代ギリシャ語を用いてノモスと呼んだ。尾高のいうノモスの中身は天皇を中心に結束する国民の共同体という理念である。

何が存続していたのか。それは神国思想である。

人間宣言の原文と英文草案を比較対照すると一カ所だけ決定的に異なるところがある。

The Japanese are of divine descentの箇所は否定されていない。昭和二十年の元日に新聞発表された新年の証書（いわゆる人間宣言）ではこの箇所は取り上げられていない。

英文草稿の段階では間違った考えの中に含まれていたこの箇所が証書では省かれているという事である。要するに神国思想の残存は占領軍当局によって公認されていたのである。

ノモス主権論は神国思想の存続という事実に対応した学説であった。日本国憲法の天皇条項は神国思想と両立することを明白に語っていたわけである。

言い換えれば人間宣言により否定されたのは昭和天皇の神格化と皇国思想であった。

第2節 残された問題（その二）皇室典範の違憲性⁽²⁾

天皇家にさざ波が立ち始めている。内部分裂の危機が忍び寄っているからである。

二人の皇太子という困難な状況が発生する惧れが大きい。正しく分裂の危機である。

(2) 蓮沼啓介「皇室典範の違憲性」神戸法学雑誌57巻3号（12月号）参照

問題の所在を確認しよう。現行の皇室典範に規定された皇位継承法の生成をまず振り返って見る。大日本帝国憲法と対応した旧皇室典範の皇位継承法が側室の廃止のみという小規模の変更しか潜らずに現行の皇室典範に引き継がれている。この皇位継承の法はもともと明治時代に成立した新しい法である。かつて数はすくないものの女性の天皇は実在した。現行の皇室典範に規定された皇位継承法は実は歴史と伝統に決別する新機軸であった。

この皇位継承法と日本国憲法に定める基本原則とは両立するものであろうか。

個人の尊厳と両性の本質的平等という法原則を日本国憲法第24条はその前提として受け入れている。

まず両性の本質的平等という法原則と男子継承の原理（言い換えれば女帝排除の原理）とは抵触する。

皇室典範に定める皇位継承の法は憲法に違反しその効力が疑われる無効の法である公算が高い。日本国憲法が施行された昭和二十二年五月三日に皇室典範はその範囲で失効したと解される。

これまでは問題にはならなかった。天皇ご夫妻の長子が男子である場合には問題は発生しない。また天皇ご夫妻の孫がすべて女子である限りは、現在皇太子である徳仁親王が天皇に即位すると、自動的に愛子内親王が皇太子になることにこれまではほとんど何の疑問も生じなかったからである。

ところが秋篠宮家に悠仁（ひさひと）親王が誕生した結果、皇室典範第一条と第二条の明文に照らすと皇太子である徳仁親王が天皇に即位した場合には、愛子内親王ではなくて、秋篠宮文仁親王ないしは悠仁親王が皇太子になるとも解釈される事態が発生することとなった。

こうして現行の皇室典範の違憲性が表面に浮上することとなる。皇室典範の一部が有効か無効かにより皇位継承者が別人になるからである。

皇室典範の定めが違憲のため失効するのはどの範囲と解せられるのか。

第1条 皇位は、皇統に属する男系の 子が、これを継承する。

男の一文字が抹消される結果、第2条に定める継承順位の意味が異なってくる。内親王の位置が空白のままに置かれているからである。複数の解釈が並立することにならざるを得ない。

また女性の皇族方に課された婚姻制約と個人の尊厳の原則とは衝突する。

次に女性の皇族方に婚姻制約を課す皇室典範第12条を引用する。

第12条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

適齢期の独身の皇族男子が実在しない現状では、第12条は内親王や女王に皇族の地位を維持したまま婚姻の自由を享受する機会を事実上完全に剥奪する規定であり、皇族に生まれ皇族として人生を全うするという人生設計の可能性を全く排除する規定である。それ故皇室典範第12条が個人の尊厳という法原則に正面から抵触する規定であることは余りにも明白である。

現行の皇室典範第12条は一見すると旧皇室典範第44条を踏襲する規定であるかに見える。次に旧皇室典範第44条を引用して置く。

第44条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ有ラズ但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルベシ

だが旧皇室典範には第57条が置かれていて、世襲親王の制がなお継承されていたので、適齢期の独身の皇族男子が実在することが通例であり、それ故旧皇室典範第44条と現行の皇室典範第12条とは条文の類似にもかかわらず事実上はまったくその趣旨や性格を異にする規定であったことは見逃せない。

旧皇室典範の第57条を引用して置く。

第57条 現在ノ皇族五世以下親王ノ号ヲ宣賜シタル者ハ旧ニ依ル

世襲親王の制は当面は存続していたわけである。この規定と第60条の規定

の関連は不透明である。次に第60条を引用して置こう。

第60条 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵触スル例規ハ総テ之ヲ廃ス

要は旧皇室典範のうち第57条と第60条の関係には不透明な部分が初めから廃止に至るまで残されていたということである。皇族という制度の先例と旧皇室典範の規定の間には不整合が認められる。にも拘わらずこの不整合はそのまま放置されていたということである。この曖昧さが旧皇室典範第44条の趣旨や性格に深い刻印を及ぼしていたことは見逃せない。

ところが現行の皇室典範には世襲親王の制度はまったく盛り込まれていないため、制度に断絶が発生し、条文の表面的な類似にもかかわらず、旧皇室典範の第44条と現行の皇室典範の第12条は全く異なる内容の規定となったわけである。

言葉を代えて言えば、現行の皇室典範の第12条は第二次大戦の後に成立した政治的な妥協の産物である日本国憲法の第一章に定める象徴天皇制を支える中核的な規定であり、皇族という制度における第二次大戦後の形態である象徴天皇制の中核に置かれた著しい新機軸を形成する規定であったと言うことである。要するに政治的妥協に伴う無理が集中的に噴出した箇所が現行の皇室典範の第12条である。象徴天皇制に潜む構造欠陥が露呈した箇所であるといってもいい。

日本国憲法第24条に抵触する範囲を無効とすれば、現行の皇室典範第12条の条文には追補が必要となる。(追補が必要な箇所を括弧内に追補して置く)。

第12条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

(但し、内親王及び女王については、皇族会議の議により、皇族の身分をはなれないものとする事ができる。)

現行の皇室典範と日本国憲法の間には不整合が認められ、日本国憲法の定めと抵触する範囲で皇室典範の方が効力を失うことは避けられない。

従って、皇室典範の効力を巡っては皇室典範全文有効派と皇室典範一部失効派に分裂することは避けがたい。

両派は何を判断の規準に用いればいいのか。

皇室典範の定めが違憲のため無効であるとすれば、慣例の法に従うこととなる。

江戸時代の先例を見てもまた上古日本の先例を見てもどちらにも女帝が出現する。女性の天皇を完全に排除する慣例は日本の歴史には存在しない。

ところで女帝の出現する条件は不透明である。女帝の出現が極めて限られた例外事態であることも疑いの余地はない。従って先例による限り、愛子内親王が次の皇太子になるのか、秋篠宮の親子のいずれかが次の皇太子になるのかは不透明となる。

そのために皇太女と皇太弟とが並立するという前代未聞の事態が発生することになりかねない。これは不吉な発展である。壬申の乱に先行する歴史状況が再現するかも知れないという不安を生み出すに違いない事態であるからである。こうした事態が発生すれば国論が二分される危機に向かう公算が大きい。

幸い補助法源として山県有朋の私擬憲法案がある。西周の私擬憲法案に倣うものであるが、どちらも江戸時代の皇位継承法を明文に起草した規定である。こうした私擬憲法案から戦後改正で廃止された側室の制度の部分を削除すればそのまま補助法源として使うことができる。いま引用する。

第二編 天皇 第一章 大統

第二十二條 日本國ノ皇位ハ 今上陸仁天皇陛下ノ知ラス所ニシテ以下ノ定規ニ導ヒ後來永ク其正統ノ血統ノ子孫後嗣ノ知ラスヘキトス

第二十三條 今上ノ正統後嗣トハ皇后トノ配合ヨリ（若シクハ……）既ニ誕降セラレタル又後來誕降セラルヘキ男女ヲ指ス

第二十四條 大統ノ（嗣）繼續ハ長幼ニ於テハ長ヲ先ニシ男女ニ於テハ男ヲ先ニス

第二十五條（略）

第二十六條 何如ナル時ニ於テモ大統ノ繼續ハ其現在ノ天皇ノ皇女ノ外女統ノ親ニ移ルコトヲ得ス

第二十七條 皇太女統ヲ承クル時其夫同異姓ノ別無ク尊禮ヲ受クルト雖ヘドモ朝政ヲ與カリ聽クコトヲ許サス其子孫ハ大統ヲ繼クコトヲ得ス

「正統ノ血統ノ子孫後嗣」に「男女」が含まれていることは明白である。女子である皇太子に「皇太女」という特別の称号が定められていることは見逃せない。

歴史の教訓を振り返って置こう。

山県有朋に憲法試案があることはこれまで誰も知らなかった新発見の事実である。井上毅の憲法試案の強力な競争相手であったが、側近であった西周が病に倒れたため、日の目を見ないでお蔵入りになった憲法案である。これを思い起こすことから始めるのが適切である。

西周私案に見る法律用語の整理を試みて置く。

皇子=コウシ。皇女=コウジョ。皇長子=コウチョウシ。皇長女=コウジョウジョ。

皇太子=コウタイシ。皇太女=コウタイジョ。天皇=テンノウ。女皇=ジョコウ。

「皇太女」や「女皇」という称号が新鮮であり印象的である。

事態を放置して置くと何が生じるのか。

無策に過ぎると次の事態が発生する見込みが高い。すなわち皇太子である徳仁親王が天皇に即位する際に、踐祚の儀式と即位の礼を行う間の然るべき時

に、新天皇による皇太子の事実上の指名が行われることになる公算が高い。この場合には愛子内親王を皇太子にすることを希望する旨のお言葉が発せられる見込みが極めて高い。

そう予想される理由を挙げて置く。

- ① 日本国憲法を擁護する義務を天皇は負っているからである。
- ② 天皇家の伝統を継承し維持する義務を天皇は負っているからである。
- ③ 娘に対する父親としての責任があるからである。愛子内親王が成人するまではその立場を守るのは父親の任務であるからである。
- ④ 天皇が天皇家の問題について希望を表明することは国政に関する行為ではないし、また国事行為でもない。これは天皇家の内部の私的な問題であり私的な行為である。

天皇が次の皇太子を誰にするかに関してもし希望を表明するとすれば、皇室典範派とお言葉派に国論が分裂することは不可避である。これは国論分裂への序曲であり、極力回避すべき事態である。

危機を回避するには何をすればいいのか。解決策は簡単明瞭である。差し当たり女皇を認める皇位継承の法に修正する。女皇とは女性の天皇に用いる正式の称号である。こうすれば時間が稼げる。

修正の方針は次の通りとする。

最低限の修正を施す。現行の皇室典範の文字を全て残し、最小限の文字を追加する。

修正案は次の通りである。

第1条 皇位は、皇統に属する男系の男子又は女子が、これを継承する。

第12条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

但し、内親王及び女王については、皇族会議の議により、皇族の身分をはなれないものとする事ができる。

更に将来の課題であるが、側室の制度を廃止した以上は、将来は女系を受け入れることが不可欠となる。問題はいつどのような皇位継承の法を定めるかにある。

蓮沼私案は次の通りである。すなわち親王將軍制に移行した上で將軍の地位の継承に関しては英国の王位継承法に倣うというものである。サリカ法に定める王位継承の法である。男子が女子に優先する王位継承の法である。

一方、本家である天皇家における皇位継承の法は天皇とその一族が民間の宗教家となった後に、尊王家の学者や知識人の諮問を得て、古都京都に於いて自主的に家法を決めたらよとするものである⁽³⁾。

第3節 残された問題（その三）：日本国憲法体制の構造欠陥

未解決の問題が更にある。日本国の儀礼君主は天皇か公方か。

天朝様や禁裏様と呼ばれた天ツ皇は古代の天皇とは別の権威である。王権ではない祭り主に過ぎない。象徴天皇制は、祭り主と帝王とを錯覚するという錯乱に堕ちていて、錯乱の論理に基づいている。象徴天皇制を機軸とする日本国憲法はそれ故に錯乱の論理に基づく錯乱の憲法である。復古国学の達成を鵜呑みにしているから、どうしても錯乱の論理に搦め捕られてしまう。

何が問題なのか。日本国憲法体制には構造欠陥が潜んでいる。政治的なリーダーシップつまり政治的な指導力が成長するのを抑止する仕組みになっている

-
- (3) 一案を提出して置く。すなわち側室の制度に準ずる再婚予約の制度を採用する。皇子を生まない皇后とは将来は離婚するものとし、再婚予約した女性が男子を出生した場合には再婚して新しい皇后とすれば皇子を生んだことになる。複数の女性と再婚の予約を結べば、やがて皇子が生まれることは必定である。こうすれば側室の子が天皇になることはなくなるので、側室という制度の弊害を取り除くことができる。要するに天皇は離婚と再婚を繰り返すことにし、離婚した前の皇后に男子が誕生したら、また再婚することを小まめに繰り返すわけである。

因に鷗外こと森林太郎は結婚と婚約は両立すると考えていた模様である。蓮沼啓介2019「エリーゼとのおつきあい」（『鷗外』投稿中）参照。

憲法である。祭主が儀礼的な君主の座に就いているため、歴史の先例になるリーダーシップがすべて祭主としての宗教的なリーダーシップになってしまう。

天ツ皇を象徴という名の儀礼君主の位置に留めている限り、政治的な指導力に対する宗教的な指導力の優位は動かない。

歴史の先例になる政治的なリーダーシップの事例にざっと目を通して置こう。政治的なリーダーシップにあっては決断と武力の統率が核心をなす。次いで情勢判断と影響力の行使からなる政治力の掌握が鍵をなす。更には明確な政権構想を持続的に追求し、実現していくところに眼目がある。

決断の事例を代表する人物を挙げて見よう。

① 軍事的な決断。

誉田別の大王。大海人皇子。源頼朝。足利尊氏。上杉輝虎。織田信長。高杉晋作。

② 講和の決断。

足利尊氏。楠正儀（マサノリ）。西郷隆盛。

③ 全面的な遷都の決断。

中大兄皇子。大海人皇子。桓武帝。大久保利通。

政権構想の事例を代表する人物を挙げて見る。

中大兄皇子。藤原良房。藤原基経。後白河上皇。

源頼朝。鳳凰尊治。足利義満。足利義輝。織田信長。徳川慶喜。大久保利通。

歴史の先例になる宗教的なリーダーシップを代表する人物を次に挙げて見る。

最澄や空海。寺院や神殿の開祖たちである。

法然や親鸞や日蓮。教団の創始者たちである。

耐え難きを耐え忍び難きを忍び辛抱を続ける我慢強い天皇たちや最後まで願

いを捨てないし諦めない皇子たちも歴史の先例になる宗教的なリーダーシップを代表する人物に含まれる。北朝の天子たちは拉致されても諦めないで救出を待つ。栄仁親王や貞成親王は最後まで希望を捨てない。逆境に耐えて希望を捨てずに神仏の加護や恩寵を永続的に信じていることができる人々である。

都に留まり続けた天子たちも同様である。禁裏成仁。禁裏勝仁。禁裏知仁。禁裏方仁。

皆、神仏の恩寵を信じていることができた宗教家たちである。

儀礼には場所が極めて重大な意義を持つ。

また思想と信念の力に頼り、言葉と祈りが中心となる。

教団と経済の結び付きも見逃せない。

乱世の天ツ皇たちが生き延びた力を再確認して置く。

明応九（1500）年後土御門天皇こと禁裏成仁が崩ずると、葬礼の費用に窮した禁裏では、遺骸を宮中の黒戸御所に置いたままであった。その期間は40日間とも90日間ともいう。細川政元の行った明応二（1493）年のクーデターつまり足利義材廃立以来、全国政権としての武家政権は消失し、細川政元の畿内支配が実現した。「内裏にても即位大札の御儀無益なり」と言い切っている。明応の政変以来、各地の有力者が武家政権に離反し、儀式の費用に当てる段銭の徴収ができなくなっていたため費用が捻出できなかったのである。足利義材は大内義興の食客となっていて反細川政元の動きを強めていた情勢であった。こうした情勢において立入家が登場する。禁裏御所の御倉役となった立入氏はもとは近江野洲郡立入庄の土豪つまり有徳人となった地侍である。才覚があったし、目の付け所が良かった。立入宗康は主君である六角高頼を通じて禁裏成仁の葬儀費用を献上し、その時より上京して、御倉役に任じられている。こうして立入家が禁中の賄い役となった。徳政免除の特権を確保した結果、「徳政が行われて土倉が迷惑しても立入家は損をしなかったので富貴が京中に知れることとなった」という。天皇家は禁裏門前の六町を領地とする在地領主ないし

は在地の地主に変身し、地侍出身の立入家と提携して財政を任せるに至るのである。⁽⁴⁾

儀式に従う宗教から決まりに従う経済への発展が生ずる。聖職者の持つ宗教的なリーダーシップは経済人のリーダーシップの先駆形態である。経済人にとって消費者は神様であり、消費者ないし市場という名の神様の加護を信じてその動向に敏感であることが経営リーダーの才覚であり資質であるからである。

第4節 政治的リーダーシップの消失とその回復

不測の事態における決断を本領とする政治的な指導力と天下静謐つまり平穩無事を願う宗教的な指導力とは対極に立つ。政権派閥の領袖がお雛様のごとくに振る舞えば決断力は消失する。

吉田茂の率いた自由党と鳩山一郎の率いた民主党が合併して自由民主党が成立した。

いわゆる保守合同である。

戦後国家と自由民主党体制いわゆる五十五年体制の構造特性を確認して置こう。政権派閥と保守本流が車の両輪となって議会の多数派を形成して政権を担う仕組みと運動を定着させた。政権派閥は始め、佐藤栄作により結成され、田中角栄がこれを継承した。

政権派閥の役割は、自派を党運営の要に据えて総選挙において党全体で数多くの議員を当選させるために、予算を活用して選挙における主力となることであつた。

保守本流の派閥である宏池会は、長期的な政策の立案と実行に当たり、この見地から政権派閥による予算の無駄遣いを抑制してきた。財布の紐を堅く結んで来たわけである。保守本流の派閥である宏池会には池田勇人や前尾繁三郎そして大平正芳といった見識と政治力を兼ね備えた領袖が登場した。その見識は次に並べる政治構想に示された。

(4) 脇田晴子『室町時代』118頁。

池田勇人と所得倍増計画。田中角栄と日本列島改造論。大平正芳と田園国家構想。ところが、大平正芳の急死により、リーダー不在の事態が発生することとなった。

こうして政権派閥の予算分捕りに対する歯止めが効かなくなってしまったわけである。

大平正芳の跡を継いだ宮沢喜一にせよ加藤紘一にせよ、決断力の欠如した領袖であった。

宮沢喜一は責任を回避するために多数意見に迎合することを信条とする利口者であったし、加藤紘一は自分では決断を下せぬままに上司の指示を仰ぐ秀才型の政治家であった。

こうした決断を下さないリーダーの類型は宗教的なリーダーシップをお手本として提出されたものである。宮様のリーダーシップに原型が求められる類型であるが、その大本は言うまでもなく祭主である天皇のリーダーシップにあった。これが帝国陸軍により軍のリーダー像として採用される。迫りくるバルチック艦隊に対峙して日本海海戦に臨んだ東郷平八郎の実像と虚像に二つのリーダー像が対照される⁽⁵⁾。

こうした決断を下さない政治リーダーの虚像が政治的なリーダーシップの模範そのものとされるに至る。関東大震災の折の出来事である。摂政の宮のちの昭和天皇は未曾有の災害にあっても慌てふためくことなく冷静かつ沈着にその任務である儀式の遂行に専念していた。こうした宗教家として立派にリーダーシップを遂行する姿が軍の描いた政治リーダーの虚像にあまりにもぴったりに当てはまってしまった結果、虚像が実像に進化することとなり、やがてふたつの事が発生した。まず摂政の宮の神格化が急速に進み始めた。昭和天皇崇拜の始まりである。それと平行して決断を下さないリーダーシップが政治的なリーダーシップの原型と見なされるに至る。

(5) 半藤一利「日本のリーダーシップについて」学士会会報2003-VII 843号、84頁以下

更にこうした虚像に示される決断を下さないリーダー像が戦後になって政界にまで及んでくる。帝国陸軍の捏造した東郷平八郎の虚像に惑わされて、更には昭和天皇崇拜に引きづられて、宮沢喜一は、決断を下さないリーダーが優れたリーダーであるというその独自の信条を確立したに違いない。

国債残高という名の国の借金が膨らみ続けている原因はどこにあるのか。その原因が根本的には政治的なリーダーシップの消失にあることは明白である。このままで行けば遠からず20年から30年ののちには日本国は破産する。改革は不可避である。

小泉政権について一言。織田信長や高杉晋作を模範や目標にする変人首相であり、珍しく政治的なリーダーシップを思い起こさせた。選挙には減法強いリーダー型の政治家である。ただ小泉さんには強固な政権構想が欠落していて、それを実現する政治力も不足しているため、改革は全て中途半端に終わってしまう。郵政民営化しかり。日朝関係の復交しかり。国連改革しかり。憲法改正しかり。課題とその解答という枠組みに留まっていて、学者や役人や官僚政治家の中の秀才肌の人に頼んで解答を出して貰ってその実現を目指すという手法を取っている。家庭教師に教えて貰って試験問題を解いている受験生の様なやり方である。自己流でもいいから、明確な政権構想を持つ政治家とは少々異なっている。

小泉政権の歴史的な意義を見定めて置く。小泉政権に置ける本格的な政権構想の不在は、五十五年体制によって築かれた保守政治の限界に正確に対応している。

政権構想を全面的に立て直すことが必要である時が到来したことを示している。

主権者である国民の出番である。本格的な政権構想の不在は国民の登場を促しているわけである。国民はどのように登場するのか。正式には憲法改正草案に対する国民投票を通してである。その前段階としては憲法改正案を含む国制改革案をめぐる討議というプロセスへの参加という形を介してである。こうした国制改革案を巡る討議に向けて国制改革の方針を示すのは法哲学の任務である。

思うに進むべき進路は次の四項目により示される。

- ① 土建国家 から 発明国家 への変身
- ② 内政国家 から 外交国家 への前進
- ③ 一国平和主義 から 多国間平和主義 への展開
- ④ 象徴天皇制 から 親王将軍制 への飛躍

新しい政権派閥生成の予兆が見える。森派や小沢派の拡張が著しい。こうした新勢力を軸とする与野党に互る改革勢力に進むべき方針を示すことが大事である。

2010年の総選挙における民主党の圧勝は二大政党政治の時代の到来を告げる出来事に間違いない。それは日本列島において未完のままに放置されている後期の市民革命の開始を意味する民主革命の狼煙である。民主党の内部崩壊を受けて、その廢墟を越えて志をつぐ新しい政治勢力の登場が待たれるところである。

第5節 政教分離への途

政治的なリーダーシップを回復するにはどうすればいいのか。解答は明白である。政治的なリーダーシップの類型を示すために祭主ではなく公方を儀礼君主の座に据えればよい。

但し、そのためには思想的な用意を少々必要とする。

記紀本学の可能性を探ろう。津和野本学から記紀本学へと前進することが肝心である。

津和野本学は近代日本における正統思想である。皇族中心に日本社会を描写し構想する立場である。津和野本学の特質は記伝本学であるところにある。古事記を神典とし、本居宣長の古事記伝を正統な注釈書とする立場である。だが問題もある。津和野本学は未だに歴史と神話の混同を克服していない。

日本書紀の史料批判を介して日本書紀の史料価値を再評価することができる。これが記紀史学の成立である。こうすると神話をそのまま歴史の真実であると思いつまみ錯覚から解放されることとなる。

記紀史学の成立により、記紀本学の可能性が開かれる。神話の謎を閉ざしていた覆いの結び目を解きほどこき、神話の豊饒な内実を解説する入り口が見いだされることとなる。

唯一無二神道の可能性を探って置こう。

記紀の神話伝説には人類最古の知恵が隠されている。

太陽は唯一無二である。太陽は全ての生命の源である。太陽神は生命力の象徴であるし、全ての霊力の象徴でもある。太陽信仰は全ての世界宗教の原型である。キリスト教やイスラム教に見られる唯一神の観念は唯一無二の太陽という人類の根本体験を基にそこから抽象により派生した観念にはかならない。

また歴史と神話を区別して立体的な考察を行う道もまた開かれる。

一例を挙げよう。天照大神の原像である歴史のモデルは「壹興」こと飯豊の女王である。

飯豊の女王は邪馬登の女王であるから、天照大神は日本国全体の守護神とはいえない。関西国や関西文化の守護神である。実際、先の戦争では軍部の指導層の切ない願いにも拘わらず、神風は吹かなかった。が、関西文化は空襲から免れている。奇跡としか言いようがない。天照大神には天空神としての側面と地上神としての側面とが認められる。祀る神という側面と祀られる神という側面が共存している。皇族の守護神という側面と大和国の守護神という側面とが兼ね備わっている。

日本全体の守護神は八幡大菩薩である。日本国の守り手は清和源氏の嫡流である八幡太郎義家に始まる武家政権とその後継である親王将軍に委ねられる。公方権力がその正統な後継者であることは明白である。親王将軍と執権の組み合わせが日本国における政権の常態であり政治の常道である。

新しい公方には誰がふさわしいか。親王将軍の先例に倣って、皇族方から選ぶのが望ましいし無難であろう。伏見宮家を再興して、公方に据えるという提案はどうか。第二次大戦後に廃絶された伏見宮の血筋を引く旧宮家に属する御曹司に、現在の天皇家の皇女ないしは宮家の姫君のだれかと結婚して貰い、その御子を新しい伏見宮にする。こうして伏見宮家を再興して、公方家とし、公

方は江戸城に居城することとする。

巧くご婚儀が纏まらない場合には伏見宮の子孫である旧宮家の御曹司の中から一人を選んで伏見宮家を再興して親王将軍に据えることも一案である。

宮家の本家は天ツ皇家とし、京都に居住し、宮家の別家は伏見宮家として公方職に就き江戸城に居城するわけである。これが21世紀における日本国の有るべき姿と形である。

天皇と公方の上下関係について一言。江戸城で公方職への即位儀式を取り行い、禁裏御所で親王宣下と将軍職拝受の儀式を行う。天皇は江戸城には生漕入らない。江戸城では公方が常に首座に着く。勅使は江戸城に設ける勅使の間に於いて上座に着座し、公方の側用人に天皇の詔勅を伝える。側用人は正殿の上座に着座する公方の前に下座してこの詔勅を公方に告げる。要は関西国では天皇が常に上座を占め、他の地域では公方が上座を占めることとする。天皇と公方とは禁裏御所以外では原則として同席しない。外国では公方が日本国の元首として振る舞う。天皇は名門の祭主であるから宗教家や聖職者の一員として振る舞うものとする。

天皇は天ツ皇と呼び名を変えて、民間の祭主となり、京都に復帰する。関西国の象徴になってもいい。⁽⁶⁾日本国の象徴は公方とし、江戸城に居城する。

天皇の京都復帰と公方権力の登場という可能性が発生している。天皇は名門の祭司となり、祭り主として町衆と再び再会する。禁裏教団の復活と近代化が実行される。商道徳はこうして復活する。

(6) 禁裏教団の財政基盤について一言。国債の寄付により賄う。禁裏教団への寄付は国債に限っては次の条件を満たせば免税とする。すなわち国に額面の半額で売却するという条件を付す。こうすると国は国債を半額で償還できることになり、国にとっても有利である。また贈与税を免除されるので、禁裏教団にとっても有利である。これにより膨大な額に達している国債残高を徐々に圧縮することができる様になる。禁裏教団に自分の保有している国債を寄付する通常は尊王家である資産家は禁裏教団と国の双方に半額づつ資金を寄付する計算になるわけである。

分権国家への移行と同時進行の形で改革を実行する。

財政再建を突破口とする。大增税なき財政再建は可能か。分権国家へ移行すればいい。

到達目標は連邦国家である。

分権国家日本の設計図を提出して置く。五分国体制である。日本全国の中に五つの分国が誕生する。まず都道府制⁽⁷⁾いいかえれば広域府県制に移行しそこから五分国に進む。

北日本国	北海道・東北道
東日本国	関東府・東京府
中日本国	東海道・信越道・北陸道
関西国	畿内近国
西日本国	中国道・四国道・九州府

（琉球県は全国政府の直轄県とする）。

また日本語を国際連合の公用語にする。国連の公用語に日本語を加えるという働きかけは日本国が安全保障理事会の常任理事国に加わるための作戦（要するにキャンペーン）としても極めて有効である見込みである。晴れて日本語で説明や宣伝を行うことが可能となるし、全世界に日本語を話し読むことのでき

(7) 蓮沼啓介1996秋「日本国分割民営化法案」（あうるーら5号）をも参照されたい。

る親日派や知日派の人材を手広く育成する道が開かれるからである。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

次の三十年の間にこうした改革が実現するであろうことはほぼ間違いのないところである。(現在20歳前後の)皆さんが50歳になる時分には分権国家への移行と天っ皇の京都復帰が必ずや実現することをここで予告して置きます。乞う、ご期待の程を。

補論1 皇族の伝統をどう発展させるか。

国民主権の原則と天皇制度を両立させる企みを試みて見よう。

尊皇思想の新展開を図る企てでもある。

室町中期に始まる皇統二流という時代の流れを引き継ぎ、伝えて行くことが肝心であり要となる。基本はこうである。

-
- (8) 日本語を国連の公用語にする秘策を掲げて置く。それは紫式部の名に因んだ紫インスティテュートの立ち上げである。全世界を九のブロックに分けて、各ブロックごとに十(ないし十五)の支部を設置する。支部には所長を含む三人の事務官と外国語として日本語を教える専門の教師七人を配置し、各支部の周りに立地する相手国の大学の日本語科や東アジア語科などに専門の日本語教師として二年の任期で赴任させる。再任は同じ大学においては一回だけ認めることとする。四年間の勤務の後に赴任先の大学を変えるということである。(なお東海アジアとEU連邦には十五の支部を設けるのが良い)。

相手国の大学や高校においてまた外交部局において更には新聞社やマスコミ関係機関において活躍する、日本語を聞き話した読み書きする知日派の人材を長期に互って育成することが目標である。

既に中国は孔子学院を立ち上げ、韓国も世宗(セジョン)学院を発足させている。自国語を国際社会の通用語とするための競争において日本は決定的に立ち遅れていて、このままでは置いてきぼりを食らう寸前である。だが今からでも十分に間に合う。日本語の研究の水準は近年とみに高まっていて既に極めて高い水準に達しているからである。

あとは政治的な決断が残されているだけである。

- (9) 詳しくは蓮沼啓介2019「国際社会と日本の立場」神戸法学年報29参照。

まず皇室の制度を王室と皇家に分解する。歴史の先例がある。皇族の本流である禁裏家と分流である伏見の宮家という風に皇統は二流に分流して今日に至っている。こうした系譜を確認することが出発点となる。

親王宣下という慣行の確立が皇統が分流する支えとなった。

ところで現行の皇室とは何か。皇族が建てた王国の王室のことを皇室という。

皇室の制度は明治時代に制作された皇族の伝統の新機軸である。

皇室という制度は失敗作である。失敗の原因は復古国学にある。

復古国学が次の三点の失敗を犯してしまった。

① 復古主義。記紀を神典化して神聖視してしまった。

これは信仰強制を意味する。

② 女帝を排除してしまった。これは日本の伝統に沿わない。

③ 男尊女卑。中国の皇帝の制度に倣っている。

（後宮や宦官の慣行はおぞましい）。

なぜ中国の流儀に従うのか、その理由が不透明である。

唐虞三代の治は男尊女卑ではなかった筈である。

結局、復古国学の成立により、皇統の引き継ぎは歪んでしまった。この歪みを矯めめるにはどうすればいいのか。復古国学の成立した歴史事情を再現して根こそぎ引き抜きこそぎ落とすことがかなめをなす。森林太郎と橋本綱常の確執が一切の鍵をなす。信仰強制と信仰の自由の対立。恋愛の否定と恋愛の自由の対立。国や家の個人に対する絶対的な優位と個人の家や国に対する優位の間に発生する根本的な対立。絶対王制の造った近世常備軍と近代国家の市民軍の内面的な対立。上意下達と対等な対話。立憲君主と絶対王。二つの対立軸の間には近代と近代以前を隔てる越えがたい壁と溝がはだかっている。

復古国学は文明開化という名の文化革命に対する歴史的な反動として登場した。大日本帝国憲法の告文や勅語そして天皇条項に刻印されている。

皇統譜にその困難と失敗が集約されている。

従って復古国学の失敗を克服するには皇統譜の再編が必要不可欠である。

どうすればいいのか。

現行の皇統譜は歴史文書として棚上げして公文書館に納める。現行の皇統譜は歴史的な反動勢力の生ける記録である。明治大正昭和という三代の作品である。括弧付きの「近代」日本に対応している。帝王本紀をそのまま受け継いでいる。南朝正統論に組みしている。光明天皇や崇光天皇の排斥と除外にその特質が認められる。

続いて新たに皇統譜を作成する。新しい皇統譜は天皇譜と皇籍譜からなる。

天皇譜は舒明＝皇極帝から始まり高天の原睦人＝長子の夫妻に至る歴代の天皇の血縁関係を系譜に納める。皇籍譜は歴代の天皇ごとにその親族関係を記載する。

皇極帝から始める理由はこうである。舒明＝皇極朝は太陽神の子孫と観念された高貴な一族である皇族の観念が確立した時代である。やがて天武帝の時代に天皇という称号が使われ出し、また天皇御璽が作成された。(因に天皇御璽は平の時子が壇ノ浦に入水した際に安徳天皇もろとも海中に沈んだままである)。この時代に皇統は皇族という高貴な一族に伝えるという信念が汎く倭国中に広がった。こうして古事記や日本書紀に見られる帝王本紀という系譜が血縁を表わすという理念や信念もまた生成した。スメラミコトを輩出する高貴な一族が皇族と呼ばれ、皇統を形成する。これが日本国の中軸となる。尊皇の伝統の起源である。かくて太陽女神である天照大神が天空の主宰神に上昇する。こうした変化は皇極＝斉明帝の時代に始まる新しい歴史の発展である。その背景には異国の天神であるアフラマズダ神を崇拝する祇教の到来という歴史の事実が潜んでいたことは余り知られていない。

皇統譜の対案を挙げて置く。天皇譜を後嵯峨天皇から始める。三種の神器に沿った編成である。現行の三種の神器は後嵯峨天皇が選んだ宝器である。

別案。光格天皇から始める。院になっていない天皇である。出家して仏門に帰依してはいない。生涯世俗の天皇である。また史実がはっきりしている。現行の天皇である今上のわずか六世代前の直系の先祖である。

これとは別に北統譜を作成する。北統譜は光厳天皇に始まり、高天の原睦人

に至る禁裏家と同時併行的な時代の伏見の宮家の系譜からなる。崇光天皇から栄仁親王や貞成親王を経て貞愛親王に至る系譜である。皇統二流の時代に対応する系譜である。三種の神器を皇位継承のレガリアとする時代の記録である。三種の神器を定めたのは後嵯峨天皇である。壇ノ浦で源氏が回収した空箱を拝むのでは体裁も悪いし、具合も良くないので、新たに皇位継承の証しとなる宝物を選んだ訳である。鏡剣は新鑄し、更に八尺瓊の勾玉を撰定した。

皇統譜や北統譜の文書としての性質を確認しておく。

皇統譜や北統譜は歴史文書であり、原本は公文書館に保管する。副本を内閣府に置く。

また新たに大統譜を作成する。大統譜は光格天皇に始まる歴代天皇の記録である。大統譜の原本は宮内庁に保管する。

別に王統譜を作成する。

新しい王統譜は高天の原陸仁と長子から始める。王室は高天の原という姓を名乗る。王室の内親王と伏見の宮家の後裔である御曹司との神婚を経て新しい伏見の宮家を創設する。新しい伏見の宮家では高天の原という名字を名乗ることとする。一方、皇家は皇スメラという姓を名乗る。皇家は禁裏家の伝統に従い、それを復活して継承する。

皇家設立の財政基盤をどう調達するか。

まず内閣府に総合調整の機能を有する部局を新設する。そこで国債寄付の制度を設計する。（補論の3を参照されたい。）

皇家設立財団を設立して、皇家設立に必要な資金を国債寄付の制度を活用して寄付として集め受け入れる。国債寄付の制度は宝鏡の再現を果たすのに必要な資金集めにも活用出来るすぐれた制度である。

補論2 宝鏡の再現

八咫の鏡を再生する計画を提出したい。

女性天皇に指揮をとって貰う必要がある。天照大神の代理人が必要であるか

らである。女性天皇でないとな照大神の代理は勤まりそうにない。

その上で八咫の鏡調査団を結成する。調査団は調査報告書を提出する。調査項目は次の通りである。

調査項目1. 八咫とは何か。

咫 あた とは周尺の八寸のことである。説文解字に「咫 中婦人手長八寸謂之咫周尺也」とある。中肉中背の婦人が手を広げた時の親指の先から小指の先までの手の幅の長さが八寸である。これは周尺に拠ると注がついている。つまり咫とは周尺の八寸の長さのことである。従って八咫は周尺では八×八寸＝六十四寸すなわち六尺四寸になる。

商尺は周尺の八寸にあたるので、咫は一尺の意味に用いられることもある。

半径が一尺の鏡の円周の長さは（円周率を3.2とすれば）六尺四寸となる。つまり八咫の鏡とは半径が一尺の鏡の別名である。

鏡の半径が丁度一尺にあたるかどうか。どのように判定されるだろうか。

まず尺についてどんな尺があったのかを調査する必要がある。

時代時代に応じて尺の長さは変化する。まず商尺があり次いで周尺が作られた。商尺は周尺の八寸にあたる。周尺の実物はなお発見されていないが、周尺は後世の標準尺の基準尺であり、その実在は確実である。周尺の長さを10とすれば秦の武王尺の長さは12の比率であるし、始皇尺は14であるし、南朝尺は12.5となる。隋唐尺や天平尺は15の比率となる。いわゆる高麗尺は18となるし、宋尺は16となる⁽¹⁾。

周の歩は周尺八尺であるが、戦国に入って周尺七尺の歩と六尺六寸の歩が新設された。ここから奇妙な発展が生じた。六尺六寸の歩は六尺四寸であるという思い込みが発生し、逆算して架空の周尺が推計された。この架空の周尺を擬

(1) なおそれぞれの尺の長さについては蓮沼啓介2016「アッ猫がいる」神戸法学雑誌66巻1号（6月号）37頁に掲げる表1を参照されたい。因に古韓尺とは魏晋尺の一尺一寸の長さを単位とする物差しの模様である。

周尺と呼ぼう。擬周尺は実際の周尺よりもやや長く20.3センチメートル位となる。擬周尺の八尺に当たる擬歩が設けられ、歩を七尺とする新しい尺が設定された。これが商鞅尺である。 $20.3 \times 8 \div 7 = 23.2$ センチメートル位となる。上海の博物館に商鞅銅方升が蔵されている。その深さは一寸であるが、計測によれば、2.323センチメートルである。一尺にして約23.2センチメートルとなる。

現存する古尺のうち長さが23.2センチメートルのものと23.3センチメートルのものは商鞅尺である。これに対して長さが23センチメートルや23.1センチメートルのものは周尺の七尺を歩とし、六尺と読み替えた戦国尺である。漢を中断した新の尺は戦国尺の復元である。また長さが23.6センチメートルのものは秦の武王尺である。また1965年に北京市の八宝山西晋墓から出土した象牙製の物差しは24.15センチメートルであるが、これは擬周尺の六尺を五尺とする晋尺である。（佐伯有清2000『邪馬台国を読む』下、吉川弘文館、170頁）

平原一号墓から出土した大型鏡の直径は約46.5センチメートルであるが、その半径は約23.25センチメートルとなる。これは商鞅尺の一尺にあたる。その円周は商鞅尺の六尺四寸になる。つまり八咫の鏡である。

調査項目2。平原一号墓について。

埋葬者は何者か。副葬品の点検がかなめをなす。

原田大六に学ぶ。原田大六は平原一号墓が発見されて間もない頃に現地に駆けつけ発掘に立ち会った数少ない考古学の学徒である。『実在した神話』の中には、大型鏡が出土したという話を聞きつけてから、現地に駆けつけ、遺跡が土木工事で破壊される前に発掘調査を進める苦労と苦心が綴られている。（90～109頁）。出土品に多数の鏡があり耳飾りなども含まれているところから見て埋葬者はまず間違いなく女人である。それも女王である。直径が46.5センチメートルもある大型鏡の破片が五枚分も出土している。この大型鏡は半径が商鞅尺の一尺に当たる。円周は六尺四寸であるから八咫の鏡である。

半径が一尺の鏡とはメートル原器の如く一尺の長さをしかと特定出来る度量衡の測定原器の一種である。こうした原器を作成し保持できるのは国王だけの

筈である。従ってこの女人は女の国王である。言い換えれば女王である。倭国には「親魏倭王」であった卑弥呼という女王がいたことは良く知られた歴史の事実である。卑弥呼は魏略の逸文によれば伊都国の王女である。平原一号墓に埋葬された女人も間違いなく伊都国の王女であった人であろうから、倭国の女王であろうと推定される。先代の卑弥呼ではあるまいか。⁽²⁾三代に亘って伊都国の王女が倭国の女王となつたのではなかろうか。三代目の卑弥呼は壹與とも台与とも呼ばれ、二代目の卑弥呼の死を受けて十三才で次の女王でとなり、やがて纏向に遷都し百襲姫と呼ばれ箸墓に埋葬された女王であろう。

調査項目3。伊勢神宮の祭神である八咫の鏡とは何なのか。

原田大六の聞き書きが参考になる。原田大六が伊勢神宮の宮司であった某から聞いた話では、鏡箱の内部にはさらに円形の箱があるが、その内箱の径は二十三センチメートル内外で神衣に包まれているという。同1978『卑弥呼の鏡』六興出版、参照。残っているのはほんの一部の破片だけである様子である。破碎鏡のかけらだけなのかもしれない。

実物の調査を女性天皇の指揮のもとに実施することが望ましい。

伊勢神宮の内宮のご神体は八咫の鏡であるが、商鞅尺の一尺が使われているとすれば平原一号墓から出土した大型銅鏡と同じ大きさの鏡になる。ひよっとするとご神体は平原一号墓から出土した大型銅鏡と同型鏡なのではあるまいか。平原一号墓出土の大型鏡は破片から復元したものであるが、文様を見ると内行花文八葉鏡である。花卉が内向きに並んでいて、八枚の葉っぱが円形に並んでいる図柄が鏡の中心部に彫り込まれた鏡である。

ご神体は飯豊姫がはるばる前原から纏向に運んで来た宝器であり、ミマキ姫から豊鍬入姫を経て倭姫命に伝世され、ついに伊勢神宮に祭られた神器なのではあるまいか。延暦二十三（804）年の皇大神宮儀式帳には八咫の鏡の容器は

(2) 石井好2018「天照大神は卑弥呼である」全国邪馬台国連絡協議会、会員研究発表会報告（2月3日）。

「径二尺、内一尺六寸三分」とある。これは天平尺であるから「径二尺」で60センチメートル弱であるし、「内一尺六寸三分」であるから48センチメートル位となり、商鞅尺に基づく八咫の鏡なら十分に納まる大きさの容器である。

なお『御鎮座伝記』には「八頭花崎八葉形也」とあるが、原田大六によれば、これは内行花文八葉鏡とおなじ意味の言葉である。同1966『実在した神話』学生社、164～165頁参照。鎌倉時代までは鏡の中心部分の文様がそのまま読み取れる形のままだに保管されていたことが分かる。尤も『正中御かざり記』には「御桶代」つまり八咫の鏡の容器の大きさは「径高各一尺五寸也」と見える。桶の差し渡しも深さも一尺五寸では45センチメートル位であるから、46.5センチメートルの鏡は桶には納まらない。おそらくは正中の頃には一部欠けた状態の鏡が保管されていたものと推察される。

伊勢神宮の内宮も何度か火事で焼け出されているので、八咫の鏡は既に焼失して現存しないかもしれないし、あるいは破片だけが破鏡として残存しているのかもしれない。

調査項目4. 朝廷の宝器である八咫の鏡とは何なのか。

まず文献の調査を行う。

養老神祇令踐祚条の本文にはこうある。「凡踐祚之日中臣奏天神之寿詞忌部上神璽之鏡劍」。この「鏡」が八咫の鏡である。踐祚条義解にはこうある。「謂璽信也。猶云。神明之徵信。此即鏡劍神璽。」ここで神璽と呼んでいるのは鏡劍という二種の宝物である。うち「鏡」が八咫の鏡の形代であるし、「劍」がいわゆる草薙の劍の形代である。「神明之徵」が形に現れたものが「璽」であるから、ここでは鏡劍が「璽」と呼ばれているわけである。令釋にはこう見える。

「釋云。神璽鏡劍也」。令釋は続いて唐令の当該箇所を引用する。「唐令所云。璽者以白玉為之印也。」唐令にいう「璽」とは「白玉」を材料として作成された印章のことである。更に帝王世歴から引用する。「帝王世歴云。秦制伝國璽。」令釋はいう。「是風俗各別。號同實殊耳。」秦の制度では即位の儀式の際に国璽つまり国の正式な印章を伝達することに決まっていた。倭国では鏡劍を引き渡

すが、これは国により風俗がそれぞれ別々であるからである。「璽」と同じ言葉で呼んでいるが、実際には伝達される実物は殊ごとであり異なっていると。

銅鏡と銅剣は皇位の継承儀式に用いられる宝器である。

日本書紀の記事を点検しよう。「鏡剣」にまつわる記事は継体紀と宣化紀と持統紀にしか見えない。継体紀元年二月条に「大伴金村大連、乃跪上天子鏡剣璽符再拜」とある。また宣化紀即位前紀条に「群臣奏上劍鏡於武小広国押楯尊」とある。また持統紀四年正月条には「奏上神璽劍鏡於皇后」と見える。

天孫降臨の神話の本文には鏡剣に関する記事がない。鏡剣に関する記事は第一の一書に見えるだけである。⁽³⁾

古語拾遺には崇神天皇が「天照大神及草薙劍」を笠縫の邑に遷したと見えるが、ここで「天照大神」とあるのは八咫の鏡のことであろうと推察される。

混乱の源は伴信友の論考に遡る。

伴信友が「神璽三弁」において日本後紀桓武の巻に「以璽并劍櫃奉東宮」とあるのを、璽は鏡剣を示し、劍櫃は「大刀契」であると解したことが誤解の始まりである。実際には璽は天皇御璽を示し、劍は草薙の劍を示し、櫃が「大刀契」を示す箇所である。こうした誤読の結果として「天子神璽宝剑符節鈴印等」という文徳天皇や清和天皇の踐祚の儀式に登場する「天子神璽」を勾玉と誤解することともなった。実際には「天子神璽」は文字通りに天子の神璽であり言い換えれば天子の御印である。天皇御璽である。

「宝剑」は草薙の劍であるし、「符節鈴印等」が「大刀契」である。八咫の鏡

(3) 「八坂瓊の曲玉及び八咫鏡・草薙の劍、三種の宝物を賜ふ」(日本書紀)。古事記にも「八尺の勾玉、鏡、また草薙の劍」という同様の記事が認められる。

「草薙の劍」という名称が倭建命の實在のモデルであるイニシキ王よりも以前に遡ることは考えにくい。古伝では「八咫の鏡、八尺の勾玉、白青の和幣、三種の宝物」とあったと推察されるところである。イニシキ王が東方遠征から生還した後に、即位の儀式において鏡剣の引き継ぎが行われ始めたことに気付いた語り部達が、宝物に劍を加える必要を感じ、和幣の代わりに草薙の劍を三種の宝物に追加したという事情が浮かび上がって来る。

は御在所に置いたまま、踐祚の儀式の場に運び出したりはしない。これが桓武天皇が始めた新しい儀式であった。古色蒼然とした八咫の鏡は皇帝の即位儀式には似合わないからである。儀式讓国条に「内侍持璽劍追従」云々とあるが、御璽と宝剣を持ってという意味である。

宮中に保管された八咫の鏡は火事で焼け出されたことが何度かある。『扶桑略記』に引く天曆日記には天徳四年九月廿三日夜に起きた内裏焼亡の記事が載っているが、焼け跡を調べた源重光の報告には「見瓦上在鏡一面。径八寸許」とある。鏡がほぼ無きずの状態で焼け残っていたというのである。ここで「径八寸」ばかりとあるが、円形の鏡の半径が八寸位であったという意味であろう。天平尺で八寸くらいと言えは24センチメートル弱になる。これが八咫の鏡である。『日本紀略』の記事を見ると御座・内裏・賢所の三カ所の焼け跡を調べたところ「一所鏡、件鏡雖在猛火上而不破損即云伊勢大神云々。一所鏡員形無破損長六寸許」御座と内裏に置かれていた二枚の鏡はほぼ無傷で焼け残っていたという。ここで「長六寸」と見えるが、鏡の身長とは直径のことである。鏡の径つまり差し渡しとは鏡の中心から周縁までの長さのことである。

以上に調査項目を四点掲げた。

こうした調査団の調査結果を踏まえて、平原一号墓から出土した大型鏡が長く伊勢神宮のご神体であった八咫の鏡と同形鏡である事が確かめられた暁にはそれを模範として新しく八咫の鏡を作成し、古来の八咫の鏡を再生する事が可能となる。そうした決断は女性天皇にお願いするしか下せないように思われるがいかかなものであろうか。今再生すればあと千年くらいは楽々と無きずのままに伊勢神宮の内宮の奥社に天照大神のご神体としてうやうやく奉納することも夢ではないのではあるまいか。

補論3 歴史の分かれ道

1. 始めに

間もなく日本は大きな分かれ道に差し掛かる。歴史の分かれ道が近づいて来る。幕末維新に次ぐ大きな分岐点がやって来る。

開国か鎖国か。選択の時が来る。今回は都道府県や市町村の開国である。

幕末維新の改革は市民革命の名に値する巨大規模の改革であった。今回の改革はそれより小さい中規模の改革である。天と地がひっくり返る革命つまり大回転ではなく全てを入れ替える引越し型の大改革である。江戸時代で言えば享保の改革とか寛政の改革などに並ぶ制度と思想の全面的再編である。国政のリフォームでありリニューアルである。発想の転換が主たる中身となる。

万事リセットということである。

2. 道しるべ

道標べが必要である。

分かれ道があるのに、それと気付かずに一本道であると思い込んでいると、大変な失敗を犯すことになる。どちらに進むか、十分に熟慮を重ね、大事な決断を下す機会を完全に失ってしまうからである。道が一本しかなければ事は簡単である。ただただ前に向かって進んで行けば良い。先頭にくっついて遅れを取らない様に歩き続ければそれで済む。

だが分かれ道が前方に待ち受けている。右手に進むのか。それとも左手に進むのか。分かれ道の直ぐ手前に道標べを立てることが今緊急に必要である。

右手に進めばゆるやかな下り道がだらだらと続いている。どこまでも続く下り坂である。左手に進めばゆるやかな上り道が続いていく。しばらくは緩やかな上り道が続き、やがて道は急な登りとなり高台に達する。高台は見晴らしが良く、居心地がいい場所である。山登りに喩えれば、左に進めば尾根に辿り着

く。尾根に上がればあたり一面が見渡せるし、遥かに頂上も見える。爽やかな風が吹き抜けて行く。周りにはお花畑が広がり、雪溪の澄んだ真水を飲む事もできる。山小屋も目の前に立っている。これとは反対に右に進むとどうなるのか。右手に進んでも麓の村に辿り着くことは出来ない。穏やかな日暮れが待っている訳ではない。右手の道は迷い道である。道はやがて暗い森に入り切り立った谷に直面する。無理して谷を渡ろうとすれば遭難は避けられない。引き返そうとしても既に日は暮れ、野営しか手立てがない。翌朝はさらに悲愴である。翌朝には長くて辛い登りが待っている。長くて辛いきつい登りを続けて分かれ道にまで引き返すしか進む路は無くなってしまう。救援のヘリなどどこにも待機してはいない。そんなものは存在しないからである。

日本経済はいま分岐点に差し掛かっている。長期的な衰退か、それとも輝かしい復活か。デフレ脱却のあと日本経済はどこに向かうのか。行方を決める選択の時点が迫っている。長期的な衰退の先には財政の破綻が控えている。遭難が待っている。国債の不履行が発生し、IMFの管理下に日本経済は置かれてしまう。緊縮財政を課せられ、国民生活は困窮に追い込まれる。あるいは苦難の道が待っている。重税を自らに課しながら、生活水準を恐ろしく切り下げた日々が何十年も続くことになる。戻り道の登りは辛くてきつい。けが人や病人が続出するという悲劇が起こる。悪夢が正夢になる。

だが輝かしい復活の道もある。復活への進路は明らかである。道標べに沿って左手に進めば良い。輝かしい復活の道に進むには従って道標べを見落とさないことが何よりも大切である。

3. アベノミクスの問題点

アベノミクスはくすぶっている。前途が不透明な霧と靄に包まれているからである。第三の矢が足りないのである。成長戦略の中身が貧弱で貧相と言わざるを得ない。

生産性革命が必要であるという時代診断は的確である。だがどうすれば生産

性を革命的に増強できるのだろうか。インテリジェント化が鍵をなす。ここまでは正解である。だが難問が控えている。インテリジェント化を図る方策が少々不足しているのである。生産性の向上にはAI化が切り札である。その通りである。人工知能の活用により生産工程のロボット化が進行して商工業の分野ではインテリジェント化が劇的に進み出している。生産性の革命的な上昇が明白に始まっている。

だが農林水産業やサービス業の分野ではAIの力は限られている。AIやそれを活用したロボット技術の底力は速度と正確さにある。規模と時間の経済つまり節約により生産性が劇的に向上する訳である。だが農林水産業またサービス業では多品種少量生産が基調である。生き物や生ものまた食べ物を扱う産業の分野では規模や時間の経済の寄与や恩恵は小さい。従って農林水産業やサービス業におけるインテリジェント化への別の方策を発見し隠し味を加味しない限り、こうした分野において生産性の急激な上昇など実現出来る筈がない。それは出来ない相談である。

ここにアベノミックスのアキレス腱がある。避けがたく経済格差の発生する根本的な源がある。都会の過密と地方の過疎が二重に生まれ連動する原因がある。都会の不満と地方の不安が同時に発生する病根がある。

アベノミックスの跛行性を克服するには、もうひとつのインテリジェント化の道を探し出し見つけ出すことがどうしても必要である。

右下がりの道はAIのみに頼る経済成長の道である。この道は安易に移民に頼る道でもある。安易に移民を受け入れれば、何が生じるのか。安物買いの銭失いになるのが落ちである。

これに対して左手の道は二刀流である。AIをまず活用する。さらにEIやNIをも活用する。EIとは何か。NIとは何か。その土壌にはLIが欠かせない。今必要なのはEthnic Intelligence様々な民族の知恵とNatural Intelligence自然の知恵そして受け入れの土壌となるLocal Intelligence 地元の知恵比べである。

EIを日本列島に集積する独自の作戦として、文科省の国費留学生を活用する。非漢字圏からの国費留学生の一部を過疎地の市町村が受け入れ、日本語教

育の特訓を行う。教室と事務職員は市町村が用意し、専門の日本語教師は都道府県や国が派遣する。留学生は一旦出身国へ戻って自国の大学を卒業する。希望があれば、日本の市町村が五年程度の任期を限って、国際交流担当の職員として採用する。こうした仕組みを作れば、日本の自然や伝統に関心を強める世界中の若者たちがやがて日本列島に集まり出す。若者とともにEIも日本列島に集積する。

4. 失敗の実例

築地市場の豊洲移転案は失敗の見本である。豊洲に仮住まいして築地を再開発すれば簡単であった。豊洲に仮設の魚市場を設けて二年間ほど仮移転をして、その間に築地を再開発することは十分に可能であった。だが都庁の内部からはこうした発想は生まれなかった。都知事やその側近からリーダーシップが発揮されれば良かったのであるが、石原都政では築地の再開発については逃げ腰かつ及び腰の対応しか見られなかった。結局、消去法で豊洲移転案が選択された。

政策選択のプロセスは最悪かつ最低であった。

豊洲に仮移転するという選択肢を完全に見逃してしまったのである。そこに分かれ道があることに気付かずに、ただただ豊洲に向けて永久移転するという一本道しかないと思い込んで馬車馬の如くに前へ前へと突き進んでしまったのである。

小池百合子氏の英断により豊洲移転の後に築地に引き返すという選択肢も確保された。豊洲に移ってからそのまま豊洲に永住するのか、それとも魚市場は築地にまた戻るのか、選択する進路が確保されている。築地に魚市場を復活する道もまだ残されている。

選択肢が提示されなかったことが失敗の本質である。

選択肢を提示することが政治リーダーたちの任務であり仕事である。

[選択肢を用意するのは軍師や参謀また策士（＝政策顧問）の仕事である]。

5. 選択肢を表の形に示す。

基本政策の対立点を対照表の形に示す。

左側に自民党の立場を示し、右側にもう一つ別の選択肢を示す。

(自由民主党)	(新しい政党)
日本列島改造論	日本列島大改革
田園都市国家構想	学園都市国家構想 (市町村は学び舎である)
(豊葦原瑞穂の国)	(葦原中ッ国)
男女共同参画社会	女性が頂点に立ち長になる社会 (女性天皇を実現する)
アベノミクス	ユリコノミクス
三本の矢	成長戦略を強化 (構造特区と道州制の導入)
生産性革命	生産性革命
AIを活かす	AI + EI & NI
商工業のAI化	ロボットも環境も活用する
農林水産サービス業をどうする	農林水産サービス業のEI化
自主憲法の制定	日本国憲法の自主的改正
憲法九条の改正	九条の二を複数提示
ソメイヨシノ	新しい桜
男尊女卑	男女対等・レディファースト (女性／皇族が活躍する社会)
人づくり革命	町づくり革命へ前進する
内閣府の権限強化	霞ヶ関大改革
政治の優位	政治と行政のチームワーク
経験豊富、でもインテリジェンス に欠ける人が多い	インテリジェンスに溢れる人材 を集める

ソメイヨシノは全国で花盛りである。でも幹は腐っている。害虫に食い荒らされている。新しい桜が待ち望まれて久しい。新しい政党は新しい桜を植える。

6. 政治の決断

決断を下すのは主権者である日本国民である。

日本国民はいつ決断を下すのか。国政選挙の時である。

天皇の代替わりの時を活かす。本年の七月には参議院選挙が行われる。

国民が決断を下す絶好の機会がやって来る。

国民が決断を下すには国政選挙において選択肢を提示する必要がある。

まず基本政策の選択肢を示す。次いで政権の枠組みの選択肢を示す。

決断には外界の変化が必要である。急激な変化が必要である。

カエルを煮立った鍋に放り込むとカエルは驚いて外に飛び出すが、カエルを水の入った鍋に入れてゆっくりじわじわと下から温めるとカエルはじっと身を潜めてしまいついにはゆで上がって死んでしまう。

急激な変化がなければとても思い切って飛び出せない。

びっくりカエルになって思い切って飛び出すのか、それとも釜ゆでカエルになってヒックリカエルのか。日本国は正念場を迎えている。

釜ゆでになってヒックリカエル。そんな未来はまっぴらご免である。

7. だれが先頭に立つのか。

(以下省略)

補論4 霞ヶ関大改革の内容について。

政治と行政の関係をどのように設定するのが適切か。

自由民主党の基本政策と対立する政権党の基本政策を表の形に対照する。

(自由民主党)	(新しい政党)
政治の優位	政治と行政の責任分担
内閣府の権限強化	内閣府の機能強化
国家安全保障局の設置	国家安全保障局の機能強化
内閣情報局の設置	内閣情報部局の機能強化
内閣人事局の設置	内閣人事局を廃止する *
(諸悪の根源)	総合調整部局を新設する *
政治の横暴と行政の萎縮	政治の指導と行政の補佐
秘密だらけの政府になる	インテリジェンスに溢れた
	政府を作る
大事なものは隠す政治	情報を公開する政治

** 具体的には内閣人事局を格下げして内閣人事部とし、総合調整局に吸収合併する。総合調整の機能の空白を埋めるために、総合調整の機能を担う部局を新設するわけである。

霞ヶ関大改革のかなめは内閣人事局の廃止と総合調整局の新設に置かれる。

総合調整という機能について説明を加えて置く。総合調整とは所管が複数の部局に跨がる業務について主管の部局を判定し、また所管の部局が不明や不在の業務について所轄の部局を特定し、更に他の部局には所属しない業務を自ら担当する機能のことである。国の業務と国以外の他の公共団体の業務の所轄についても同様の総合判定を下すことになる。

総合調整を担当する部局の不備や不在に日本国の行政になお残存する宿痾が見て取れる。この不備や不在に伴う行政の空白や欠陥を補正するためには総合調整の権限と機能を担う部局の新設や整備が必要不可欠である。

総合調整係や総合調整室の新設がまず必要である。例えば内閣府の企画調整課に新たに総合調整室を設置する。

職員三名 内政担当 法務入管・都道府県市町村担当
 外務担当 国連公用語化担当
 学務担当 留学生教育・紫式部学院担当

3。次に総合調整局を新設する。 (次次年度)

総合調整局 ← (総合調整課)
 総務課
 調整課
 日本語教育課 ← (日本語教育室)
 内務係
 外務係
 学務係
 内閣人事部 ← (内閣人事局)
 (略)

以上。

補論5 都知事選挙の大改革

2018年7月14日 蓮沼啓介

東京都知事の選出法を大幅に変更する。東京という巨大都市が日本の首都であり、世界都市でもあることを考慮して、東京都を他の道府県とは別扱いをする。具体的には次の通り。

都知事の任期を三年とする。これは参議院議員の任期の半分の長さである。都知事選挙は参議院議員選挙と同じ日に行う。こうすると都知事選挙が行われる時点を予め事前に予測出来ることになる。

米国大統領の選出法を見習うことにする訳である。こうすると12年ごとに米国の大統領選挙と東京都の知事選挙が同じ年に行われるめぐり合わせとなる。

都知事選では知事候補と代理知事の候補が組みになって立候補する。

投票用紙は連名の候補の中から一組を選んで丸をつける仕組みを採用する。

知事が不在（病欠等）の時には不在期間は代理知事が知事の職務を代行する。知事が欠けた時には残任期間は代理知事が知事の職務を遂行する。

代理知事も欠けたときには副知事が知事の職務を代行する。（副知事がいない場合には都議会が都議の中から副知事を選出する。）

こうすると知事が失職しても都知事選挙をやらないで済むし、知事も辞職しやすくなる。

メリットを確認しよう。現行のやり方よりも選挙の回数や費用を抑えることが出来る。不意の辞職などによる不確実な政局を回避出来るので都政の安定に資する。また国政と都政の間を行き来しやすくなる。例えば参議院議員のうち東京選挙区の選出議員とかあるいは全国区（比例代表区）の選出議員は日程の面で円滑に都知事選挙に出馬しやすくなる。

デメリットも点検して置こう。

都道府県の中で都を特別扱いすることになる？のかもしれない。

尤もこれがデメリットかどうかは判断の分かれるところである。東京都には特別の地位と役割が与えられているからである。あるいは任期がやや短か過ぎる感もなくはない。四年の方がいいかも知れない。ただし東京の如き先進都市は変化や発展の速度が速いから、任期が多少短い方が時代のうねりに対応しやすいかもしれない。要するにデメリットは殆ど見当たらない。

以上。